

第百三十六回国会 衆議院 厚生委員會議 録第十六号

平成八年五月十五日(水曜日)

午前九時三十四分開議

出席委員

委員長 和田 貞夫君

理事 衛藤 晟一君 理事 木村 義雄君

理事 鈴木 俊一君 理事 青山 二三君

理事 石田 祝樹君 理事 柳田 稔君

理事 横光 克彦君 理事 荒井 聰君

理事 伊吹 文明君 理事 稻垣 実男君

理事 狩野 勝君 理事 熊代 昭彦君

近藤 鉄雄君 田中眞紀子君

高橋 辰夫君 竹内 黎一君

戸井田三郎君 長勢 甚遠君

根本 匠君 林 幹雄君

持永 和見君 保岡 興治君

山下 徳夫君 赤松 正雄君

栗屋 敏信君 大野由利子君

鴨下 一郎君 北村 直人君

久保 哲司君 高市 早苗君

樹屋 敬悟君 山本 孝史君

緒方 克陽君 五島 正規君

森井 忠良君 枝野 幸男君

金田 誠一君 岩佐 恵美君

土肥 隆一君

出席國務大臣

厚生 大臣 菅 直人君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生大臣官房総務審議官 龜田 克彦君

厚生大臣官房審議官 和田 勝君

厚生省業務局長 荒賀 泰太君

厚生省児童家庭局長 高木 俊明君

厚生省保険局長 岡光 序治君

厚生省年金局長 近藤純五郎君

委員外の出席者

社会保険庁運営部長 横田 吉男君

大蔵大臣官房審議官 和田 恒夫君

大蔵省主計局共済課長 松川 忠晴君

大蔵省主税局税制第一課長 木村 幸俊君

大蔵省理財局資金第二課長 富田 辰郎君

文部大臣官房福利課長 齊藤 秀昭君

農林水産省経済局農業協同組合課長 高橋 賢二君

運輸省鉄道局国指導課長 金澤 悟君

運輸省鉄道局業務課長 宿利 正史君

参考人 (日本鉄道共済組合本部長・日本国鉄共済組合本部長・日本国鉄共済組合本部長・日本国鉄共済組合本部長) 鈴木 三也君

参考人 (日本経営者団体連盟政策調査局環境局長) 高梨 昇三君

参考人 (日本経営者団体連盟政策調査局環境局長) 市川 喬君

参考人 (日本経営者団体連盟政策調査局環境局長) 船後 正道君

参考人 (日本経営者団体連盟政策調査局環境局長) 室長 市川 喬君

委員の異動 五月十五日 堀之内久男君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

堀之内久男君 田邊 誠君 補欠選任 林 幹雄君

二十万人でございまして、約四割に減少しておるわけでございます。

これに對しまして年金の受給者は、退職年金、障害年金、遺族年金の三つを合わせまして、同じ期間、昭和四十年と現在を比較いたしますと、昭和四十年には十七万人でございましたが、現在は何と四十四万人という状況でございます。今の状況を申し上げますと、現役一人で〇・二八人以上を支えるという状況に至っております。年金制度の係数で御説明を申しますと、いわゆる成熟度で申し上げますと、現状では二・四四という状況になっておるわけでございます。

このような状況に伴いまして鉄道共済組合の財政は悪化の一途をたどりまして、昭和五十年代に入りましてから保険料引き上げの努力は行つてまいりましたものの、昭和六十年からはとうとう自前ではやっていけなくなつたということでございまして、国家公務員共済の相互の助け合いということ、これを長期給付財政調整事業と言つておりますが、昭和六十年からは年間四百六十六億円の援助を受けるということになりました。

さらに、それだけでは足りなくなりまして、平成二年度からは厚生年金を初めとする被用者年金制度全体によるいわゆる制度間調整事業を開始していただきまして、この仕組みの中で多額の援助をいただいております。ちょっと金額を申し上げますと、平成二年度から四年度までは年間千五百五十億円でございまして、平成五年度及び六年度につきましては九百七十億円で、現在の七年度及び八年度につきましては六百二十億円でいうふうなことで、多額の援助をいただいております。

また、これにあわせまして、平成二年度以降、事業主であります国鉄清算事業団及びＪＲ各社から、特別負担といたしまして年間千二百二十億円の御援助をいただいております。

ここで六年度決算の状況を申し上げますと、支出総額九千八百八十三億円でございまして、二千二百三十億円の合わせた御援助をいただいております。

いうことでございまして、大変苦しい状況が続いておるということでございます。

しかしながら、私も鉄道共済年金が現在に至るまで辛うじてこの年金の支払いを維持することができておりますのは、これらの御支援があったからであります。改めて厚生年金を初めとする関係の方々の御尽力に深く感謝を申し上げます。次第でございます。

もちろん、私もとしてもいわゆる自助努力というのを言々としてやっております。特に昭和五十九年度以降は、給付の抑制、保険料の引き上げの両面にわたつて努力を重ねておるわけでございます。

その歴史を多少申し上げますと、給付につきましては、昭和五十九年度からは一〇％スライド停止ということで、年金額の約一割の圧縮を図つたということでございます。それから昭和六十一年度の大改正におきましては、いわゆる三階部分、職域部分の不支給を行うことといたしました。それから平成二年度からは、さらに踏み込んだ措置といたしまして、かねてから御指摘のありました問題でございます、退職時の特別昇給の結果はね上がっております昇給による増加分の金額の削減を実施しております。さらには標準報酬再評価の繰り延べといったような抑制措置も実行したところでございます。

他方、保険料につきましては、昭和五十年代末に大幅引き上げをいたしまして、厚生年金を三割ないし四割上回る水準を続けてまいりましたが、平成六年末におきましては、おかげさまで公的年金制度に関する関係閣僚会議の決定を受けまして、今後格差は拡大しないという御決定をいただきました。今回の引き上げでは格差は縮小に向かうということに相なつたわけでございます。現在におきましては、鉄道共済の組合員及び事業主は厚生年金を二割弱上回る保険料を負担しておるわけでございます。

以上のような状況で、私どものいわば経営状況、さらに自助努力を御説明申し上げましたので

すが、この経営悪化が見え始めたのは昭和五十年代の初めでございます。いろいろな工夫を始めましたが昭和五十九年以降ということでございますが、非常に長い間私どもは経営に四苦八苦をしておるというのが実態でございます。いろいろな方々に御迷惑をおかけしているということもございまして、この苦境をぜひ御理解を賜りたいと思つております。

御審議いただいております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、公的年金制度の再編成の第一段階として、旧公共企業体の共済年金を厚生年金に統合することを主な内容とするものでございます。鉄道共済組合では、これまで、公的年金制度の一元化により、財政の長期的安定と給付と負担の公平化が実現されることを強く要望してまいりました次第でございます。

この法案におきましては、おかげさまで厚生年金及び共済年金各制度に御負担をいただきつつ、これらの問題につきまして根本的な解決が図られていくと認識しております。鉄道共済に對しましても、現有積立金を大きく上回る額の積立金の移換などの努力が求められておりますが、被用者年金制度の中心であり、最大規模である厚生年金との統合によりまして、国鉄及びＪＲ各社の退職者が将来にわたつて安定して年金が受給できるようなものと考えている次第でございます。

さらに、給付と負担についても、今後一般の水準にそえる方向が示されております。私も日本鉄道共済組合といたしましては、この法案の内容を高く評価しておる次第でございます。国会での御審議を賜つた上で、法案の内容に沿ひまして、平成九年四月に厚生年金との統合が実施されることを切に期待しておるわけでございます。

最後に、私も日本鉄道共済組合といたしまして、この法案の作成に御尽力をいただきました関係各省、関係各方面の皆様方、御審議をいただいております諸先生方に深く感謝を申し上げます。簡単ではございますが、私の発言を終わらせていただきます。(拍手)

○和田委員長 ありがとうございます。

次に、高梨参考人をお願いいたします。

○高梨参考人 日経連の高梨でございます。日経連で社会保障関係などを担当いたしました。委員長を始め各委員の皆さん方には、常日ごろから日経連の諸活動に對しまして大変な御理解をいただいておりますことに對しまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の審査に際しまして、発言の機会を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

まず、現在の公的年金制度の問題点について申し上げます。

既に御高承のとおり、我が国の被用者年金は職域単位の制度として発足し、現在八つの制度に分立して運営されております。職域の違いで独自に制度が運営されてまいりましたことで、各制度ごとで保険料負担に相当の格差が生じております。具体的には、現時点の保険料率あるいは掛金率は、厚生年金が一・五五％であるのに対して、ＪＲ共済が一・五九％、私学共済は一・二・八％と大きな開きがあります。このうち、私学共済の掛金率には、いわゆる三階部分の負担も含まれているのであります。

昭和六十年改正においては、全国民に共通の基礎年金が導入されまともに、被用者年金各制度について給付の算定方式を原則としてそろえる改正が行われました。この改正により、我が国の公的年金制度は、一階部分が二十歳以上の全国民が加入する基礎年金制度、二階部分が民間サラリーマンや公務員などが加入する被用者年金制度という構造になつたわけでありまして、この公的年金の上に、民間企業においては、任意に、退職金の移行等の形で企業年金制度が三階部分として上乗せされる形になっております。

先ほど、六十年改正で二階部分の給付の算定方式をそろえたが申し上げましたが、実は、給付面での制度間格差が完全に解消されたわけではあり

ません。と申しますのは、現在、J・R、J・Tを除く共済年金には、厚生年金給付、報酬比例部分の二〇%に見合う職域年金が上乗せされておられまして、いわば公的年金の中に三階部分が含まれる形になっております。こういうように給付面でも格差が残っているわけでありまして。本来、社会保障としての公的年金制度は、同一給付・同一負担が原則であるべきものと考えます。

また、産業構造、就業構造の変化によって財政危機に陥った制度が生じたことは、基本的に各制度が職域ごとに分立、運営されてきたために財政基盤が脆弱化したことに大きな要因があり、このままでは、経済社会情勢の変化によって、今後財政悪化を来す制度が生じることも懸念されるのであります。

そのほかにも、制度を移ったときのいわゆる在職老齢年金の取り扱いが違ふということや、制度を移ったときの加入手続や年金の請求手続の煩雑さという問題もあり、いずれも職域ごとに分立した現行制度のもとでは解決が難しい問題であります。

ところで、さきの公的年金制度の一元化に関する懇談会におきまして、日経連は次のように主張してまいりました。すなわち、一元化に課せられた役割は、これら現行の公的年金が抱えた問題の解決を図り、国民にわかりやすく、信頼される制度に再構築することであり、そのためには、全制度の統合・一本化が最も望ましい方法であるということでありまして。

また、各制度が独立して運営されてきたこれまでの経緯等を勘案し、第一段階の措置として、旧三公社共済を厚生年金に統合するという考え方をとることがやむを得ない選択であるといったし、その際には次のことが求められると主張いたしました。

第一に、将来、全制度の統合・一本化を目指すこと、そしてその目標時期を明らかにすること。第二に、厚生年金だけに負担がかかることのないように、被用者年金制度全体で支え合う枠組みを講

じること。第三に、共済年金に上乗せされている三階の職域部分を二階部分と分け、その透明化を図ること。第四に、救済される立場の制度においては、一定期間保険料率等の自助努力を行うこと。そして第五に、国民の理解を得るためにわかりやすい情報の公開を行うことなどでありまして。さて、今回の改正案のポイントは、被用者年金制度の再編成の一環として、J・R、J・T、N・T・Tの各共済組合の長期給付事業を厚生年金保険に統合し、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者として厚生年金のルールに従って年金を支給すること、統合に際しては必要な額の積立金を移換するとともに、全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこと、旧三共済の事業主は健康保険組合を設立すること等でありまして。

移換すべき積立金の額は、旧三共済が独立制度として運営されていた期間に給付が確定した部分に見合うものとして、J・RとN・T・Tがおのおの約一兆二千億円、J・Tが約一千億円とされております。

また、物価スライド、再評価といった世代間扶養で賄われている部分に見合うものとして、旧J・R、J・T加入者の保険料の一部を充当するほか、引き続き被用者年金全制度で支援を行うこととされまして、その支援額の半分は負担能力に応じた公平な分担、もう半分は財政的な成熟度が低い制度がより多く負担するという費用負担の平準化の観点による分担という考え方がとられ、当面五年間の全制度の支援額は年間一千六百億円、うち厚生年金は千二百七十二億円とされております。

なお、旧J・R、J・T加入者の保険料率は厚生年金の保険料率が追いつくまでの間は据え置き、N・T・Tの保険料率は厚生年金の保険料率にそえることになっております。

今回の改正案は以上のような内容となっておりますが、日経連としては、全制度統合・一本化への第一段階としてやむを得ないものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。

一つには、今回の一元化の枠組みは次の段階での統合に際してのルールになるものと説明されておりますが、決して今後単独での運営が行き詰まった制度の救済を図る仕組みということであってはならないわけでして、そのためにも、早期に今後の再編成に向けての道筋が明らかにされるべきであると考えます。

二つには、今後の再編成に当たっては、何よりも国民の理解と支持を得ていくことが重要であります。そのためには、年金財政の安定性や給付・負担の公平性という一元化の基本目標を踏まえた各制度の財政状況等の実態や見通しの的確な検証と、それらに関するわかりやすい情報の公開が不可欠であります。

三つには、共済制度の三階の職域部分は、厚生年金基金と比較した場合、実態面で物価スライド、再評価の有無等の格差が残っており、今後その格差解消に向けて、適切な情報の提供等により職域部分の透明性を高めていくことが求められます。

最後に、昨年七月の社会保障制度審議会の勧告の中で、二十一世紀には被用者年金制度の一元化が実現していなければならないとされているところでありまして、各制度が今後二十一世紀にかけて成熟化する段階がまさにその時期ではないかと考えられます。政府、関係各省庁の熟慮と各制度関係者の利害得失にとらわれない姿勢をもって、公平で安定した、真に国民に信頼される公的年金制度を構築していくことが必要であると考え、次第であります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○和田委員長 ありがとうございます。

次に、船後参考人をお願いいたします。

○船後参考人 船後でございます。

本日は、年金改正問題について意見を申し述べ、機会を賜りまして、光栄に存じております。

私は、現在、社会保障制度審議会年金数理部会長を務めており、また、先般の公的年金制度の一元化に関する懇談会にも委員として参加いたしました。

した。長年、年金一元化問題に関係してまいりました者の一人として、今回の制度改正案について意見を申し述べたいと存じます。

まず初めに、この問題の経過を簡単に振り返ってみたいと思います。

我が国の公的年金制度は、昭和五十年代ごろまでは、八制度三十一保険者と言われましたように多くの制度に分立いたしておりました。また、財政方式は、いずれの制度も発足の当初は積立方式を標榜していたのでありますが、その後、次第に賦課方式への傾斜を強め、ベースアップや年金改定など社会経済情勢の変化に伴う後発債務の一部を後代負担に求めるという、いわゆる世代間扶養の考え方を取り入れた運営に移っていったわけでありまして。

このような状況のもとでは、制度間に給付と負担の不均衡が生ずることは避けられず、また、産業構造、就業構造の変化に伴い加入者が減少する制度では、財政運営が次第に困難になってまいります。五十年代の終わりに、国鉄共済年金の財政逼迫が顕在化してまいりまして、五十九年には国家公務員共済組合法と公共企業体共済組合法の統合が行われて、国鉄共済に対して旧国家公務員グループによる財政援助が行われることになったわけでありまして。

同年二月に公的年金制度の一元化について閣議決定が行われましたが、これはこのような情勢を背景としたものでございます。

一元化の課題は、改めて申し上げるまでもないと思いますが、年金財政の安定性の確保と制度間の給付・負担の公平性の確保という二点に要約できます。五十九年の閣議決定以降、このような基本的目標の達成に向けて種々の努力が積み重ねられることになったわけでありまして。

〔委員長退席、鈴木俊一委員長代理着席〕まず、昭和六十一年には、基礎年金制度の導入によりまして一階部分が一元化され、二階部分につきましては共済年金の給付設計が厚生年金の方式に改められました。これによりまして給付面で

の統一はほぼ完了し、残る主要問題は二階部分の負担面での格差ということになったわけでございます。しかし、負担面での格差につきましては、各制度が独立した制度として運営されてまいりました経緯があり、これの解消につきまして関係者の合意形成を図ることはまことに困難な問題でございます。

他方、この間、鉄道に加えてたばこ共済の財政の逼迫も顕在化し、両共済の財政問題に対応するため、平成二年からは制度間調整事業が実施されました。これは一元化の地ならし措置と言われたもので、交付を受ける側の制度のいろいろな自助努力を前提として実施されたものでございまして、負担の公平性の確保という一元化の理念からいたしますれば不十分であり、あくまで過渡的なものとして理解すべきものと考えます。

また、この間、年金数理部会におきましては、一元化議論の促進を図るために、平成四年の第三次報告書におきまして、一元化の具体的方式について三つのモデル案を提示いたしましたのでござい

ます。平成六年二月に至りまして公的年金制度の一元化に関する懇談会が設けられ、各制度の代表者もこれに加わり、翌七年二月には皆様御存じのような報告が行われ、制度再編成の第一段階として、旧公企体共済の厚生年金への統合が行われることになったわけでございます。今後の検討にゆだねられました問題が少なからず残りましたけれども、これによりまして負担の公平化について方向性が示され、当面の差し迫った課題であった二共済の財政安定化のための具体的解決策が得られましたことは、一つの前進であったと評価できます。

次に、今回の制度改正案について所見を二、三申し上げたいと思います。

先ほども申しましたように、現在、鉄道とたばこの二共済は、各制度からの財政支援を受けながら給付費を賄っている状況にあります。このよう

な統合前の期間に係る給付費を統合後のように賄っていくかということが今回の改正案の大きなポイントであったわけでございます。

改正案は、この統合前の期間に係る二階部分の給付を二つの部分に分けて財政対策を考えております。

一つは、鉄道、たばこ共済が独立制度として運営していた期間に給付が確定した部分につきましては、必要な額の積立金を移換し、他制度の負担としない。その他の部分、つまり物価スライド、再評価といった世代間扶養で賄われている部分につきましては、旧鉄道、たばこ共済加入者が厚生年金に払う保険料の一部を充当するほか、一定のルールに従い被用者年金全制度で公平に支え合う、こういう仕組みとしたわけでございます。

そして、被用者年金全制度による支援につきましては、支援額の半分以上を負担能力に応じて負担する、すなわち標準報酬総額によって按分する、残りの半分は費用負担の平準化の観点から分担する、すなわち、財政的な成熟度合いが低く負担すべき水準が低い制度がより多く分担する、こういう仕組みとされたわけでありまして、

制度統合に伴う積立金の移換は、まことに処理の難しい問題であります。各制度の財政方式が完全積立か完全賦課かといったことでそろっているならば、一定のルールによって処理することは可能であります。冒頭に申しましたように、現在各制度の財政は修正積立あるいは部分積立と言われる中間的な財政方式で運営されておりまして、確定した保険料率算定方式なるものが存在いたしません。ですから、一定のルールを見つけないとい

うことは非常に難しいわけでございます。結局、各制度が合意された方法によるほかはないと考えます。そういう意味におきまして、今回改正案のような形で積立金の移換と各制度による支え合いを合意されましたことは、高く評価することができると考えます。

この点につきまして年金数理部会は、平成五年の第四次報告書におきまして、修正積立方式のものにおける財政運営について次のように述べてお

ります。引用させていただきます。

世代間扶養の考え方を取り入れた公的年金制度においても、保険料の拠出時点において給付が確定できて、しかもその費用について負担を平準化することが必要であると考えられる部分については、積立方式を取り入れた財政運営を行っていくことが重要である。その際には、この部分の給付に見合う積立金を確保していく必要がある。

このように述べております。今回の改正案はこの考え方の趣旨にも沿うものであり、妥当なものと考えます。

今後の一元化の進め方につきましては、去る三月に、一元化懇談会報告書の趣旨に沿った形で政府の方針が閣議決定されました。四共済におきましては今後この閣議決定の線に沿って検討を進められることになるわけでありまして、私ども年金数理部会におきましては、年金制度の再編成を進めるに当たって、制度の安定性、公平性の確保に

関し財政再計算時に検証を行う、そういう要請を受けました。まことに大役でございますが、精いっぱい努力いたす所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○鈴木俊彦委員長代理 ありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○鈴木俊彦委員長代理 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。根本匠君。

○根本委員 自由民主党の根本匠でございます。今回の公的年金の一元化、再編成、これはそれぞれ異なる制度が分立する中で一定のルールをつくったという大変な作業だったわけですが、今回まとまった案、これは私も国民の年金制度に対する信頼を確保したという点で大変大きな意義を有

するものと思っております。

今回の公的年金の一元化、再編成を進めるに当たりましては、これはそもそもJR共済の財政破綻に端を発したわけでありまして、その原因がどこにあったのか、そして具体的な自助努力をどのように行ったのか、この辺が他制度の理解あるいは国民の合意を求める上で重要なポイントだと思っております。

まず第一に、鈴木参考人にお伺いしたいと思います。

JR共済の破綻した理由、これは制度運営上いろいろな問題点があったとか、あるいはモータリゼーションの発達で鉄道が衰退して産業構造上の変化の要因があったとか、いろいろな問題点があったわけでありまして、JR共済が破綻した理由をJRとしてどのようにとらえているのか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。私ども鉄道共済の破綻した原因ということにつきましては、例えば昭和六十三年度に開催されております鉄道共済年金問題懇談会というのがござい

ますが、ここにおきまして二つの点が指摘されております。

これは今先生がおっしゃいましたように、一つは、モータリゼーション等の進行に伴います就業構造、産業構造の変化ということでございます。

二つ目は、やはり国鉄共済時代の制度、それから運営に問題があったのではないかと御指摘でございます。この同様の御指摘は、既に過去におきまして国会の場でかなり行われておるわけでございます。私どももいたしましては、特に日本

鉄道共済組合、昔の国鉄共済組合の運営についての御批判は、そのとおり真摯に受けとめなければいけないと考えておるわけでございます。

しかしながら、率直に申し上げさせていただきますれば、事ここに至りました主な理由といたしましては、やはり就業構造の変化、産業構造の変化というのがメーンであったのではないかとこのように感ずるところがございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、昭和四十年
度末に四十八万人いた組合員が現在二十万人と
いうことでございますし、他方、受給をしておら
れる方々は、四十年十七万人が現在四十四万人
というところでございます。先ほど船後参考人のお
話にもございましたように、現在の年金制度は単
純な保険数理ではございまして、世代間扶養と
いうことで、特に物価上昇分、それから賃金の実
質上昇分を結局後世代、若い世代が負担するとい
うことでございまして、どうしても産業構造の
変化がございまして、どうしても面が強まるとい
うことでございます。

しかしながら、昔の国鉄共済時代の制度運営等
について問題がなかったかといえ、私ども、特
に私の今の立場は昔の国鉄共済の事務局を引き継
いだ立場でございまして、率直に申し上げまし
てなかなかつらい面がございまして、けれども、や
りそういう面がなかったと言ふことはできないとい
うことでございまして、いわゆる自助努力につ
きまして、この点の御批判を踏まえまして、こ
れを逐一実施をしてきたということでございます。

○根本委員 国鉄共済の破綻の原因はそういうこ
とだろうと思うのですが、こういう制度論を考え
るに当たっては、まずどういふところに責任が
あったのか、問題点があったのか、その辺をきち
んと峻別してとらえて、そして具体的な対応をす
るというのが筋だと思ひます。

今、自助努力のお話がありましたけれども、要
はJR共済破綻の原因として、旧国鉄の責めに帰
さないいわゆる構造的な要因、それからいろいろ
な制度上、運営上の問題点、これが大きくあるわ
けであります。それを踏まえて具体的に相当の自
助努力はされてきたわけですが、この自助
努力、先ほどお話をありましたけれども、もう
少し詳しく、どのような自助努力をどのような観
点から行ってきたのか、この点についてお伺いし
たいと思ひます。

○鈴木参考人 まず、自助努力の中心は保険料率
の引き上げということでございます。国鉄共済組
合の財政の悪化が始まりましたのは五十年代の初
頭でございます。五十年代に入りましてから保険
料率の引き上げに努力をいたしました。特に五十
年代末には急激な引き上げを実施してございま
して、その結果、厚生年金を三割ないし四割上回る
水準まで達したということでございます。こうい
うことになりましたと、三十歳ぐらいの組合員の負
担する保険料と申しますのは、厚生年金等の同世
代の方と比べますと約一万円高くなるということ
でございます。そういう努力を実施したというの
がまず保険料の面で基本でございます。

それから給付の切り下げ、これはいろいろな面
で実施をしております。多少過去の話もございま
すけれども、まず最初に実施いたしましたのが、
昭和五十九年度に私どもの国鉄共済を国家公務員
共済の方へ統合させていただきまして、百
十分の百の切り下げというのをやっております。
これはいわゆる職域に見合う部分というものを、
もうこの財政状況では負担し得ないということ
で、百十分の百に圧縮をさせていただいたとい
うこと。それから、昔から御批判を賜っておりま
したけれども、国鉄共済の場合には退職時の給与水
準、その瞬間の給与水準で年金が決まるというこ
とになっておりましたけれども、これも五十九年
の時点では、退職前一年間の平均給与ということ
で国家公務員並みにいたしました。これがまず最
初の自助努力でございます。

それから、昭和六十一年の基礎年金制度の導入
の際におきましては、いわゆる職域部分は支給
ということ、明確に制度上規定をしたところで
ございます。

それから平成二年度に入りまして、さらに、従
来から御批判の強かった、特に国鉄時代に退職時
に二階級特進の特別昇給をしておりまして、それ
に見合つて年金がふえているのはおかしいではな
いかという強い御批判があった部分につきまして
は、その現に支給されている金額につきまして庄

縮を図つたわけでございます。

さらには、平成二年度以降、標準報酬の評価の
繰り延べというところを実施しております。これは
かなり厳しい部分がございまして、金額的にも非
常に大きなものがあつたというふうに認識してお
ります。

あと、いわゆる自助努力といひましては、や
や細かくなりますけれども、六十歳前の繰り上げ
支給制度を鉄道については適用しないといったよ
うなこともやっております。

大体概要は以上でございます。

○根本委員 私が聞きたかったのは、こういう再
編成を進めるに当たっては、繰り返しになります
が、どこに責任があつたのかということ、きちん
と明確にして、具体的な制度を仕組むということ
が必要だと思ひますので、どのような自助努力を
されてきたのか、これが聞きたかったわけです。
午後また私も質問いたしますので、少し私の頭
の方も整理をしたいということでお伺ひいたしま
した。相当な自助努力もされて、ソフトランディ
ングという形で今回の再編成になったということだ
ろうと思ひます。

それから、船後参考人にお伺ひしたいと思ひま
す。

これからの公的年金のさらなる再編一元化、こ
れが大きな課題になるわけですが、その前
提としては、やはり各制度間の財政運営、それぞ
れの制度の実態、これをきちんと情報公開という
形で明らかにする必要がありますし、それから、
先ほど船後参考人からもありましたけれども、数
理部会に、制度の安定性、公平性に関して財政再
計算時ごとに検証を行う、こういう要請があるわ
けであります。

私はこの数理部会のこれまでの運営、必ずしも
十分に承知してないわけですが、今までの
数理部会はどのような運営を行ってきたのか、
その数理部会の目的、内容、運営、それと今回、
それぞれの制度のチェック機能あるいはフォロー
する役割、これが新たに与えられたわけでありま

すが、その新たに与えられた役割を前提にいたし
まして、具体的な新たな役割に対応して数理部会
が組織、体制を含めて今の現状でいいのかどう
か、あるいは運用で十分やっているとお考えな
のか、もし数理部会のこれからのあり方につつま
して要望等がありましたら、お話しいただきたい
と思ひます。

○船後参考人 今後一元化を進めるに当たりま
して、数理部会は大変な任務を課されたわけでご
います。

ともかくこの一元化という仕事を進めるため
に、国民の御理解を前提にして進めねばならな
い。国民の理解を得るためには、当然のことなが
ら情報は公開していかなければならない、こうい
うことになるわけでございます。残念ながら、年金に
関する情報というものは、非常に専門的な分野で
ございまして、これをいかにわかりやすく国民
の皆様に伝えるかということが、今後いろいろな
工夫をしていかなければならないと思ひます。こ
れがまず私ども数理部会を考えております一つの
課題でございます。

いま一つの問題は、一元化は各制度の成熟化の
進展の度合いに応じて考え、漸進的に進めてい
く、こういうことになるわけでございます。確か
に、現在やっておりますような財政方式のもとで
は、各制度の収支の状況なりあるいは積立金の状
況というものは、成熟化の進展に伴つていろいろ
変わつていくわけでありまして、そういう動態的
な課題をどのように横に並べて比較するかという難
しい問題が実は残つておるわけでございます。

数理部会には、従来から、各制度の毎年の決算の
状況あるいは五年ごとの再計算の状況、こういう
ことにつきましてヒアリングをいたしまして、こ
れを分析し、そして評価をする、こういうような
仕事を進めてまいつたわけでありまして、今後
は、この仕事を拡充し、そして本当に一元化の作
業に役立てていただかねばならぬということにな
るわけでございます。

平性の確保に關して再計算することに検証を行う、
こういうことを条件にいたしておるわけでございます。
この任務が私ども年金数理部会に課せられたわけ
でございます。ですから、先ほど申しましたように、
これは非常に難しい問題ではござい
ますが、大切な仕事だと考えております。

ですから、決して時期を失することのないよう
に、しかも先生がおっしゃいましたように、もう
万歳してから何とかしてくれといったような失
敗を二度と繰り返すことがないように、十分な時
間を置き、余裕を持って今後の対策を進めていく
必要がある、かように考えておまして、私は年
金数理部会のこの検証の作業は、そういう考え
のもとに進めてまいりたいと考えておる次第で
ございます。

○石田(祝)委員 それでは、個別の問題で若干お
伺いをしたいのですが、最初に鈴木参考人にお伺
いをいたします。

参考人が最初の陳述の中でおっしゃったこと
とお伺いをしたいのですが、一つは、五十年代の初
めに赤が見えてきたというふうにおっしゃったと
思います。国鉄の共済年金ではできなくなってい
く、こういうことが五十年代の初めに見えてき
た、しかし五十九年から努力をしている、こうい
うことをおっしゃったように思います。このこと
で間違いないければ、およそ十年にわたる大変なタ
イムラグがそこにある。赤字傾向が見えてきたの
になぜ五十九年まで御努力を目に見える形でされ
なかつたのだらうか、私は率直な疑問があるのだ
ですが、これは何かその間やられておったのでし
ょうか。

○鈴木参考人 お答え申し上げます。

国鉄職員の減少がやがや始まっておるのが五十年
代の最初でございます。五十年代の最初のころ
に積立金が減少を始めたということで、その時
点から既にいろいろと対策を講じ始めておりま
す。保険料の引き上げも五十二年に一回やってお
ります。その後も一回やっておりますが、それか
らもう一つ、五十二年からは、きょう御出席の船

後参考人のお手数を煩わせまして、この対策のた
めの検討を始めております。

今、遅かったのではないかと御指摘ござい
ますが、私の先輩の事務当局者が、仮に私がそ
の時点ですべて退職しておりましたとすれば、ど
こまでできたかということは今も考えることが
ございまして、共済制度というのは先生も御存じの
とおり非常に複雑なところがございまして、余り
に制度が複雑なゆえに透明性に欠けるところが
ございまして、それから、当時の国鉄の労使関係とい
うものが非常に厳しいものであったということも
ございまして。

それで、当時も既に国鉄共済組合の保険料率は
国家公務員の保険料率を上回っていたということ
もございまして、それから五十九年に国家公務員
共済組合と統合いたしました法律を一本化してい
ただきまして、先ほど申し上げておるような百
十分の百への圧縮とか、それから退職時の給料で
はなくて一年間の平均給料ベースにするというよ
うな改正をやったわけでございまして、これはい
ずれも大変なドラッグな改正でございます。し
たがいまして、おくれがなかつたかと言われ
れば、なかつたと申し上げるのは自信はございま
せんが、かなり当時はそれなりの努力をしたように
私は感じます。

つまり、当時私がその場にいたときにもっとい
いことが本当にどの程度できたかと言われれば、
もちろん努力はしていたと思えますけれども、ど
こまでできたかと言われれば、当時先輩がやっ
たことに比べてもっとできていたかどうかと言わ
れますと、自信のないところもございまして。要す
るに、厳しい状況の中で努力はしていた、ただそ
れがもっと早くできなかったかと言われれば、そ
の御指摘はあえて受けざるを得ないかなというふ
うに感じております。

○石田(祝)委員 続いて鈴木参考人にお伺いをし
たいのですが、実は私の友人もJR、旧国鉄で採
用されて現在勤めております。その方のお父さん
もお勤めで、いろいろと戦後の御苦労されたこと

もよく伺って、大変な仕事の中で頑張ってこられ
たということもよくわかっております。ですから、
第一線ではじめに働いてこられた方が自分の
退職後の生活設計を考えたときに、ああ、これぐ
らいもえらるだろう、ですからこういうふうにし
ていこう、こういうことは当然お考えになる。

そのときに、年金のいわゆる期待権と申しま
しょうか、そういう部分はそれぞれお持ちにな
って仕事に励んでこられたのじゃないか。です
から、今回の統合で、第一線ではじめに働いて
いらした方が何か負い目を感じるようなこと
があったは決してならない。ですから、その間に
実はどうしてこういうふうになったかということ
を、これは産業構造の変化とかいろいろなこと
で国民の皆さんに理解をしてもらわないと、後々
で引張っていくのではないかと、こういう思い
がします。ぜひお伺いをしたいのです。

やはり国鉄の、JR共済の年金数理人という方
がいらしたと思うのです。そういう方の判
断というものは結果的に正しかったのだらうか、
こういうことを私は思わざるを得ないので、
その数理人の計算を超えて職員の減少があつた
か、そういうことが今回の大きな原因だったの
でしょうか。ここはどうでしょうか。

○鈴木参考人 大変詳細な御質問でございま
し、特に年金数理で年金数理人の御判断はどう
であつたかということでございますけれども、率直
に申しまして、きょうは準備がちょっとそこまで
足りておりませんものだから、ややぼやけたお
返事としては、当時は努力はしていたと思いま
すが、年金数理の判断という点については、ちよ
っとお答えを差し控えていたのだかと思つて
おります。

○石田(祝)委員 それでは、高梨参考人にお伺
いをしたいのです。

高梨参考人は、日経連の見解ということであ
ることを述べたのだということで、年金の将来
をわかりやすく再構築しなければならぬ。それ
で参考人は、一元化ではなくて統合一本化とい

言葉をよくお使いになっておりますが、これは、
一元化ではなくて、いわゆる負担と給付の水準を
そろえるということではなくて、そういうものを
超えて全部が一つのどんぶりとしましょうか、
一つの中に入るという意味で一本化ということ
で使われているのでしょうか。そちらの方が望ま
しいということなのか、ちょっとお聞かせくだ
さい。

○高梨参考人 私が使っております完全統合一本
化というのは、船後先生が御苦勞なされた社会保
障制度審議会の年金数理部会で三つの類型の一元
化の形態というものを打ち立てたわけでござい
ますが、その一つの形態として統合一本化、こう
いうものがあつたかと思ひます。

私どもそのことを指して申し上げております
が、大枠で申し上げますと、給付と負担が社会保
障制度としてのものでございまして、公的年金と
しての社会保障制度でございまして、それは同
一であるべきだということと同時に、財政面で安
定性が確保できるきつちりしたものがなければ
ならない、そういうものを考えているわけでござ
います。

○石田(祝)委員 高梨参考人に続いてお伺いた
いのですが、最後にこれからの課題ということ
で、何点かおっしゃった中で、国民の理解と支援が必
要である、一元化の目標を踏まえて、目標年次と
いうのでしうか、そういうものを明確にする必
要があるという意味のことをおっしゃったと思
います。これは、参考人として、そんなに余裕がな
いよ、ですからある時期までに決めるべきであ
る、こういう具体的な、純粋に数理計算等もある
と思ひますけれども、そういうものも含めていつ
ごろまでには一元化は完成させるべきだ、こう
いうふうなお考えはあるのでしょうか。

○高梨参考人 具体的に千九百何年とか二千何
年とかということをおっしゃるのは、これから財政
再計算ごとに年金数理部会におきまして検証を
していく、こういう過程もございまして、借越
です。差し控えていたできます。

ただ、基本的に、今回の一元化の枠組みというのは次の統合につなげていく、こういうことになっていくわけではございまして、そういう意味から、今後の再編に向けての道筋を早期に政府側においてきちっと示していただきたいというのが私ども民間企業サイドの気持ちでございます。

それで具体的には、先ほども申し上げたわけではございますが、それぞれの成熟時期が違っていますけれども、そのそれぞれの成熟の時期を勘案した二十一世紀にかけて成熟化していく段階という、その前にしておかないといけないのではないかと考えておるところでございます。

○石田委員 済みません。高梨参考人にまたお伺いをします。

先ほど私の統合への第一歩と思うかという質問の中で、その次の質問の将来のルールが確立されたかどうかという中で、やはり公務員共済の三階部分が大きな問題になるだろう、これをどういうふうに解決していくかということが大事じゃないか、こういう趣旨のことをおっしゃったと思います。

このいわゆる共済の三階部分に当たる報酬比例の二〇％のところ、ここはいわゆる再評価もある、物価スライドもある、こういうことで、厚生年金のいわゆる職域部分、JRでは職域部分はもう廃止をされるという大変な負担も負っているというわけですが、この公務員共済の三階部分について、これは何か統合一元化の妨げになるという観点から見たときに、どういうふうな解決の仕方があるか、お考えはございますか。

○高梨参考人 職域部分は、それぞれの制度ごとに設定されるものではないかと考えております。民間について申し上げれば、厚生年金基金制度あるいは税制上の適格年金制度というものがございまして、それはある意味ではそれぞれの企業ごとにあるいは企業グループごとに、業種ごとに違ったものをつくっているというのが現状でございます。したがって、これから統合をしていくという過程の中で、私どもの主張をいたしまして

は、職域部分を三階部分から分離するということを主張させていただいているわけでございますが、その過程でどうあるべきかということの前に、その部分についての情報の公開ということをしていただいて、国民に明らかにしていただく中で負担をどう考えるか。

と申しますのは、当然のことでございますが、民間の場合も労使で負担をするということがあるわけではございまして、また今までも共済の関係につきましても労使折半で負担をしているわけではございますが、国家公務員あるいは地方公務員の事業者たる国あるいは地方の負担は、税金が用いられていることになるわけではございます。したがって、国民あるいは住民の判断を求めるところでございまして、最も必要なことなのかと考えているところでございます。

○石田委員 最後に船後参考人に伺いをしたいのですが、先ほどの同僚議員への御答弁、御回答の中で、国民の理解が必要である、そのためにも、専門性が非常に強くて、年金数理部会としてある意味では人手が足りないという趣旨のことをおっしゃっていましたが、今回のこの法案に際して、十二分に国民の理解が得られているとお考えでございますか。また、情報が必要不可欠でございますが、十分情報が開示されているとお考えでしょうか。端的にお伺いできれば結構です。

○船後参考人 大変難しい御質問でございます。先ほども申しましたように、年金に関することは非常に専門的でございます。理解しにくい。特に、今回の積立金あるいは各制度による支え合い、これは各関係者が年月をかけて議論を闘わせた、その末にできた一つのルールでございます。ある意味では理解しにくい。これをどのようなにして国民の皆様に御理解願うか、これは今後の問題でございます。これはもちろん政府のお仕事でございますが、私ももちろん政府のお仕事でございますが、私ももちろん政府のお仕事でございますが、私ももちろん政府のお仕事でございます。したがって、このように考えておる次第でございます。

○石田委員 それでは私の質問を終わらせていただきますが、三人の参考人の皆様、また今後の審議にいろいろとぜひ御協力、アドバイスをいただければありがたいと思っております。きょうはありがとうございました。

○和田委員長 緒方克陽君。

○緒方委員 社会民主党の緒方でございます。本日は、参考人の方々、大変御苦労さまでございます。年金の統合の法案の審議に当たりまして大変貴重な御意見をいただきまして、感謝をいたしております。

そこで私は、ちょっと専門外かなと思うのですが、年金と雇用というのは大変リンクをしている。そういう意味で非常に重要ではないかという意味で、年金の問題や雇用の問題についても大変造詣が深いというふうな承知をしております。高梨参考人と船後参考人の二人に、まずその辺についてお尋ねをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、年金受給年齢の引き上げに伴う高齢者の雇用の延長、そして再就職などをどう進めるかという問題であります。

我が国において現在非常に高齢化が進んでいるわけでありまして、雇用政策と年金政策の連携を図りながら高齢者が生きがいを持って暮らすことができるような社会を実現していくためには、豊かな知識経験を生かして、六十五歳に達するまで働くことができるようにすることが非常に重要な課題であろうと思っております。

九〇年の通常国会では高齢者等雇用安定法が改正をされまして、六十歳未満の定年制の禁止が九四年四月に実施、それから六十五歳に達するまでの継続雇用制度の導入、これは九五年四月施行というところになっておりますが、そういうことがされております。年金支給開始年齢までの雇用保障を基本としながら、当面希望する者については、さっき言いましたように六十五歳までの雇用を継続することが非常に重要な課題であると思うわけですが、そういうことを考える場合に、年金支給

開始年齢の引き上げなどと連携した形で、高齢化をにらんだ福祉・雇用システムというものを考える必要があるのではないかと考えるわけであります。

そこで、具体的に二点質問いたしますが、一つは、こういった高齢者を生かすポイントということと、それぞれの希望、能力に合わせて働けるような雇用形態が必要だと思うわけではございまして。例えばトヨタなどでは、熟練労働者が定年退職でやめられた後、パートタイムやフルタイムで選択的に働くというような雇用形態などがあるわけではございますが、そういうものについてどういうふうにお考えなのかということ。

それから、年金と雇用をリンクするという意味で、政府の方もいろいろな施策はやるわけではございますが、企業の難しい状況もあるという中で、例えば定年でやめたとしても、年金がちゃんと来るというふうな状況で安心して生活ができるようにするために、政府なりいろいろな行政がきちんとしていかなければいけない問題もあるのではないかと考えております。

以上二点について高梨参考人と船後参考人に、御質問の通告はしていませんでしたけれども、年金そして雇用にも造詣の深い方でございますので、御意見を賜ればありがたいと思っております。

○高梨参考人 日経連の中で社会保障関係などを担当いたしましたしております。雇用保険法とか雇用安定法とか直接担当しております。十分なお答えができるかどうかでございますが、御案内のように、前回の平成六年の改正におきまして、支給開始年齢の引き上げをすることが決まったわけではございます。

これまでの状況を考慮いたしますれば、支給開始年齢の引き上げというのは避けて通れない課題ではなかったかと思えます。しかし、支給開始年齢を二〇〇一年から段階的に引き上げるといってだけで問題の解決が行われるわけではございません。先生がおっしゃいますように雇用と年金と

の連携を十分にしなければ、働く人たちにとって所得の保障のない期間が出てくるわけでございすので、そのことを十分に考慮しなければならいわけでございす。

そういう中で、前回の改正におきましても、別個の給付というものを支給するという制度をとると同時に、労働政策の中におきましても高齢者継続雇用というところでの給付金制度を新たに設ける、こういうこともいたしましたし、また、いわゆるシルバー人材ということでの開発事業をより一層強化していこう、こういう施策も打ち立てたわけでございす。

したがって、政府側としてもいろいろな努力を積み重ねておるところでございまして、必ずしもまだ十分ではないと思いますが、私ども民間部門におきましても、それぞれの企業においてできる限りの対策を講じていくということが必要なことだと思っております。

六十を過ぎてまいりますと、それぞれの方々によりまして体力的な問題もあります。また意欲の問題もあります。多様な選択をする、こういうことになってまいりますので、そういう御本人の希望を十分にそなうた中で、御指摘のような短時間就労といえますか、パートタイマーとしての就労でございすとか、あるいは一日の就労時間は従来同様フルタイムであるけれども週に二日あるいは三日しか出ないとか、そういういろいろな形態での就労の仕方を民間部門においても、それぞれの企業において工夫していくということを積み重ねていかなければならないのかと考えているところでございす。

御指摘のように、全くそういう意味で、この年金と雇用との連携という問題は大事な、重要な課題でございす。

○船後参考人 現在の公的年金制度は、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる世代間扶養の考え方で運営されております。したがいまし、扶養する者に比較して扶養される者の数がふ

えてまいりますと、年金制度は行き詰まることはもう当然でございす。ですから、先生御指摘のように、今後は雇用と、特に高齢者雇用と年金の連携ということが最も大切な問題になってくると私どもは考えております。

既に年金制度の行き詰まりが顕著になりました西欧諸国におきましては、年金の支給開始年齢をさらに引き上げる、六十五歳をもっと引き上げる、アメリカは既に二〇〇〇年には六十七歳にするということになっておりますが、ドイツ、フランス、イタリア、ここあたりでもやはりこの問題が大きな問題になっておるわけでございす。

我が国におきましては、この年金の支給開始年齢問題につきましては、平成六年の改正で前進が見られたわけでございすが、私は、これでもって万事オーケーというわけにはまいらぬだろうと思っております。この場合に実は考えねばならぬのは、公的年金の支給開始年齢の引き上げ問題だけではなく、企業年金あるいは個人年金といった私的年金の活用問題が大きな問題として残っております。

この公的年金財政の行き詰まりの問題との関連並びに高齢者の雇用と年金といったような観点から、企業年金の助長あるいは規制といったような措置が進んでおるわけでございす。

我が国におきましては、現在企業年金は非常に微々たる存在にすぎないのでございすけれども、こういう雇用と年金の連携、そして公的年金の支給開始年齢と雇用とのばさばさを埋めるものとしての企業年金の役割、こういった点に着目して今後種々検討を積み重ねていく。同時に、最も大きいのは年金税制をどうするかということにございまして、日本の現在のように非常に制限的な税制のもとではこの問題の解決は難しいのではないかと、かように私は考えております。

○緒方委員 ありがとうございます。
鈴木参考人にお尋ねをしたいと思います。
先ほど来、それぞれの委員から、鉄道共済が大

変換しい状況になってきて、その要因は何なのかとかいろいろ議論がありました。その間たくさん自助努力がされてきたわけでありすが、何かその努力というものは、年金をもらっている人にとっては、四十年一生懸命働いてきて、そして戦後復興も含めて頑張ってきた人たちに對して、あつという間に自分の年金が下げられたということとで、本当に大変な怒りとか悩みとかいうことで私たちにもたくさん意見があつたわけでございす。

それにしても、自助努力というものをされてきた内容について、当事者としてはなかなか言いにくい面もあつたと思うのですが、共済として、こんな自助努力をして大変厳しい状況です、年金を受けている人の状況はこうですというようなことについての説得といひますか、あるいは宣伝といひますか、そういうのが必ずしも十分ではなかったのではないかなという気がしますが、それがまず第一点です。

時間が来ましたので、一緒にあと二点お尋ねをいたします。
二点目は、今回の法改正で年金給付の大部分は厚生年金に統合されることになるわけであります。在職組合が残るということになるわけでございす。どんな業務が残るのか、これを明らかにしていただきたいということにございす。

それから三つ目に、今回の統合に伴って、聞くところによりますと本部では四十人ぐらゐの人間なのかというふう聞いておりますが、各JR会社では、厚生の仕事と年金の仕事を一緒にやっているという人もあるやに聞いております。そんな中で、例えばJRから今出向している人が年金に帰るといふのがあるのかどうか、そういうことがどういふことになるのかどうかということですね。まあ数は少ないわけですから、清算事業団みたいな二千もいないわけですから雇用問題は起きないと思ひますが、それは明確に起きないといふに言えるのかどうか。

以上、三点についてお尋ねをいたします。

○鈴木参考人 まず第一点目でございます。
私どもさまざまな自助努力をやっております。その中で特に組合員なりOBから苦しいとか困つたという話がございますのは、今までも触れておりますけれども、一つはやはり保険料率が高くなり高くなつておる。若い世代にとっては、どうもほかの保険に入っている人よりも月額で一万円ぐらゐ高い。そういう点はかなりちらほらと今でも聞かえてきております。

それから、OBの方から一番よく聞かえてきております不満といひますのは、いわゆる百十分の百の圧縮をやつたわけでございすが、この点についてのいろいろな、どうにかならないかという話はかなり伝わつてきております。
国鉄OBには、何か聞くところによりますと組織が二つありになるそうでございす。私どもとしても、公的年金一元化の第一歩ということで今回のこれが一番いいんだということで、このOBの方々にも何回も接触をいたしまして説得をし、大体において御理解を得られたのではないかと。ただ、何せ四十四万人の受給者でございす。やはりお年寄りもおられますので、なかなかもつて一〇〇%というところまでいっておりませんで、ひよつとすると御迷惑をおかけしている部分もあるかと思つております。

第一点についてはそのようなことで、私どもとしても説得の努力、宣伝という言葉はちよつと申しわけございせんけれども、説明の努力をしておるということにございす。

それから第二点の御質問ですが、私ども日本鉄道共済組合は、今回の改正後におきましても、在職組合という形でいまだに残存業務を行う形で残るわけでございす。どういふ仕事が残るかということにございすが、今度の改正におきましては、御承知のとおり、今後退職をされて新たに年金をもらわれる方、これは新規裁定の方々と言つておりますが、この方々の年金のうちいわゆる恩給公務員期間相当分のいわばかなり昔の部分に

関する給付は、引き続きこの日本鉄道共済組合が

存続する形で支給をするということになっております。それから、いわゆる積立金の移換というのが今後生ずるわけですが、その関係の仕事も引き続きこの存続組合の仕事として残るわけでございます。

なお、御承知のとおり、いわゆる医療保険、短期の健康保険の関係、これは今後、健康保険組合をJR各社において考えていくということになっておるわけでございます。

最後に、日本鉄道共済組合自身の職員の処遇の問題、それからJR各社におられる方々の処遇の問題でございますが、今申し上げましたように、今後健康保険の関係で組合が設立されるということで、当然これに関連して仕事の実態は今までと大差なく続いていくわけでございます。したがって、このJR各社におられるような方々が今後仕事量が減るというようなことはまずないというように考えております。

それから、私どもの組合の本部におります方々につきましても、存続組合ないしは健康保険組合の方へ大部分の方が引き継がれていくであろうというふうに考えておまして、いずれにせよ雇用問題は大変大事でございますので、私といたしましては雇用の確保につきまして万全の努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○緒方委員 どうもありがとうございます。

○和田委員長 荒井聰君。

○荒井(聰)委員 新党さきがけの荒井聰でございます。

きょうは、鈴木参考人、高梨参考人、船後参考人、本場にありがとうございます。私、時間が余りないものですから、三人の方にそれぞれ質問をさせていただきますので、お答えいただければ幸いです。と思っております。

まず、高梨参考人にお伺いいたします。

我が国の公的年金というのはさまざまなものがあるわけですが、公的年金というのは我が

国の産業構造と軌を一にして変化してきた、あるいはせざるを得ないのだというふうに思うわけですが、産業の中には、成長する産業もあればまた衰退する産業もある。産業の中で盛衰があつて日本の経済社会全体が発展してきた。そういう発展というものを前提にして公的年金制度の安定化を図られていたのではないかな、私はそんなふう

に思うわけでございます。しかし、一方では、リストラをせざるを得ない産業というものは非常に深刻に衰退していくという現象が、ここ数年、随分顕著に見られるようになってきた。産業の空洞化でありますとか、あるいは新しい産業がまだなかなか起きないというような現象もこれまたある。経済成長がだんだん鈍ってきた。あるいは、銀行の金利に代表されま

すように金利自体も鈍化してきた。こういう状況は、当初、全体として公的年金の制度を支えていくというときには、余り考慮していなかったことなのではないだろうかというふう

に思うわけなんですけれども、こういう点について、産業の構造変化と公的年金というものをどういうふうに考えていくべきなのか。場合によっては、産業の構造改革を年金のサイドから抑制しているという側面もあるのではないのだろうかというふうにも思うのですけれども、そのよう

な点が第一点。それから、私は、公的年金というのはシビルミニマムとしての最低限度の年金制度であるべきだと思つておられますけれども、そのためには、民間の生

産の、民間企業における個人年金というものを

もっと振興していかなければならないのではないかと

思うのです。このあたり、公的年金制度と私的な年金制度のバランス、あるいは産業振興としてのこういう年金制度というものを日経連としてはどういうふうにお考えなのかということ。

それから、最後の三点目なんですけれども、最近日本人でも外国で働く例が大変多くなつてござ

います。日本も今ドイツとの間で、年金制度の条約といひますか、そういうことを結ぼうというこ

とで検討しております。あるいは外国人が日本で働く例というのも多くなつてございます。こういう外国との関係をどういうふうに整理していくのかという点について。

以上三点、産業の構造変化に対する公的年金制度のあり方について、それから私的年金制度と公的年金制度との整合性やあり方について、そして外国の年金制度との整合性について、高梨参考人からお伺いできればと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。○高梨参考人 いずれも大変大きな問題でございますが、産業構造の変遷、衰退、成長というようなことを考慮すればこそ、今回、第一段階の措置として踏み出すとしていくという制度の改正が必要なのではないか。現在の制度というのは、産業ごとにとりまかす職域ごとに八つに分かれて

いるわけでございますので、それを財政単位を大きくするということが必要なことだというふう

と申しますのは、現在の国鉄清算事業団の特別負担千二百二十億円といえますのは、これは国鉄が分割・民営なされましたときの日本国有鉄道改組法等施行法の規定によりまして、ＪＲ各社分を含めて負担をする、こういうことになっておりまして、それが平成八年度で終わる、こういう事情がございます。それが来年度から、平成九年度から新しい枠組みの中で行われる、こういうことになりまして、今回のような負担の結果になる、こういうことでありますのでやむを得ないもの、こういうふうにご考えております。

ただ、残念なことは、この八年度で終了をする

ということが私どもに對しまして明らかにされましたのは、非常に遅い時期でございました。これは一元化懇談会のおきましても、もっともこのことが必要であるということをお明らかにすることが必要ではなかったのかというふうに思っております。こういった情報をひっくり返して、あらかじめオープンにされて、公平な審議ということがなされるべきことだということに思っております。年金の問題につきましては、枠組みの問題をもひっくり返して、これから情報公開をすることが必要だ、こういうふうな考え方をしております。

○船後参考人 具体的な数字につきましてはお答え申し上げる立場にはございませんが、ただ、制度間調整事業と申しますのは、先ほども申し上げましたように、差し迫った鉄道、たばこ、二共済の財政問題に對するのために、各制度の自助努力を前提といたしまして行った措置でございます。これに對しまして今回の制度改正は、年金制度再編成の第一段階として、負担の公平化という一元化の理念に照らし行われたものでございますから、そして、そのようなことでもって具体的に関係者の皆様がお決めたことでございますから、私はそれで結構ではないか、かように考えております。

○若佐委員 次に、ちょっと時間が迫っておりますので、二点についてまとめてお答えいただきましたと思うのです。お三人の方からお願いしたいと思っております。

一つは、厚生年金保険料より低いN・T・共済の保険料負担、これは統合するとすぐに引き上がる。ところがJ・Rの場合には、年額七万円も高い保険料でありますけれども、それは据え置くという点になります。これは負担と給付の公平という点から問題があるというふうに思いますが、その点について御意見をいただきたいと思っております。

それからもう一つは、先ほどから出されている問題で、職域年金部分を将来的にどうするか。

N・T・Tについてはもうこれはいいのですけれども、あとJ・R、J・Tについては、この職域年金部分について私どもはちゃんと確保すべきではないかというふうに思うのですけれども、その点について御意見を伺いたいと思っております。

この二点について、済みません、簡潔にお願いをしたいと思っております。

○鈴木参考人 先ほど来御説明しておりますように、私どもの保険料はかなり高い数字になるといふのは御指摘のとおりでございます。若い世代の不満はそこにあるわけでございますが、せっかくやっていただきます公的年金制度の第一歩としての今回のこの再編成につきましては、いろいろ関係者間の調整の結果、ようやくこういうことに至ったわけでございます。また、先般の閣議決定におきまして、今後この保険料格差は縮小していくということ、これは今後の再計算の都度着実に見直されていくということで、私どもとしては、私どもの保険料がむしろ今後厚生年金並みになっていく道筋が明らかにされたということで、喜んでおるといふのが率直なところでございます。

それから職域年金の部分につきましては、これはまさに今後はJ・R各社が企業年金的なものを設けるかどうかという議論だけでございまして、今回の統合でJ・Rの受給者の方々も、いわば厚生年金並みという大前提のもとで統合していただくわけでございますから、職域年金の不支給の部分につきましては、公的の制度としては今後これでいかなるを得ないというふうに考えております。

○高梨参考人 保険料率の問題でございまして、N・T・Tにつきましては厚生年金と統合するわけでございますので、それに保険料率が合致するということとは当然のことと存じます。

また、J・R、J・Tでございますが、高いまま据え置きになるということでございますが、救済される制度はそれなりの自助努力をしていただきたいというのが厚生年金の立場でございます。高いまま据え置きになるのは当然だというふうに考え

ております。

また、J・R、J・Tの職域部分の問題でございしますが、これはそれぞれの制度において考えるべき問題でございまして、私どもからとかくのことを申し上げる筋の問題ではないのではないかと考えております。

○船後参考人 統合に際しまして、J・R、J・Tの保険料が他と比較して高い、こういう問題でございしますが、これはやはり過渡的な措置としてやむを得ないのではないかと。また、こういうことを前提として関係者が合意されたのでございしますから、私どももいたし方がない、かように考えております。

○若佐委員 終わります。ありがとうございます。

○和田委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 御三人の皆さん、きょうは本当に御苦勞さまでございます。

平成八年三月八日の閣議決定、「公的年金制度の再編成の推進について」というのが政府から出まして、第一段階として今回の法改正があるわけでございますが、私は、これから社会保障制度審議会、特に年金数理部会の仕事が非常に大事になるのではないかとこのように思っております。

私も二年ほど制度審に席を空けていたのですが、どうでしょう、数理部会は今後、年金制度の検証機関として、組織がえあるいは何らかの手だてをしなければならぬというふうにお考えでしょうか。数理部会の組織がえとか拡大であるとか、その手だてを何らかしななければいけないような状態になるのではないかと。このことについて、船後参考人、土肥先生には社会保障制度審議会委員としていろいろ御厄介になったわけでございますが、確かに社会保障制度審議会における年金数理部会の位置づけと申しますか、これはもう先生御承知のとおり、一部会、一つの部会でござい

ます。したがって、数理部会自体が中立的な存在とは申せ、各省庁に對しましてそれぞれ調査

の権限を持った、あるいは助言、勧告ができる、こういう機能を持っているわけではなく、これはすべて社会保障制度審議会を通してやる、こういう仕組みでございします。

しかし、私といたしましては、将来、今回の閣議決定のような大役を仰せつかるならば、例えばイギリスにおけるガバメント・アクチュアリー・ズ・デパートメント、政府アクチュアリー院とか訳しておりますが、こういった一つの公式な立場というものをいただいて、そして公的年金制度の財政は統一的にここで考えていく、あるいはいろいろ調整を図っていく、こういうふうにする必要があるのではないかと。

しかし、一挙にそういうことに進むわけにもまいりませんので、現在の機構のもとでできる限りひとつ今回の仕事がスムーズにできますように、スタッフあるいは予算面で種々御配慮をお願いしたいと考えております。

○土肥委員 ついでに船後先生にお聞きしたいのですが、この閣議決定で、次の第二段階として、国家公務員や地方公務員の共済制度は、成熟度の状況に応じて分析を行い、公務員制度のあり方も踏まえ、まず両制度において財政安定化の措置を検討するとなっておりますが、先生のお考えで、一体いつごろ、そしてどの時点で国共済、地共済を一元化の第二段階として考えておられるのか。ついでに、農林漁業団体の共済組合、あるいは私立学校もそうありますが、ちょっと違いますが、公務員制度のあり方というのとはちろんありませんけれども、成熟化の進展等を踏まえ、あるいは財政再計算時に分析を行い、こうなっております。同じ手法でございしますが、どうも私はこの先が見えてこない。今回第一段階で、やれやれと、大抵どれくらいベースでやるべきかをお答えいただきたと思います。

○船後参考人 これは大変難しい御質問でございます。いずれにいたしましても、やはり今後各制度

は、現在のような財政方式をとっておりまして、上、成熟度の進展に応じて次第に問題が顕在化していく、のみならず、日本の公的年金制度全体がこの見えない債務がいつかは顕在化していく、こういう状況にあるわけでございますから、対策はできるだけ速やかに打たねばならない。さようでございますので、少なくともこういった一元化といったような問題は、次期再計算期、これは今世紀の終わりでございますが、この次期再計算の機会には、ここにございましていろいろな検証を行いました上で、私どもとしては何か一つの方向性を示す必要があるのではないかと、かように考えております。

ただ、非常に難しい問題であり、かつまた御承知のようないきさつのある問題でございますだけに非常に難しいと思っておりますので、関係者の各位の御理解と御協力というものが必要であるということとを申し上げておきたいと思っております。

○土肥委員 次期再計算時という大変力強いお言葉をいただきましたありがとうございます。やはりJR、JTBみたいにもうにっちもさっちもいなくなつて、どうしようかという話ではぐあいが悪いと思うのであります、ぜひとも今後は数理部会の御健闘、御活躍を期待しまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○和田委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時七分開議

○和田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石田祝稔君。

○石田祝稔委員 委員長が開会せよという御命令ですから私は質問をいたしますが、ぜひ定数に足るように御努力をいただきたいと思っております。

まず最初に、エイズの問題でお伺いをします。先週末から今週の初めにかけまして、各紙で、自民党の代議士が、パソコン通信を使って、エイズ被害の問題についていろいろと御意見を全国的に発信されている。

これは、私たちは、与野党を超えて、今回のエイズの問題は真相究明に努力をして、そして再発防止をしないといけない、こういうことで、委員会での定例日を全部使しまして、一日も休まずに、法案審査と参考人をお呼びしてやっていると聞きます。そういう中で、厚生省にいらしたその代議士さんが、我が委員会と真剣に取り組んでおることに対して、それにつながるような形で、エイズ報道は間違いだ、こういうふうなことを言われている。今いらっしゃらないようでありませうけれども。

このことについて大臣はどうお考えなのか。私は、大臣は就任以来熱心に取り組んでおられるとある意味では大変評価をしているところもあるのですが、大臣としてはどう思われますか。

○菅国務大臣 私いろいろな報道機関からそのことを聞かれまして、コンピューターに入っている、ネットに入っているものを見させていただきました。

全体的に言いますと、私は、いろいろな議論がこういう問題ではあるのは自然だし、また、いろいろな見解をそれぞれ述べ合うのは一般的にも当然でしょうし、政治家の中ではもちろん当然なことだと思っております。

そういうことを前提にして、それでは、その中に言われていることと私自身の見解とが同じかというふうに関心されれば、それは幾つかの点では違っているところがあるというところは申し上げておきます。

例えば、厚生大臣という形で、「厚生大臣もあやまるべきことをあやまるのは良いことですが、それとともに、はっきりと当時の事実関係を把握して正当性を主張すべきことは断固として主張しなければ、真の厚生大臣とは言い難いと思えます。」という御指摘をいただいているわけですが、この文面そのものでいけば、そのとおりだと思ふのです。謝るべきことは謝るべきでいいことだということですから、私もそういうふうにしたつもりです。事実関係を把握しなければならぬというところもそのとおりだと思いますし、その上で、正当性があると考えれば主張することも当然そうだろうと思っております。

ただ、全体の中でいけば、非加熱剤の危険性の認識については、私は、一九八三年あるいは八四年、八五年といろいろな経緯の中で当時も相当に危険性が認識されていた、そういう点では非加熱剤ではない治療法に転換をするというのはもう少し早い時期に転換ができてよかった、というよりは、そうあるべきではなかったか、という点では当時の厚生行政において必ずしも十分ではなかった、そういう点については、そういう認識のもとに裁判所の指摘を踏まえて国の責任を認め謝罪をした、そういうふうにご考えておりますし、その考え方は今も変わっておりません。

○石田祝稔委員 そうすると、発言は自由だし、いろいろな意見を持つのはそれは構わないという前提の上での意見の違いはある、こういうことなわけですね。

ですから、これはある意味では、四月二十六日に厚生省が報告書をまとめた後のことではないかと思うのですが、省として出された意見に対してやはり不満だということだろうと思うのですが、大臣としては、さっきもちょっと答弁の中でおっしゃいましたが、この議員の言われているようなことも思ふ当たることがあるような答弁でございましてけれども、そうすると、報告書を出されて、その後の議論として、なお、そういう議論にある程度はわかる部分がある、納得できる部分

があると。ということは、報告書を出されて、まだこれは変えられる可能性があるのですか、厚生省としては。

○菅国務大臣 この部分を御指摘なのか必ずしもわかりませんが、この内容を見ておきますと、厚生省の報告を踏まえて、その内容を踏まえていろいろな見解を述べられているというふうには私は理解をしております。ですから、必ずしも厚生省の報告書そのものが間違っているというふうな指摘は特に含まれていないのではないかと、ただ、その厚生省の報告書を踏まえての見解が述べられていて、その見解については、先ほど申し上げたような点では若干私とは見解が違ふということでも申し上げたわけでありませう。

それと、御存じのように、行政として調査、完全に分かるかどうかは別として調査の報告をしたということと、国会ないしはいろいろな場で、それに関連して、あるいはそれ以外の資料でいろいろ議論されるということは、それは当然あって不思議はないことだと思っております。

ただ、何度も申し上げますように、私との見解に差があるかないかと聞かれれば、差があるもので、その点については、必要であれば必要なときに申し上げているところです。

○石田祝稔委員 引き続きお伺いをしますが、先ほど少し申し上げましたけれども、四月二十六日に、厚生省がエイズ被害についての報告を出されました。この報告はどのような性格のものでございませうか。

○菅国務大臣 これも何らかの衆議院厚生委員会でも申し上げておりますように、調査プロジェクトは、一月二十三日にスタートいたしました。十一の調査項目について、文献などの調査を、公表を前提として調べる、あるいはいろいろな方に質問書を出してそれに返答いただいたりして調査をする。一応、当初は一月程度を一つのめどにということでも調査を始めたものでありまして、そういう意味では、役所としての調査ではあります、それを超えての特別な権限を持って調査に当たつ

たということではなくて、厚生省としての調査ということで行ってきたわけであります。その結果、約三カ月にわたっていろいろな努力をしてまいった結果を、その途中の過程でも、二月二十八日及び三月十九日の報告に続きまして四月二十六日に、まだ未公開であった新たなファイルと同時に、その二十六日の段階での調査結果を盛り込んで公表をいたしましたところであります。

その内容については、確かにすべてが整合性がある形で答えをいただいたという形にはなっておりませんし、いろいろな方が記憶がないといったような返事もありまして、そういう点で完全に事実関係を解明できたというふうには考えておりません。

しかし、そうした役所としてのいわば任意の調査という性格で考えますと、当初予定した、あるいは想定した調査については、ほぼ、少なくとも努力はしたのではないかと考えておりまして、そういう意味から、役所の調査としての一応の最終的な報告というふうに位置づけて報告をさせていただいたところであります。

○石田(祝)委員 これは、最後におっしゃいましたように、最終報告ということではよろしいのですね。

○菅内閣大臣 このプロジェクトそのものをいろいろなことを若干想定して存続させておりますので、あるいは今後の国会のいろいろな質疑などによつては、再度何らかの調査を再開しなければいけない場面もあるかもしれないということは思っておりますが、一応、先ほど申し上げたように、当初予定なり想定した問題、あるいはその後若干いろいろなものが出てきた上で考えていた問題について、庁内のプロジェクトによる調査という意味では最終的な報告というふうに御理解していただいて結構です。

○石田(祝)委員 そういたしますと、一月にプロジェクトチームをつくられて、ほぼ厚生省としての調査はもう終わった、ですから、現時点においては考えられる限りの問題点を拾い上げて、今後

出てくる問題については別にして、ほぼ終わった、こういうことでまとめられたというふうに理解をいたしますが、ちょっと済みません、再度で申しわけないのですが、確認をします。

○菅内閣大臣 厚生省としてというふうに言われると、その後も、御存じのように厚生科学会議とか、あるいは庁内に、関連をする問題でのプロジェクトを幾つか設けておりますので、そういう中でまた、関連をする意味で、いろいろな調査といたしますか、関連した事実が出てくる可能性はあります。

今申し上げたのは、一月二十三日に事務次官を責任者として庁内につくりました調査プロジェクトとしての報告としては一応最終的なものと考えていて、先ほども申し上げましたように、何らか大きな事情変更なり新たな事態が起きた場合は、あるいは、組織はそのまま残しておりますので、改めて再開するという可能性もゼロではないという意味であります。

○石田(祝)委員 そういたしますと、この問題は、御存じのとおり、大変な犠牲を払っていると思しいますか、多くの方を犠牲にして今日に至っているわけですが、この問題を一応プロジェクトの最終報告としてまとめられて、国会で報告をする義務があると私は思うのです。

発表されては二十日になりますけれども、その間、マスコミに発表されただけで、極端に言えば、本会議でも、またこの委員会でも説明をされたことは一切ないわけですから、これは大臣、行政の一つの省として、そして事務次官をトップにしたプロジェクトチームが、これだけ何百人もの犠牲者を出した問題の報告をされた、それがプロジェクトチームとしての最終報告である、こういう位置づけの報告を国会で一切なさらないというのは、これは何か理由があるのでしょうか。

○菅内閣大臣 どの段階で、どういう形で御報告をするのが適切かということはそれぞれの場合があると思っております。ですから、もちろん、国

会なり委員会では何らかの報告が求められれば当然それには応じるべきだろうと思っております。

ただ、これまでそういう一つの形式といえますか形を役所サイドとして、あるいは私サイドとしてとらなかつたのは、特別に意味があるということではないのですけれども、つまりは、役所の内部的な調査では十分ではないかといったような指摘もこの委員会でもいただいておりますし、そういうことも若干踏まえて、厚生科学会議に何人かの新しい臨時委員に加わっていただいて、役所の関係者以外の第三者の有識者のいろいろな御意見もいただいておりますし、またその御意見をいただいた上で、どういった形でこの問題を、さらに第三者的な有識者の人たちにもう少しいろいろなお願いなどをすべきかどうかとか、そういうことをいろいろまた検討中でありますので、先ほども申し上げたように、この庁内の調査プロジェクトでの内部的な調査が最終的な報告を出したからといって、厚生省全体としてあるいは私の立場として、それで十分な調査ができて、かつ終わったというふうには必ずしも考えておりません。

そういった意味では、調査プロジェクトとしては最終的な報告ではありますけれども、調査全体、あるいはこれからのいろいろな将来に向かっての改革の提言などをいただくというようにも考えます。そういった点で、そういった調査プロジェクトとしての一定の報告ではありますので、もしその必要があれば、それは御報告することにはやぶさかではありません。

ただ、率直に申し上げて、中身についてはまさに公開をいたしておりますので、それぞれの委員のお手元に積極的に届けられたか、どういう手続をとったか、ちょっと詳細は今すぐはわかりませんが、必要なものは要請があれば間違いなくお届けしたい、こう考えております。

○石田(祝)委員 ちょっと確認をさせてもらいますが、国会なり委員会でお求めがあれば報告することにはやぶさかではない、こういうことでよろしいですか。

○菅内閣大臣 報告書そのものが公開されておりますので、そのことについてこういう報告をしたということの説明を求められれば説明をいたしますし、今既にお聞きになっていることも含めて、ある部分はその報告書に関連をする問題も含まれておりますので、それに関連した御質問をいただければ、それは当然答えるのが義務だろうと思っております。

○石田(祝)委員 そういう御答弁でございますから、私はぜひ、求めがあったら御報告をいただきたいと思います。

以前にこの委員会でも御質問させていただきましたに、省としてはほぼ限界かな、こういう認識を持っている、こういう御答弁も確かにあったと思えます。それで我々も、それでは行政府としての内部調査、こういう段階でなかなか難しいことも確かにあるのじゃないかと。ですから、委員会として、立法府のこの場で真相究明に一步でも努力しよう、そういうことで、火曜日の一般審査日はもう毎回欠かさずといっているくらい、今ずっと参考人をお招きをして、私たちが努力をしてやるわけでございします。

ですから、立法府として努力を続けていくのは引き続きやらせていただきますが、和田委員長の運営のもと、今熱心に努めておりますけれども、行政府の立場としては、やはり四月の末にプロジェクトの最終報告ということで出されております以上は正式に一度報告する、こういうことが正しい姿ではないか、また、その後の議論が出てくるのは当然でありますから、それにあわせてまた新しい事実がわかれば報告していく、こういうことで国民の期待にこたえていく必要があるのではないかと、こういうことを私は最後に申し上げたいと思うのですが、このことについて、大臣はどう思われますか。

○菅内閣大臣 先ほども申し上げましたように、形としてきちっと、いついつのこういうことをこ

ういう形で御報告しますという形でしていいこととはそのとおりですが、その内容については公表いたしておりますので、実質的なところでは、これまでも、あるいは今の石田委員の御質問の中でも関連した質問をいただいて、答えられるところは答えているというふうな思っております。

ですから、例えばこの委員会として改めてこういう形で報告をするようにという御指摘をいただいた場合は、当然のことながら、それにはきちっと対応したいと思っております。

○石田(祝)委員 この問題はここらでやめますが、また引き続き参考人を来週もお煩わせをして参考人聴取もやるようになっておりますので、本会議の方での報告を求められているようでありまして、我々としてもできるだけ真相究明に努力をしていきたい、こう思っておりますから、また特段の御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、年金法について伺いをしたいのですが、今回の年金法改正の目的、これは端的に言うところの年金の目的なんですか。

○菅国務大臣 今回、年金の統合法案を出させていたでいてるわけですが、この目的についてのお尋ねをいただきました。

公的年金制度は、老後の生活を支える柱となるものでありまして、その長期的な安定と、給付と負担の公平を図ることが極めて重要であるというふうな考えております。このため、全国民共通の基礎年金制度の導入や被用者年金制度の給付の公平化などの改革をこれまでも進めてきたところであります。

しかし、一方において、小規模な制度が産業構造の変化などに対して脆弱であるという問題や、各制度の成熟度等の違いを反映した保険料の負担の問題が残されていたところであります。

このため、今回、J・R共済など三共済を厚生年金に統合する法案を提案したところであります。今後とも、産業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応して、公的年金制度の安定化、公平

化を図るという目的のためにその再編成を着実に進める必要があると考えておりまして、今回の統合法案はある意味では第一段階、このように考えているところであります。

○石田(祝)委員 大臣のおっしゃりたいことはよくわかるのですが、私は何となく、J・R、J・T、N・Tの厚生年金への統合ということは今回の法案でよくわかるのですが、それ以降の道筋が本当にはっきり示されているのか。午前の参考人質疑の中でも伺いをしましたけれども、第一歩だ、皆さんそういう御評価は間違いなくされておりますが、その次の段階に至るレベルがきちんと敷かれて視界良好、その中でただ時間をかけて問題を解決していった一元化に至る、そういう確信を持たれているように私は私はどうも受け取れません。

ですから、お伺いしたいのですけれども、そもそも公的年金の一元化ということはどういうことでスタートをして、これは本当はどういうことを意味しているのでしょうか。

○菅国務大臣 公的年金の一元化という大きな目標につきましましては、一つは被用者年金制度の財政単位を拡大する、もう一つは共通部分について費用負担の平準化をする、こういう基本的な目標を実現するために、あるいはそういうことを考えて一元化という方向を進めているというふうに認識しております。

そこで、今回の問題を含めまして、民営化、株式会社化しているJ・R、J・T及びN・Tの共済組合を厚生年金に統合するということをまずはお願いしているわけですが、今後残された問題として、国家公務員共済と地方公務員共済については、次の段階ではこの両制度間の財政安定化の措置というものが必要ではないかということで検討する必要があるだろうと思っております。またさらには、農林漁業共済と私学共済については、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討する必要がある、このように考えておりまして、こうした基本的な方針を定めた閣議決定を

行ったところであります。この方向に沿って漸進的に取り組みを進めているところであります。そういった意味で、先ほど申し上げたように、今回の改正はそういった流れの第一段階というふうにとらえているところであります。

それで、残された四共済についての一元化の進め方やめどについては、今も一応のところは申し上げましたけれども、多少重なりますが、申し上げてみますと、三共済の厚生年金統合後も、政府として被用者年金制度の再編成を推進する考え方がありまして、その旨の基本方針を閣議決定においても定めているということは今も申し上げました。その際、被用者年金制度の分立による不安定な制度運営の負担の不均衡の問題は、主として各制度の成熟化の進展に伴って生ずるものであることから、今後二十一年世紀にかけて各制度が成熟化する段階において漸進的に再編成を進めることといたしたいと考えております。

具体的には、国共済及び地方共済の公務員グループについては、特に国共済の成熟度が既に三公社に次いで高いものとなっておりますことから、まず、公務員グループ内で財政安定化のための措置について検討を進めていく必要があると考えております。

また、農林共済については、現在、農協の組織整備も課題となっているところであることから、その進展が制度基盤に与える影響などを踏まえつつ、今後目指すべき方向を検討する必要があると考えております。

さらに、私学共済については、他の制度に比べ、その成熟度はまだそれほど進んでいない、遅いわけですが、今後の成熟化の進展を踏まえつつ、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討する必要があると考えております。

今後、このような基本的方針に沿って、財政再計算時ごとに制度の安定性、公平性の確保に関し検証を行い、被用者年金制度の再編成を着実に進めてまいりたい、このように考えております。

○石田(祝)委員 随分先の方まで御答弁いただいたのですが、まだこれから聞こうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思うのです。

大臣、今御答弁の中で、N・T、J・T、J・Rは民営化されたからやるのだ、こういう御答弁がありました。これはそのとおりですか。

○近藤(純)政府委員 先生の先ほどの、経緯というところで申し上げますと、五十九年の二月に閣議決定がございまして、公的年金制度の一元化という問題が始まったわけですが、その前の背景となりますのが、やはりJ・R共済というのがかなり危なくなってきた、公的年金制度全体で支え合う必要があるのではないか、給付と負担の不公平が出てきた、こういうふうなことで、しかも、制度の長期的な安定というのが非常に難しくなってきたという背景があつてこういう閣議決定ができたわけでございます。

そういうことであるのうやうやうなわけでございますが、制度間の財政調整、こういうことで支援措置というものも途中でやってきたわけでございますけれども、これも、自助努力等がこれ以上続かない、こういうことで、J・R、J・Tの支援策といひますのはこのままの状態では非常に継続しがたいというふうなかなりせつば詰まったところがあつたわけでございまして。しかも、先ほど大臣から申し上げましたように、J・R、J・TそれからN・Tも含めまして既に民営化している、どちらかといへばもう厚生年金の対象者に近いのではないかと、こういう事情もございまして、これは、引き受け側の労働者側それから使用者側もそういうことで御理解を願ったということで今回統合に至ったという経緯でございまして。

○石田(祝)委員 局長、聞いていますと、J・Rが何か危なくなつたから統合するのだ、まじめに働いている方に対してそれは失礼じゃないですか。公的年金の一元化の第一歩としてやっていると、危ないからとか、民営化されたからとか、どういふ趣旨でやろうとしているのか、今の答弁は私はお

かしいと思いますよ。もう一度ちょっと答弁してください。

○近藤純政府委員 JR、JTが危なくなったといいますが言葉がちよっと言い過ぎかも知れませんが、独立した制度として、ほかの制度と同じレベルの保険料負担の水準ではもうやっていけない状態になってきたわけです。したがって、このまま放置いたしますれば負担の不均衡というのは非常に拡大したわけでございまして、まさに公的年金の一元化が目標といたしておられます給付と負担の公平それから制度の長期的な安定に反する、こういうことでございまして、これに著しく反する可能性があったJR、JT、まだNTTはそういう状態にはもちろん至っていないわけでございまして、この際、一元化ということで一緒にしよう、こういうことで各制度が合意をいたしまして今回の法案の提案になったということでございます。

○石田純委員 その民営化ということでお伺いをしますが、確かにそれぞれ、昔は公務員のグループでやっておられて民営化された。そうすると、私学とか農林漁業というのは民間じゃないのですか。こういうところはどうかですか。

○近藤純政府委員 確かに民間の組織だと思っておりますが、制度の関係者の御説明によりまして、例えば私学でございしても、私学というのは公立学校の代替措置をやっているものである、こういうふうなことであれば公立の先生方と同じように扱うべきだ。こういうふうな経緯があったら厚生年金から独立していったという経緯もあるわけでございます。

それから、農協、漁協等の組織の方々の御主張によりまして、農協、漁協といいますがこれは地域の地域におきまして市町村の職員と同じような面もある。こういうふうな御主張もあるというように私は聞いています。この御主張もまた、まさに公的な目的を持つ法人だけの職員を対象にしてきた制度であるわけでございます。そういう意味でこれも厚生年金から抜けてきたというふうな経緯

もあるわけでございます。

目的とするところ、私学の方は公立学校の先生と同じような処遇、それから、農協、漁協の農林共済につきましては市町村の職員と同じような処遇が必要である、こういう目的でできた経緯があり、なおかつ独立した経緯もあるわけでございまして、この言う関係団体の方もたくさんいらっしゃるわけでございまして、そのあたりの合意形成に至らなかった。かなり利害が相反する部分があるわけでございまして、これは、粘り強く、時間をかけてやる必要があるわけでございまして、JR、JTの関係につきましては、これは長期間の議論の積み重ねの結果できたというふうな私ども考えているわけでございまして、そういう意味で、一挙にやるとするのは非常に難しいということでございますので、財政再計算の折に情報公開あるいは検証等の機会を通じて検証しつつ、着実に再編成を進めていく必要がある、こういうふうな考え方を進めていくわけでございまして、

○石田純委員 今いじくも年金局長がおっしゃいましたが、私学共済も農林漁業共済も、もとは厚生年金の仲間であつたわけですね。それが、どういった経緯か私もつまびらかに知りませんが、それぞれで共済をつくった。ですから、今回のJTとかJR、NTTのように、いわゆる昔の恩給という部分はないわけですね。もともと民間の仲間であつたのが自分たちでグループをつくった。

ですから、根っこが同じだから、どうして今回一緒にできなかったかという素朴な疑問もわくのですけれども、これは、要するに関係者の利害が一致しないからですか。利害が一致するまで調整していくというのだったら、この公的年金の一元化というのは一体何なのですか。利害が調整するのを待ってやる制度なのですか。そうではないでしょう。要するに、大きな制度の中で将来の社会保障の大事な部分としてやっていくということではないのですか。これは利害調整ができません。

○近藤純政府委員 給付と負担の公平、制度の長期安定というのが一元化ということでございまして、必ずしも一本という形ではないわけでございます。したがって、けさほどの船後参考人からもお話があったと思えますけれども、一元化の方式にも幾つかあるということでございまして、一つは一本にする、一つはグループごとに分かれてやる、それから各制度間の財政調整、それから、今回の三共済の統合と申しますのは一元化の懇談会におきましてはD案と称されたものでございまして、一部の制度を着実にやっていくということでございます。

したがって、給付と負担の公平、それから制度が長期的に安定するか、こういうことでございまして、その観点からの検証とか情報公開というのは当然必要になるわけでございまして、利害が相反するものを強制的に一挙にやるというのは現実的な方法ではないわけでございまして、これは、これからの推移を見ながら粘り強く交渉をいたしまして、その結果の上で再編成が進む、こういうふうなのが現実的な方法ではないかということでございます。一元化の報告書にもございまして、二十一世紀にかけまして成熟化してまいりますので、その成熟化の段階を追って一元化の実を上げていく、こういうのが私どもの考え方でございまして、

○石田純委員 大臣、ちょっと確認したいのですが、一本化ということとはもう正式に厚生省としてはやめたのですか。今局長の答弁だと、一本化はしないという御答弁を最初にされて僕もちょっとびっくりしたのですが、これはそういうことでしょうか。

○青島務大臣 今、年金局長からも御答弁を申し上げましたが、一元化という考え方を閣議で決定、確認しているわけですが、一元化の考え方の中に幾つかの選択肢があるというふうに理解しております。もちろん、そこにはすべてを一本にまとめるという意味での一元化も一つの選択肢の中には入っているわけですが、同時に、まだ全部を

一本にはしないで、共通の要素の強いものを幾つかのグループにして負担と給付の条件の公平化を進める、あるいはそのときに財政調整などもあわせて行う、そういう考え方も選択肢として含まれたものとしての一元化、そういう考え方をとっていると理解しております。

○石田純委員 そうしたら、ちょっと確認をさせてもらいたのですが、たしか昭和五十九年ですか、そのときは一本化を前提にして進めておつたのではないのですか。それで平成四年のときに、やり方としてこれこれこういうやり方がありますよ、一つにするもの、それから、過渡的なものとして公務員は公務員だけ、民間は民間だけ固めよう、また、それぞれの八つの制度は分立させたまふ負担と給付だけはならして、こういうことで、一本化ということが最終目的で、一元化というのはそれぞれの制度を残しながら負担と給付だけはそろえよう、こういうことでなかったのですか。一本化ということとはもうやめたのですか。

○近藤純政府委員 五十九年のときの一元化と申しますのも、これは必ずしも一本化という前提ではないわけでございまして。もちろん、一本化を否定しているわけではございませんけれども、幾つかの種類の一つである、基本は制度の長期的な安定と、それから分立をしていく場合には負担と給付の公平化、こういうものを図っていくというのが一元化の趣旨というふうなことは受けとめてきておりますし、現在もそうでございます。

○石田純委員 この議論はまた後でやらせてもらいたいと思うのですが、他省の方も来ておられますので、お伺いをいたします。

平成八年三月八日の閣議決定について、この中の公務員共済、私学共済、農林漁業共済のことについて今後の見通しをお伺いします。

菅厚生大臣も先ほど御答弁で少し触れられましたが、この「公的年金制度の再編成の推進について」という中で、ちょっと読ませていただきますが、

国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、それぞれの成熟化の状況等に応じて、財政再計算時に将来の財政見通し等について分析を行い、公務員制度としての在り方をも踏まえつつ、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する。

これは、将来において厚生年金の方とは一緒にありませんよ、公務員は公務員だけでやっていきますよという意味ですか。これはどういう意味なんでしょうか。

○松川説明員 今後の被用者年金制度の再編成に対する国共済並びに地方共済の関係の取り組みについてのお尋ねでございます。

先ほど御指摘がございましたように、三月八日の閣議決定で、今後の被用者年金制度の再編成の進め方について基本方針が示されているところでございます。

まず、その前提として、基本方針といたしまして、この閣議決定の最初の方にございますように、各制度の目的、機能等についても配慮をしながら、各制度が今後二十一世紀にかけて成熟化する段階において漸進的に再編成を進めることとされております。この点は、過去にいろいろ沿革でありますとか目的、機能等が異なった面がございまして、着実に再編成を進めるためにも円滑に関係者間の合意形成を図ることが重要である、そういう認識に基づいているものだと思っております。

そこで、国共済、地方共済につきまして、この閣議決定で、今議員御指摘ありましたくだりでございまして、大きく分けますと、二つの点について触れておられるわけでございます。

まず、「それぞれの成熟化の状況等に応じて、財政再計算時に将来の財政見通し等について分析を行い」とありますように、まさに、その成熟化する状況等に応じてそれぞれの制度が将来どのようなようになっていくのか、そのテンポがどのようになっているのかということ、かつ、そのこと

によって、他の制度との関係において、被用者年金制度の再編成の究極の目的であります制度全体の安定性あるいはその公平性といった観点から問題がないのかどうか、そういうことを逐一その時々状況に応じてチェックしていくことが重要である、こういう観点が一つ含まれているわけでございます。

もちろん、この点につきましては、制度みずからの判断というだけでなく、制度横断的あるいは中立的、専門的判断が必要ということですから、この閣議決定では、社会保障制度審議会の年金数理部会にも要請して、検証をお願いするということになっております。したがって、国共済といたしまして、その検証作業の結果も踏まえながら検討を進める必要があるわけでございます。

もう一つの考慮要素といたしましては、「公務員制度としての在り方をも踏まえつつ」というくだりがございまして、これは、国家公務員共済につきましては、地方公務員共済とともに、公務員に適用される年金制度といたしまして、公務員制度の一環としての意義を有していることから、そうしたことを十分踏まえる必要があるということでございます。

この点につきましては、職域年金部分の設計に象徴的にあらわれておりますように、この部分につきましては、公務員制度の一環としての役割を果たしているものと私どもは理解をしておりますし、大多数の関係者の理解を得ているのではないかと考えているところでありますけれども、なおその給付のあり方でありまして、財政運営のあり方につきましては、さまざまな意見もございまして、そういった中で、やはりこうした職域年金部分の位置づけをどう考えるのかということについて、我々自身だけでは、ほかの制度の方々にあかましても、十分その位置づけについてコンセンサスが得られるようにしていく必要があるかと思っております。

そうしたさまざまな検討をやりながら着実に検討を進めていきたいということでございます。

委員御指摘のように、あらかじめその結論を出しているということではございません。ただ、そういったような事情から、公務員制度との関連が非常に深くございまして、検討の対象としてはまず公務員制度の中で検討しよう、こういう趣旨であらうかと認識いたしておりますのでございまして。

○石田(税)委員 長々と答弁していただきましたが、この部分は昭和五十九年で全部わかつていくことではないのですか。なぜ今ごろこういうのが出てくるのですか。「公務員制度としての在り方をも踏まえ」なんて、こんなのは当たり前ではないですか。それはもう、年金の一元化、一本化しなければいけないときに、当然入っている話なんじゃないか。十何年もたつて、それを何で将来の、やらないような理由にするのですか。

「公務員制度としての在り方をも踏まえ」なんてなると、公務員は、守秘義務があるとか、また、もちろん民間もそうですが、職務専念義務、いろいろな義務を課せられている。ですから、昔は恩給制度という形でスタートしたわけでしょう。そういうとくにわかつている話をなぜ今ごろ、平成七年度の年金の一元化に間に合わないのですか。

とりあえずJTとNTTとJRでスタートする、公務員共済、地方公務員共済はできない、その理由に使われていると私は思うのですけれども、これは今わかつたことですか、どうですか。

○松川説明員 確かに委員御指摘のように、この問題はかねてから議論されてきておることでございますので、今後についての理由に使われているのではないかとこのことではございますが、先ほどの申し上げましたように、公務員制度の一環としての意義を有しているというふうに理解をしておりますけれども、その理解の仕方については、いろいろ人について意見はさまざまでありまして、給付の設計は、かつては恩給制度との関係もございまして、厚生年金とは非常に異なった算定方式でございまして、それを昭和六十一年の段階に、厚生年金と同じ方式にそろえるということをやったわけでありまして。

したがって、昭和六十一年以後に退職をされる方につきましては、かなり厚生年金との関係について十分比較ができるような三階建ての形になってきておるわけでございますけれども、給付の設計を見直していく過程においても、過去の方式を引きずっている人たちがやはりおられますので、その検討を進めるに際しても、さまざまな要素がありまして今日に至っているということ御理解いただきたいと思います。

○石田(税)委員 全然理解できませんね、言っていることは。さっき私が聞いた、今回改めて閣議という大変大事なところで決められたものは、その後の事情の変化によって出てきたものですか、出てきたものではないのですか、そこだけちょっと答えてください。

○松川説明員 さまざまな状況を踏まえたものであることは事実でありますけれども、その大きな要素に変更があったというふうには認識いたしております。

○石田(税)委員 そうしたら、国家公務員共済を所管していらっしゃる大蔵省として、この間、どういう形で御努力をされたのでしょうか。十年余り余裕があつて、それぞれ大変な思いをして問題を一つ一つ解決してきたのに、平成八年の、一年おくれの段階になって、「公務員制度としての在り方をも踏まえ」なんていうのを出されてきたら、それは、公務員と民間は職責が違いますが、数字だけで、待遇の面だけで公務員制度とすることをとらえているのであれば、これは解決ができると思うのですが、それは、公権力の行使をされる公務員の方が公務員制度を踏まえて年金を考えるとどうですか。これは一緒にないの、それが当たり前のことですか。一元化できないのは当然ではないのですか。ですから、やらない理由にしているのではないかと私は言っているわけ

す。

○松川説明員 鉄道共済を含む問題に照らしてもわかりますように、鉄道共済を被用者年金制度の再編成の中で進めていこうということを議論しておいたのはまさに十年前からのことであつたわけでございますけれども、その際、給付の算定方式も厚生年金と著しく違つて、実際にもらっている年金額も厚生年金よりも高いということでございまして、それをいろいろな自助努力という形で努力する中で、今は厚生年金より下がつておるわけでございます。したがって、まず給付をそろえていくということについても十分時間がかかる問題でございます。

なお、今、給付の内容についてははばさつておるわけでありまして、なお職域年金部分の取り扱いにつきましては、私どもとしては、公務員制度の一環として十分それを認識していきたいと思つて、その観点からいたしますと、二階までの部分も含めまして、トータルとして公務員制度に対する処遇としてどう考えるかということに引き続き重要な観点であらうかと思つておりますけれども、他方において、そこを二階との関連においてもっと透明性なり財政運営なりについて工夫を重ねる必要があると言われてるところでございます。この点につきましては、情報公開その他で今後とも努力をしていきたいと思つております。

○石田(純)委員 これはまた次回にお聞きをします。農林省、文部省もおいでいただいておりますので、私は、この部分は納得をしておりませんから、もう少しお考えをいただいで次回御答弁をいただきたいと思つております。

その次に、農林漁業団体職員共済組合については、構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を、また私立学校教職員共済組合については、その成熟化の進展等を踏まへつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等について分析を行い、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれ

の制度の位置付けについて検討を行う。こういうふうな書かれておりますが、これは農林水産省としてはどういふふうな読まれているのでしょうか。

○高橋説明員 農林年金制度の大宗を占めます農協系統組織におきましては、御案内かと思つますが、今、組織整備ということでも西暦二〇〇〇年に向かひまして組織二段階合併の推進、生産性の三〇％向上ということで検討が進められておりますので、また、実践に向かつているところでございます。この状況と、当然のことながら制度の成熟化の進展状況、このあたりを踏まへまして検討を進めるといふふうに理解をしております。

○石田(純)委員 続きまして、私立学校教職員共済組合について、文部省はどういふふうにお考えになっておりますか。

○齊藤説明員 お答えいたします。私学共済は、先ほど大臣の御答弁にもありましたが、ほかの年金制度と比べて最も成熟度が低い、また、現時点では財政的にも健全な状況になつておるわけでございます。しかしながら、他の年金制度と同様に、今後、年金受給者がふえる、あるいは児童生徒数の減少という問題が私学の教職員数にどう影響していくかということもございまして、今後の見通しにつきましては、徐々に成熟度が高くなつていくだろうといふふうに私どもは考えておるわけでございます。

したがつて、こういう状況を踏まへまして、成熟度あるいは財政状況といったものについて、財政再計算時ごとにそれらの将来の見通しを分析し、また、私学共済が年金制度としての安定性という観点からどうなのかということも常に検証しながら、公的年金制度の再編成という課題に適切に対処してまいりたいと考えております。

○石田(純)委員 時間の関係で最後にお聞きをしますが、この閣議決定に参加されたのは、きょうおいでになつておるのは菅大臣だけですね、その

ときいらつしたの。それで、それぞれに成熟化の進展を踏まへつつといふのが文章によく出てくるわけですね。ということは、成熟化がそんなに進まなければ、要するにその制度の中で十二分に運営をしていけば、それは一元化の中に加わらなくてもよろしい、その一つの条件たり得るといふことであつた。成熟化の進展を踏まへつつといふのが入つてくるのですか。

私は、哲学の問題として、全体的に大きな制度の中でやはり将来の社会保障の一環として年金制度はあるべきだと思つたのですが、どうも自分たちだけでできるよといふところで、その隠れみのに成熟化の進展、こういうものが使われているような気がしてゐるのですが、大臣は閣議決定に参加をされて、年金問題担当大臣としてこれはどういふふうになつておるのですか。

○青木大臣 私も、かなり古い段階から、かつての国鉄共済年金とか、いろいろな年金と厚生年金の仕組みのいろいろの違いなどを議論したこと、少し思い出しながら今の議論もあわせて聞いていたわけですが、先ほど申し上げたように、産業構造が変化をする中で、ある産業なりある企業に大勢の雇用者といふまいやうか労働者が働いてゐる時期と、あるいはそれがかなり少なくなる時期とが、二十年、三十年という中で、そういう意味でも非常に変化をしますし、同じ数の雇用者がある場合でも、もちろん成熟化といふのはある意味では変化をするわけでありまして、そういう点では、成熟化といふことをこの中で言つていふという意味は、私の理解では、そうしたいろいろな状況の中でそれぞれの制度がある程度、必要性も感じながらお互いの納得の中で合同していく、そういうことをいふば想定しているのではないかと考えております。

今の御質問の趣旨に反して考えますと、つまりは、一元化といふ考え方は、確かに理念としてすべての年金を一本化するといふ考え方がもちろんあるわけですね。それに関しましては、もう既に基礎年金部分ではそういう考え方ののちとつて、い

わば基礎年金の一本化といふのは実行されてゐるわけでありまして、いわゆる上乗せ部分においては、御承知のように、もちろん被用者年金とそうでないものの間でも仕組みが違ひますし、また被用者年金の中でも、歴史的にいろいろな制度があつたものを一元化していこう。そういう意味では、一元化といふものの目標には、先ほど申し上げましたが、一本化という選択もあるし、必ずしも一本化でない形のあり方の選択もある。究極の目標は、あえて今の段階でいへば、公平あるいは安定性、安定で給付と負担が公平な全体の仕組みに変えていく、そういうことのプロセスとして今言われました成熟化という考え方が、いわば一つの判断要素として、その制度ごとにあるいはその時代ごとに判断要素として大きな要素となる、そういうふうにお考えのところでありまして。

○石田(純)委員 ですから、私が申し上げてゐるのは、年金の一元化といふのは一つの哲学の問題であつて、自分の年金の枠の中で成熟化の進展をならみつつ、これは危ないぞとか、これはまだ大丈夫だから一緒にならなくてもいいやとか、そういう問題ではないのじゃないですかと言つてゐるわけですね。

ですから、そのところで「成熟化の進展等を踏まへつつ」といふ言葉を入られると、自分たちでやつていけやうだ、では今の制度でいこうよ、こういうことで一元化を考へるのか、それとも、そうじゃなくて、やはり日本として一つの単位として社会保障の大事な部分としての年金をお互いに日本国民として支へ合つていこうというのか、この哲学に違いがあるのじゃないかと私は思つてゐる。そのときに成熟化なんというのを持つてこれらと、そこでまた利害という話が出てくる、それはどうですかと私は聞いてゐるわけですね。

○近藤(純)政府委員 どの制度におきましても、これから人口の高齢化、少子化に伴ひまして成熟化といふのは当然進むわけでございます。た

だ、その成熟度合いというのは後継者の数によつて著しく異なってくる。といひますのは、JRの例を見ましても明らかであるわけでございまして、どの制度も成熟化になりましたら、もうほとんど給付とか、給付は決めればいいのですけれども、負担の格差というのはなくなるわけでございします。その成熟化が進展している段階でございしますけれども、この段階では、まさに成熟度合いというのが各制度違うわけでございします。そのときに、その進行の過程で、はっきり言ひますれば、特定産業に偏つた制度でございしますと、制度の安定も崩れるし、負担が急増する。こういうふうな、はっきり言えば破綻するおそれがあるわけでございします。

したがしまして、私どもが何度も何度も検証と申し上げておりますのは、兆候というのは早目に出るわけでございますので、それを早目にチェックして、その間に協議の上、大方のコンセンサスを得てやっていく、はっきり申し上げて、こういうのが一元化懇における最終的なコンセンサスになったわけでございまして、閣議決定はその線に沿いまして同じような文言を入れさせていただいた、こういう次第でございます。

○石田税委員 時間が参りました。質問通告をしておりますが、時間の都合でできませんでした。申しわけなく思っておりますが、次回にやらせていただきますので、よろしくお願いします。

○和田委員長 青山二三さん。
○青山(二)委員 新進党の青山二三でございま
す。

ただいま議論されております年金法の一部を改正する法案につきまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、大臣に公的年金全般の課題についてお聞きしたいと思います。

近年の少子化、そして平均寿命の伸びによりまして、人口の高齢化はさらにさらに進んでいくと予想されております。総務庁統計局の平成六年度全国消費実態調査によりますと、高齢者の単身世

共済、この旧三公社共済と厚生年金との統合問題でございますが、これにつきましては、放漫経営で赤字になれば民営化を大義名分にしまして厚生年金に押しつける結果になっているというような不満の声もあるわけでございます。

近い将来、これまた財政難になると思われ、農林共済あるいは国家公務員共済、今回は一元化を見送ることになりましたけれども、先ほど来御答弁をお聞きいたしましたけれども、何かわかりづらい説明でございます。私たちは、有権者あるいは地元の人たちに説明をしなければなりませんので、もっと明確にわかりやすく、もう一度御答弁願いたいと思います。

○近藤(純)政府委員 各共済制度というのは、年金部門といたしましては長期保険でございますが、これまで非常に長い期間独立して運営してきたわけでございまして、したがって、長い経緯を持つわけでございます。

制度の目的とか機能という点で見ましても、農林共済といえますのは、特別の法律に基づきます法人ということで、農協とか漁協の人だけを対象とした制度でございまして、先ほども申し上げましたように、市町村の職員と同じような処遇、こういうふうなことで厚生年金からは抜け出た、こういうふうな経緯も持つわけでございますし、それから国家公務員共済組合につきましては、これは公務員の制度でございまして、恩給以来の伝統を持つ制度であるわけでございまして、こういうふうな各制度の目的とか機能が違っているわけでございます。

それから、過去の財政運営というものも違ってくるわけでございまして、積立金の積み立て具合とか、こういったものも違ってくるわけでございます。したがって、こういった面に十分配慮をする必要があるわけでございます。

それから、現在既に受給をされている方それから現役の方、合併をいたしますとかなりの影響をこうむる場合もあるわけでございまして、こういった人たちの合意というものが限りは理想

にはなかなか近づかない、こういう面もあるわけでございます。

今回の改正では、三共済につきましては厚生年金に統合するというところで、受け入れ側の方も、先生御指摘のように大変負担がふえるわけでございます。もちろん、厚生年金だけではなくて、ほかの残りました制度も全体で支えるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、それを支える方の制度も大変でございますし、その御理解をいただくためにはいかぬ、それから、移る方の人の理解ももちろんいただかなければいかぬ、こういうふうなことで時間がかかった。

こういうことでございまして、残念ながら、農林共済、国共済につきましては、一元化懇談会におきましては結論が出ないで、一応検討の方向という形は出たわけでございまして、その方向で粘り強く議論をし、合意を得るように関係者が努力する必要がある、そのための情報公開とか検証が必要である、こういうふうな申しわけでございます。

○青山(二)委員 それでは、J R共済についてちょっと伺いたいと思います。

このJ R共済、旧国鉄年金の財政破綻の原因と申しますのが、まず大きな原因は、合理化による職員の大幅な減少、それから受給者の大幅な拡大などがそれに当たるということでございまして、午前中の参考人からいろいろと御説明をお聞きいたしましたけれども、そのほかにも、放漫経営が年金財政の赤字の大きな原因になっていることも、これは確かだと思っております。

先ほど参考人の口からはなかなかお話ししづらかったことだと思っておりますけれども、自動努力という形でその一端をお述べいただいたわけでございしますが、例えば、年金支給額というものが退職直前の給料に比例する仕組みになっておりまして、最後の、退職するときだけの給料を引き上げ、年金を大幅にふやす、そんな操作も行った、こんなこともお聞きいたしているわけでございします。そのほかにもどのようなものがあったのか、

参考までにお聞きしておきたいと思っておりますので、御説明願います。

○松川(明)委員 鉄道共済の財政の悪化の原因につきましては、主な要因といたしましては、委員が御指摘いただきましたように、産業構造の変化の中で国鉄が雇用を縮小せざるを得なかった、その結果、年金制度の支え手でありました現役組合員数が大幅に減少したことによるものであると認識しておりますが、旧国鉄共済年金時代の制度運営に起因する問題があることも否定できないと考えております。

昭和六十三年の秋に、有識者の懇談会でも分析されておりますように、例えば、制度運営上の問題として指摘し得る問題といたしましては、たゞいま御指摘のありましたように、制度上、当時の共済年金の仕組みが退職時の最終俸給を基準として計算されておりましたことから、退職時に特別昇給を運営上、制度としてではなくて運営上、特別昇給を行ったことが年金額に直接反映されるようになった点でございます。

また、負担面につきましては、いろいろと給付が有利な方式になっていた時代もありましたけれども、そうした給付に見合った保険料の引き上げが十分なされていなかったかという点についても問題があったのではないかとこのように指摘されている点でございます。

○青山(二)委員 このたび、J R共済の積立金ですが、これは持参金ということになるかと思っておりますけれども、そうした大きな赤字を厚生年金に押しつける結果となって、それでそのかわりに持参金を持っていく、こういう仕組みだろうと思っております。

しかし、持っていくこの持参金は一兆円でございしますね。しかし、これもJ R共済の一年分の支払いにすぎないと言われております。この一兆円のうち、国鉄清算事業団が負担する八千億円、大変な赤字を抱えている清算事業団でございします。で、この八千億円だつてやがては国民の税金にはね返ってくるのだらう、そしてJ R各社が負担い

たします二千億円、これだつて運賃値上げにつながついていくのではないかと、そういう心配が大きいわけでございしますが、この点についての見通しをお伺いしたいと思います。

○金澤(明)委員 答え申し上げます。

国鉄清算事業団の長期債務の償還につきましては、昭和六十三年一月の閣議決定におきまして、「土地処分収入等の自主財源を充ててもなお残る事業団の債務等については最終的には国において処理するものとする」とされておりますし、委員御質問の今回の移換金にかかわる清算事業団の負担につきましては、本年三月に、「既存の債務等と同様の取扱いをする」すなわち、最終的には国において処理するということを閣議決定されております。

そして、事業団が発足いたしました昭和六十二年でございしますが、そのとき当初から、清算事業団は、土地あるいはJ R株式などの売却によりまして、すなわち自主的な財源の収入によって、当時の清算事業団の負担すべき債務の二十五兆五千億円すべてを償還するという計画であったわけではございません。

今回新たに国鉄長期債務の一部となりますこの移換金にかかわる負担につきましては、委員御指摘のように、結果として最終的な国民負担の増加につながる可能性はございますが、運輸省といたしましては、これにつきましては、今後、事業団の他の長期債務と同様に一生懸命その早期処理に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○宿利(明)委員 J R各社が負担することとなります約二千億円の移換金につきまして、お答え申し上げます。

J R各社の移換金につきましては、各社ごとの支払い額や具体的な支払い方法などにつきまして、今後、関係者間で調整を図ることとしております。また、J R各社は現在でも鉄道共済年金の給付費用につきまして七社合計で毎年度二百二十億円の特別負担を行っておりますけれども、今回

の移換金の負担につきましても、その負担によりまして各社の経営に与える影響について十分留意しつつ調整を図っていきたく考えております。

○青山(二)委員 それでは、国民の負担にはね返ってこないようにしっかり御努力をお願いします。次に、財政に余裕のある私学共済それから地方公務員共済はそのまま独立して欲しいと主張しているという聞いております。余裕のある間は独立して有利な運営を進めて、苦しくなったら大所帯の厚生年金に助けてもらうというのでは、厚生年金の加入者の不満は強まる一方でございます。これらの制度も厚生年金に統合していくのであれば、財政状況がよいうちに、先ほど来、成熟度、成熟度と繰り返されておりますが、そういう財政が苦しくならないうちに統合しないと国民の理解は到底得られないと思います。

今回の措置を出発点といたしまして、公平で本格的な年金一元化へと向かう努力を本当に真剣にすべきであります。一元化への向けての将来展望をはっきりと大臣の口からお示しいただきたいと思っております。

○菅内閣府大臣 今回の三共済の厚生年金統合後も、政府といたしましては、引き続き被用者年金制度の再編成を推進する考え方であります。その旨の基本方針を閣議決定において定めているところであります。

この閣議決定においては、今後二十一世紀にかけて各年金制度が成熟化する段階において漸進的に再編成を進めることとし、具体的には、国共済及び地方共済については、それぞれの成熟化の状況に応じ、公務員制度としてのあり方も踏まえつつ、両制度において財政安定化措置を検討することといたしております。また、農林共済及び私学共済につきましては、被用者年金制度の中におけるそれぞれの制度の位置づけについて検討を行うことといたしております。

今後、この基本方針に沿って、財政再計算時ごとに制度の安定性、公平性の確保に關し検証を行いまして、被用者年金制度全体の再編成を着実に

進めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたように、一元化という表現もいたしておりますけれども、基本的には、安定性、公平性を確保するという方向で一元化という考えに基づく再編成を着実に進めていく、このような考え方に立っているところであります。

○青山(二)委員 昨年七月の公的年金制度の一元化に関する懇談会の報告にもございましたように、また、午前中の参考人もあるおっしゃっておられましたけれども、この公的年金制度に対する国民の理解を得るためには、年金制度の運営状況に關する情報をわかりやすく国民に提供していくことが大切だ、このように私も思います。今回統合が予定されている旧三公社や公務員などの各種共済年金の経営内容が、負担と給付がどの程度だったのかとか、あるいは過去の実績についてはほとんど公開されておられません。このように国民の知りたいことが何もわからないという状況では、一元化を進める上で国民の理解は得られない、このように思うわけであります。

そこで、懇談会での議論の経緯や各制度が提出した資料を整理し公開することや、さらに各制度の保険料や年金水準、そして積立金の額と運用収益、資産などについて、できれば白書というような形で毎年情報公開することを検討すべきである、このように考えますけれども、御見解をお伺いいたします。

○近藤(純)政府委員 先生御指摘のように、年金制度というのはこれからの高齢化社会において非常に重要な制度でございますので、これをぜひとも守り育てていく必要があるわけでございます。そのために、国民の方々に御理解願わなければいかぬわけでございまして、できるだけわかりやすい形を工夫いたしまして情報公開に努めていく必要があるというふうに考えているわけでございします。

それで、各制度におきましても、これまでも被保険者数とか受給者数とか財政収支それから積立金の収入、いろいろなデータをもちろん出して

たわけでございますし、今回の支援事業につきましても、できるだけわかりやすいような形で公表していくということを考えているわけでございします。

それから、けさほどの参考人の質疑にもございましたけれども、社会保障制度審議会の年金数理部会の方で、財政再計算期ごと、それから毎年でもございしますけれども、検証事業をやっていたわけでございます。横断的な資料につきましては、白書という名前になるかどうかというのとは別にいたしまして、年金数理部会の方にお願いをいたしまして、そういうふうな形で情報公開するように私どもとしても努力をしてみたいと思っておりますし、働きかけをしてみたい、こういうふうに思っております。

○青山(二)委員 次に、国民年金の未加入者の問題についてお伺いしたいと思います。公的年金制度の安定性を確保するためには、この制度の一階部分であります国民年金の基盤を強化することが大切であることは言うまでもございせん。昭和三十三年に国民年金ができました。日本は皆年金の体制になりました。しかしながら、実際には自営業者などのいわゆる一階被保険者には多数の未加入者が生じておまして、国民年金の空洞化が大きな課題になっているわけでございします。

こうした国民年金の未加入者の推移と現状について、また、国民年金の免除者や未納者についてその推移と現状をお教えいただきたいと思っております。特に未納者につきましては、所得が低いときでも滞納しないで免除という形で資格を確保できる制度があるということをもっとPRすれば、未納者の数は随分減るのではないかと考えているわけですが、こうした場合に努力はされているのかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

○横田政府委員 国民年金の未加入者の数についてでございますが、私どもは平成四年の年金加入状況等調査というのを行っておりますが、その結果によりますと、第一号被保険者になるべき者

で加入されていない人が約百九十万人といたうふうに推計しております。この未加入者の実態につきましては、平成四年度に国勢調査の調査をもとにいたしまして全国の調査対象区を選定し、調査を行った結果でございまして、初めて四年に行ったものでございします。

次に、保険料の免除者数でございますが、この数年、増加傾向にございまして、例えば、平成三年では二百五十五万人ということでございします。平成六年度におきましては三百九万人ということで、ふえております。

次に、国民年金保険料の収納関係でありますけれども、収納率というところにつきまして、私ども、保険料を納付すべき月数の累計に対して納付した月数の比率、検認率と言っておりますけれども、こういった数値で把握しております。この検認率は最近ほぼ同水準で推移しております。平成六年度では八五・三％ということでございまして、未納率としては、その裏側の数値ということで一四・七％ということでございします。この検認率等から未納者の数をおよそということで推計いたしますと、約二百数十万人程度になるのではないかとこのように考えております。

免除等の制度につきましては、私ども、毎年のさまざまな市町村広報等におきましても周知を図っているところでございします。

○青山(二)委員 この国民年金の未加入者がふえていくということは、国民年金に対する国民の信頼が揺らいでいるということでございます。これは大きな問題になっております。また、若い世代に将来の年金に対する不信感が強いことも事実でございまして、若い人たちに与えては、かける期間が長いこと、そして将来いただけるかどうかかわからない、こういう不安感が未加入者を増大させる原因になっていると思っております。

このような未加入者をなくしていくためには、年金制度に対する信頼を高めていくことが今一番大切なことではないかと思っておりますけれども、

こうした点について、大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。

○菅内閣大臣 年金財政の将来見通しにつきましては、人口構造や就業構造の変化などとともに、保険料の段階的な引き上げを織り込んでおり、こうした前提が大きく崩れない限り、年金制度は安定的に運営されていくもの、このように考えております。

年金制度が今後とも長期的に安定したものであるためには、一つには、出生率の回復ということが重要になっております。もう一つは、保険料の引き上げを吸収できるだけの経済成長がある程度維持されるということも重要であると認識をいたしております。

また、年金制度においては、給付と負担のバランスを確保し、将来の負担を過重なものとならないことが極めて重要な課題として受けとめておりまして、平成六年改正において、高齢厚生年金の支給開始年齢の見直しやネット所得スライドの導入などの改革を行ったところであります。

二十一世紀の本格的な少子・高齢社会が到来する中で、今後とも、制度運営に関する情報提供を積極的に行ひ、国民の合意を得ながら必要な制度改革を行ひ、安定的に制度を運営していくことが国民の不安感を払拭するために重要だと思っております。

以上、申し上げましたように、年金の将来というのは幾つかの条件をきちんとクリアしていくことによって安定的に運営ができるわけですが、そのことについてはきちっと国民の皆さんにお伝えしながら、そういった選択を将来に向かってとっていくという、そういう国民の選択というものの合意を得ながら運営が行われていくべきだろう、このように考えております。

○青山(二)委員 この国民年金の未加入者の中で若年層が多いわけですが、若年層の中でも特に学生が多いことが考えられるわけですが、学生の場合は、ほとんど親が学費や生活費を負担いたしております、特に地方などそうで

ございますけれども、さらにその上に親が子供の年金を払う、こういうことになりまして、親の家計を大変圧迫しているのではありませんか。

そこで、学生につきましては、保険料の減額制度などが考えられないか。減額制度の検討の必要性を私は痛感いたしておりますけれども、学生に限らず、基準を決めて減額制度というものを導入すべきと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○近藤(純)政府委員 学生の保険料の減額制度ということでございますけれども、現在の国民年金制度というのは、定額拠出の定額給付、こういう仕組みをとっておりますので、制度の基本にかかわる問題でもございまして、それから、減額の対象というのを学生に限定できるかどうかとか、減額した場合の年金額をどうするのかというふうな問題もございまして、現在、保険料の減免措置を、親御さんが負担するということで、比較的高い家庭につきましても保険料の免除というのをやっております、減額となりますと、それより高い水準になるといいますとかなりの高所得層になるわけでございます。こういう層に減額するような制度を設けることがいかに、こういうふうな問題もあるわけございまして、なかなか難しいと思っております。

それから一つ、親元の負担の軽減という観点から、年金の教育資金ということ、在学中の国民年金保険料につきましても還元融資の制度を設けているわけでございます。

学生の適用の関係は非常に難しいわけでございますけれども、私も努力をしてみたい、こういうふうな考えております。

○青山(二)委員 ああすればいいのではないか、こうすればいいのではないかといろいろ考えて御提言させていただいてるわけでございますので、いずれにいたしましても、提言は前向きに検討していただきたいと思ひます。

公的年金を将来給付されるには、保険料を二十五年以上納めなければなりません。ですから、未加入者や滞納者など国民年金の保険料を納めてい

ない人が、大体推計いたしますと、その月によりましていろいろ異なるようでありますけれども、四百五十万人から八百万人近くいるのではないかと推定されております。これは、将来、無年金者や低年金者が多く出るということを示しております、すなわち貧しい老人がふえていく、こういうことでございます。ですから、将来、高齢者の家に生活保護者がふえるのではないか、こんな心配があるわけでございます。これはそのときの社会全体の負担になるわけでございますから、どうしても単に無年金者の問題だけではなくて社会全体の問題である、このように思ひます。

ですから、低年金者や無年金者を少なくしていくことが、今から徹底した対策を立てていくことが重要なのではないかと思ひます。このように、今後そうした点も踏まえてどのように対処していくのか、御説明いただきたいと思ひます。

(委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席) ○横田政府委員 先生に御指摘いただきましたように、未加入者、未納者の解消を図ってまいりますことは、国民一人一人の将来の年金権の確保というためにも、また年金財政の安定化のためにも、私も、大変重要な課題であるというふうに考えております。

このため、未加入者対策といたしましては、未加入者の七割が国民健康保険の方には入っているというふうな実態にございますので、市町村段階における国民年金の事務と国民健康保険の事務の連携の強化を図りまして、窓口の総合化なりあるいは届出書の一体化をしていただくことによりまして、加入漏れがないような対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、二十歳到達者につきましては全員加入していただくという考えに立ちまして、何回か勧奨していただきまして、最終的には未加入であることを確認して手帳送付という形で適用を進めております。これは現在、各市町村の九割ぐらい

のところがやっていただいておりますが、一層その充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、九年一月からの基礎年金番号の導入を目指して現在準備しておりますけれども、これが実現されますと未加入者の把握が非常にやりやすくなるということもございまして、届け出漏れによる未加入あるいは未加入者への勧奨というものがやりやすくなるというふうに考えておるところでございます。

それから、未納者対策でございますけれども、未納者は特に都市部の若年者に多いというふうな実態もございまして、私も、なかなか徴収が大変なわけですが、こういった隘路をなくすために今重点としておりますのは、金融機関を活用した口座振替の促進ということを進めております。それから、当然のことながら、文書、電話、戸別訪問等による催促もやっておりますが、そのほかに、専任徴収員の増員も図りまして徴収の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほども御指摘いただきましたように、制度に対する信頼の確保というのが大事だと思ひますので、新聞、テレビ等を通じた広報活動の充実なり、あるいは年金教育の推進ということで、まだ加入される前からの年金制度に対する理解を深めるような努力をしてみたいというふうに思っております。

○青山(二)委員 それでは、ただいま御答弁の中に出てまいりました基礎年金番号の設定についてお伺ひしたいと思います。

この基礎年金番号の設定につきましては、公的年金の番号を統一するということで新年度予算でも二百五十億円ほど計上されておりますけれども、この年金番号の統一につきましては、年金業務が各省庁に分かれておりますために、調整や、また各自治体との連携など大変努力しなければならぬ点も多々あるかと思ひますが、その進捗状況についてお伺ひしたいと思います。

○青山(二)委員 基礎年金番号の導入は、国民一人一人の将来の年金権の確保というためにも、また年金財政の安定化のためにも、私も、大変重要な課題であるというふうに考えております。

このため、未加入者対策といたしましては、未加入者の七割が国民健康保険の方には入っているというふうな実態にございますので、市町村段階における国民年金の事務と国民健康保険の事務の連携の強化を図りまして、窓口の総合化なりあるいは届出書の一体化をしていただくことによりまして、加入漏れがないような対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、二十歳到達者につきましては全員加入していただくという考えに立ちまして、何回か勧奨していただきまして、最終的には未加入であることを確認して手帳送付という形で適用を進めております。これは現在、各市町村の九割ぐらい

○横田政府委員 御指摘いただきましたように、年金制度につきましては、数十年にわたる長期にわたりまして記録を正確に管理するという必要性があるわけでありまして、最近のように、職業移動が非常に激しくなりまして、制度をまたがって異動する方がふえてきている状況の中におきましては、制度分立のもとでいろいろ不都合が多いというところで、従来から、制度間の情報交換というものをもう少し効果的に行うべきである、このために基礎年金番号制度を導入すべきであるという要請を各界から受けてきたところでございます。

こういった要望等を受けてまして、私も、考え方といたしましては、すべての公的年金加入者が基礎年金制度に加入するような仕組みに現在なっておりますことに着目いたしまして、各公的年金制度の番号を共通化することによりまして年金サービスの向上なり未加入者の解消を図ってという考えたわけでありまして。

これにつきましては、関係省庁とも調整を図りながら準備を進めてまいりまして、平成六年度からシステム開発が予算措置されまして、これに基づき、平成七年度ではばシステム開発は終わったところでございます。八年度におきましては、現在、二、三被保険者である厚生年金被保険者等の住所記録作業、あるいは秋ごろからは重複加入のチェック等を行いまして、年末までには各被保険者に対して番号の通知をする予定といたしております。

これが実施されますと、二十歳到達加入者等の把握が容易になるということで、未加入者対策あるいは制度をまたがった年金相談、年金裁定等が迅速にできるようになるという面でもさまざまな効果が期待できると考えておりまして、私どもといたしましては、九月一の実施を目指して全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○青山(二)委員 大変急いで進めていただいているということがよくわかりましたけれども、一つ問題は、一人につき一番号ということになります

と個人情報集積が容易になるわけでございまして、プライバシー保護の観点から、情報が漏れないような対策も慎重に進めなければならぬのではないかと考えております。また、こういう番号が他に使われないように、そういう歯どめも必要ではないかと思っております。

こういうことで、法的な措置も含めてこのプライバシー保護の強化を必要とされるわけでございますが、この取り組みについて、国民一人一人のプライバシーの保護についてはどのように対策をお考えでございましょうか。

○横田政府委員 私どもが現在進めております基礎年金番号につきましては、年金分野における使用を専ら行うものでございまして、その使用も加入者と保険者の間で使用されることになるわけでありまして。本人の方にとりまして、普通は年金手帳等は金庫にしまわれているケースも多いと思われまして、私どもといたしましては、基本的には、この情報が第三者に漏れるケースは少ないというふうな考えておりますけれども、先生御指摘のように、プライバシー保護の重要性にかんがみまして、その管理につきましては最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

このため、一つとしては、個人情報保護法というのがございますが、こういった法律を踏まえまして、社会保険業務センターの中に基礎年金番号を専門に管理する年金番号管理室を設置いたしまして、また、データ保護管理規程を設けまして、データの提供は本人が確認できた場合以外は行わない、あるいはIDカードによる電算室の入退室の管理なりデータの取り扱いの制限、あるいは本人に對しまして、本人の方から番号が出ていく可能性もございまして、第三者に番号を示すこと等につきまして慎重な取り扱いをお願いいたしたいというふうな考えております。

万が一、基礎年金番号が他人に悪用されまして本人が不利益を受けたというような場合には、その本人の基礎年金番号を変えてあげることにによりまして対応いたしたいというふうな考えております。

す。
○青山(二)委員 それでは、まだいろいろと質問も考え、通告もさせていただきましたが、時間が参ったようでございますので、この次にさせていただきます。

ありがとうございます。

○鈴木俊彦委員長代理 榎屋敬信君。

○榎屋委員 新進党の榎屋敬信でございます。

引き続き、今回の厚生年金統合の法案につきまして質疑をさせていただきます。大臣も先ほどからこちらから見ておりましたら大変お疲れの様子でございますので、あと一時間みっちりおつき合いをお願い申し上げたいと思っております。

私は、二つ質問を考え、議論をさせていただきます。私には、二つ質問を考え、議論をさせていただきます。一つは、年金も含めます年金、医療、福祉、社会保障全体の我が国の動向といえますか、財政の状況等についてまずお話をさせていただきます。しかる後に厚生年金基金の問題、一元化に係る重要な問題も今出ておりますから、そうした問題について議論させていただきます。このように思います。

最初は、大臣とぜひお話をさせていただきたいのでありますが、実は、この厚生年金保険法の改正案が本会議で趣旨説明があり、質疑もございまして、その中で同僚の福島議員から、特に二十一世紀福祉ビジョン等につきまして、給付と負担のあり方を国民にお示しをすべきではないか、こういう議論をさせていただいております。その中で大臣は、二十一世紀福祉ビジョンにつきましては、給付と負担の将来見通しをその後の状況の変化あるいは介護保険の議論も踏まえて必要な見直しを検討したい、このようにたしかおっしゃっております。

きのう、きょうとマスコミにも総理もいろいろなことをおっしゃっているようであります。特に社会保障全体に係ります給付と負担の今後の見直し、このビジョンをどのようにお示しになる予定なのか、具体的な流れをまずお示しただきたいと思っております。

○菅内閣府大臣 平成六年三月に二十一世紀福祉ビジョンを取りまとめた際に、将来の社会保障の給付と負担のあり方についての議論の素材として「社会保障に係る給付と負担の将来見直し」をお示したことは委員も御承知のとおりであります。その後、平成七年十二月には新しい経済計画が策定され、また新ゴールドプランなど保健、福祉の三プランが策定されたところであり、こうした点を踏まえ、またさらに高齢者介護保険制度の検討も今まさに進んでいるわけでありますので、こういった問題も視野に入れながら「社会保障に係る給付と負担の将来見直し」について見直しを行う必要がある、このように考えております。

今後、関係審議会の会長にお集まりをいただく場を設け、その場において社会保障制度のあり方について御検討いただきます。そうした皆さんの御意見も踏まえて、秋口をめどにして社会保障の給付と負担に係る将来推計を行ってまいりたいと思っております。

なお、こうした本会議での御質問に對してお答えをした以降、確かに今委員もおっしゃるとおり、いろいろな動きが報道などを含めて伝わってきております。そういった意味では、比較的時間に迫った例えば消費税問題などを含む問題とか、あるいは二十一世紀の初頭といったような言い方とか、あるいは高齢化のピーク時といったような言い方とか、それぞれの時点についていろいろな数字や見通しなどがあることは御承知のとおりでありまして、そういった点で、今申し上げた方向で考えておりますけれども、場合によってはそういう別の場ではさらに議論がいろいろな形で展開される、それに対して私どもとしても何らかの対応をしなければいけないのではないかと、そういうことも考えながら準備をしようとしているところであります。

○榎屋委員 今大臣が、秋をめどに、このようにおっしゃいます。恐らく九月という意識もお持ちだろうと思うのですが、実はきょうの日経新聞にかなり私も見てびっくりするような内容が出て

おりまして、びっくりというか当然の内容なんです。が、総理が「十四日、次期衆議院選挙をにらんだ」この表現は余り好きでないわけでありまして、が、「にらんだ政策構想（橋本ビジョン）」の柱として社会保障サービスや、それを支える国民負担の将来像を示す「新・福祉ビジョン」を打ち出す意向を固めた。これは橋本ビジョンですから、それは向こうでやりになるのだからということかも知れませんが、やはり政府として、総理がこういうふうにお考えになっている、これに対して、今の大臣の御答弁は秋までという、これは大体同じ意味合いだというふうに理解してよろしくございませう。

○菅國務大臣 この日経新聞の記事を私も拝見をいたしました。が、ここで言われている「新・福祉ビジョン」というものがどういう位置づけで考えられているのか、あるいは報道されたのかということ、まだちょっと確かなことを私の立場で申し上げるほどの材料は持っておりません。

ただ、もう既に報道もされておりますが、総理のもとで四つの審議会、財政制度審議会、税制調査会、経済審議会、社会保障制度審議会の会長とあるは大蔵大臣や経企庁長官や厚生大臣を交えての懇談会等に参加するよう指示をされておりました。そういった点では、あるいはこういってものをもういった場で意見交換をして進めよう、という御意向を持っておられるのではないかと、うふうにも拝察をしております。そういった点で、先ほど申し上げたのは、まさに、きょうのこの新聞のようなことよりも、前の、従来の流れで考えていた問題でありまして、従来の流れは流れとして進めてまいります。新たなそういった場ができた場合には、またそれはそれとして対応できるように今考えを進めなければいけない、こう思っております。

○梶屋委員 きょうの新聞でありますから、今から政府内でまた調整もあるものでありましよう。もう一度大臣、確認をさせていただきたいのであります。既に消費税率については三%から五%が決まっているわけでありまして、実は、平成六年の十一月にこの消費税率の議論がされたときに、私も税特委に出まして、当時の村山総理と三十分ほど議論をさせていただきまして。

そのときに、税率が先に決まるのではなくして、ちゃんとした福祉ビジョン、当時は新ゴールドプランもまだ確定をしていなくて、先ほど言われた福祉関係のいろいろなプランもまだ出ていなかったわけでありまして、ぜひそういうものはきちっと整理をして、それから税率、税制の問題に入るべきではないか、それがやはり国民の理解を得る一番の方法ではないか、随分激しい議論をしました。

村山総理は、そのときは、プランは急いで早くつくればよいというものではない、じっくり検討するのだ、検討すると言ったら検討する、このようにおっしゃって今日に至っているわけでありまして、いよいよ九月、今年九月、消費税率の五%を前提とした議論がなされるわけでありまして、もちろん五%でとどまるものではなくして、改めて社会保障全体の姿も見直しをした上で必要であれば云々という、こういうことになっているのだらうと思っております。

そういう意味では、私は、秋までというふうにおっしゃいましたけれども、この五%の消費税率の議論をする中で、厚生大臣としては、今の福祉ビジョンについてきちっと方向性を示す、新たな給付と負担の将来見通しを示します、このようにおっしゃっていただくべきではないかと思うのであります。ただ、それは厚生省独自ではない、場合によっては政府全体で取り組まなければいけない課題だろうと思っております。もう一度、その辺のところを確認をさせていただきたいと思っております。

○菅國務大臣 今も申し上げましたように、秋をめどに、今私が直接申し上げられる意味で言えば、厚生省としては、この社会保障の給付と負担の将来推計を従来のものを見直して新たなものを示したい、そのことは申し上げられると思っております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、今、同時にいろいろな財政をめぐる議論も活発になっております。また、先ほど御指摘のあった新聞記事などに関連してのいろいろな要素を加えた議論もあるいはこの間で進む可能性もあります。で、そういう場合には、予定は予定として進めながら、同時並行的に厚生省として対応すべきことがあればその都度対応していきたい、このように考えております。

（鈴木俊俊委員長代理退席、委員長着席）
○梶屋委員 それでは、今の福祉ビジョンに絡めてもっと具体的な大臣のお考えをお聞きしたいわけでありまして、一つは、国民負担率五%ということでありまして。

実は、同じく同僚議員の先日の本会議でも、福祉ビジョンにつきまして大臣の前に総理がお答えをしておられます。福祉ビジョンについての福島議員に対する回答は、特に国民負担率につきましては、第二臨調のときに示された国民負担率を根拠に議論をしてきた、これは一つの国民的なコンセンサスの上に立ったベースの数字であったように今まで考えてまいりました。このようにおっしゃっているわけでありまして。記憶違いがあるかもしれませんが、やはり第二臨調のときに国民負担率上限五%という議論があり、それは、今日まである意味では国民各層の中でコンセンサスを得た議論として社会保障の分野の議論です。と認識をされてきたものであります。

それで、今回も、橋本総理もこの国民負担率五%というのにはどうもお考えになつておられるか。総理が、出発のときは五%でいいか。五%でいいか、できれば四五%ぐらいでいいかという発言もあったというふうには私は承っているわけでありまして、実は、大臣が所属しておられます。きかけの武村代表が、つい最近、中央公論に論文をお寄せになりました。その「私の財政再建論」という文獻をお出しになっておられます。

部分もあるわけでありまして、その中で、財政再建を我が国は何としてもしなければいけない、そういう意味では二〇〇一年の消費税率については、場合によっては二%あるいは一%、八%というような数字もお示しになりながら財政再建策を進めるべきではないか、こんなお話もしておられます。そしてその中で、例えば二%の場合には、五%を超える部分は福祉目的税として整理をすべきではないか、こんな御発言をしておられます。

報道によりますと、あくまで報道ですけれども、党内でのコンセンサスもあったのではないかと、党内での議論もある程度されたのではないかと、こんな報道もあったわけでありまして、そんなことを考えますと、私は今の武村代表のこの論文なんかを見ますと、正直申し上げて、第二臨調のときの国民負担率五%というのは、私は、二十世紀の初頭をこれから乗り越えなければいけない我が国の厳しい財政状況の中で、場合によっては五%を超えるという事態もあるのではないかと、うふうに思っております。きかけの中で議論、大臣が御発言をされたこと等がありまして、たまたまこの場でもお聞かせいただきたい、このように思っています。

○菅國務大臣 まず、きかけ党内の議論があった、あるいはなかったという問題は、私、本場のところ具体的には承知いたしておりません。聞いているところでは、代表がこういう何らかの文章を出されるに当たって二、三の人に相談をしたというふうな、あるいは党内の人を含めて相談をしたというふうなことはあったやに聞いております。が、きちんとした議論で出されたというふうには聞いておりません。

ただ、今余り、党の仕事といましようか、顔を出す機会が少ないものですから、そこは私が知る範囲でということ、この問題については、知る範囲ではそういうことだということでありまして、それから、この内容について私もざっとは読ん

でありますけれども、私は、今委員の言われた受けとめ方と多少、何といひましようか、全体を見ると逆の受けとめ方をしております、より厳しいことを言っておられる論文ではないかと思っております。

つまりは、これはどの場面かわかりませんが、例えば

国民負担率は、今世紀中は四〇%以下に抑制し、二十一世紀においても基本的には四〇%を堅持していくことが必要である。ただし、二十一世紀の前半においては、高齢化・少子化の緊急対応として、これに数パーセントの負担が加わることを避けることはできないであろう。

というような文章も中に入っているわけでありまして、そういう点では、その五〇%の中で、五〇%を超えないところで、しかも、財政再建をきちんと果たすためにどうするかという基本的立場に立つての論文ではないか、論文の趣旨はそういうに受けとめているところであります。

そういった意味で、私も、これは総理の見解でもあり、あるいは先ほど委員からも話がありましたように、第二臨調あるいは行革審の答申の中で、国民負担率を高齢化のピークにおいても五〇%以下にとどめるようにしていく、こういうことについて、その目標に向けて全力を挙げたい、このように考えております。

○棚田委員 今の大臣のお話は、厚生省の担当する大臣として、やはり五〇%という線は一つの大きな目標として、その範囲の中で何とか財政再建できるように努力をしたい、こういうことですね。そういうふうに理解してよろしゅうございませうか。

○菅国務大臣 今申し上げたように、この五〇%というものの、高齢化社会において安心できる社会を実現するということもあわせて何とか実現できるように努力をしたいということでもあります。

おいおい議論が進むのかもしれませんが、率直に申し上げて、決してそのことが容易な道だと思っております。

思っているわけではありません。そういった点では、今後、国民の選択としていろいろな議論が出てくることは当然あると思ひますし、また、あっていることだと思ひますが、この時点において、今見通せる範囲で申し上げるとすれば、五〇%を超えない範囲で、しかも安心して高齢者が生活できる、そういう社会実現という、その二つを何とかして実現できるよう努力したい、このように考えております。

○棚田委員 わかりました。

そうしますと、今まさに大臣がおっしゃったように、決して安易な道ではない、困難な作業になると思うのでありますが、そういう意味では、今回、年金の一元化ということをこの委員会では議論しているわけでありますが、年金の分野について、たしか私はいつかの委員会で大臣と、これから社会保障の分野は構造改革を積極的にやっていくなければなりませんという話を議論させていたのだと思うのですが、年金の分野でも、大臣として新たに二十一世紀の年金、一元化はもうろんでございます、私は進めるべきだろと思うのですが、年金の分野で思い切った改革をするという点では大臣として幾つかの方策をお持ちなのかどうか。特に武村さんがこの中で言われていることは私は大変傾聴に値する内容だろと思うのでありますが、いかがでありますでしょうか。

○菅国務大臣 年金に関してどういう考え方を政治家として持っているかという趣旨のお尋ねかと思ひます。

ここはなかなか難しいのですが、一つ私が特に最近感じているのは、やはり出生率が非常に低下をして、これが当初の予想のように回復し得るのかどうか、いろいろな外国の事例なども調べております。

この連休中に機会がありまして八丈島ということに行きましたら、その町長が、我が町では三人目の子供が生まれたときには五十万円、四人目では七十万円、五人目では百万円、一番最高三百万円まで支給しているのだ、しかし、一万人弱

の人口で、それでも年間一千万程度で、あるいはそのぐらいでそれを賄っているのだ、こんなお話がありました。ある意味でびっくりすると同時に、長期的に考えると、あるいはそういうふうな形があっても将来の年金という意味ではプラスになるのかもしれないし、また、ここはなかなか難しいのですが、これもあくまで勉強の材料ということで見たわけですが、フランスでしたか、どこかの国では、子供を何人か育てると、年金の給付の、何といひましようか、年金をかけた期間を延長したのと同じような扱いをするとか、実は、年金と出生率を回復するという努力の中に直接、間接に結びつくような努力もいろいろされております。

また、公的介護では主に医療と介護という議論がされてきているわけですが、将来的には年金あるいはストック、特に私も団塊の世代の入り口ですが、団塊の世代が六十五とか七十とか七十五となった段階では、その世代でいわば生み出した資産を何らかの形で使いながら安心できる老後を過ごせるような仕組み、リバースモーゲージとか、私が住んでいる武蔵野市には、武蔵野方式と言われまして、資産はあるけれどもフローの収入がない方に対して、市がいわばコーディネートして有料のサービスをやって、ツケにしておいて、亡くなられたときにそれを精算するというやり方も二十年ぐらい前からありますけれども、そういう問題も年金あるいはストック等も含めていろいろ考えるとか、いろいろなことをこれから考えないと、先ほど委員もお話のありました五〇%の負担の内側で、しかも安心できる制度をつくらなければならない、これはなかなか難しいのだらう。

あくまで個人的な政治家としてのお考えということでしたので、今厚生省が検討していることをちょっととはみ出していると思ひますが、申し上げます。

○棚田委員 ありがとうございます。

それで、今大臣がおっしゃったことは私も聞かせていただいたわけでありますが、一つは、大

臣、これから年金財政等を考えても支出増になるようなことはなかなかできないわけでありまして、合理化できる部分あるいは構造改革で何とか合理化できる部分はそれはまた考えなければいかぬと思うのであります。

そういう意味では、先ほど話をしました武村代表の、私は全部が賛成できるわけではないのですが、一つは、総合的な福祉政策から重点的な福祉政策へ、あるいはさきかけの中で議論されたのかどうか大変気になったのですが、年金と医療、福祉の二分野に分けて考えるという整理の仕方があるのじゃないか、そこから先出てくるのは何かといひますと、例えば医療や福祉が十分手当てされているものについては年金はちょっと合理化する、一時一部分支給停止をするとか、そういう議論でありまして、私は、やはり将来の社会保障、年金と福祉、医療を考えるとときに大事な視点かなという気もしているものであります。これは大臣、御認識はいかがでしようか。ちょっと時間がなくなりましたので、簡単に結構でございます。

○菅国務大臣 先ほど申し上げましたように、まず、党の方でそういう議論がやられたということとを私は少なくとも知っております。ですから、多分、武村代表本人が考えられて、もちろん参考にはされたかもしれません。

今委員の言われた考え方というのは、あるいは武村代表の論文に出ている内容というのは、私は、その表現そのものでいうと、必ずしも同じ考えではありません。

ただ、従来から申し上げているように、健康なお年寄りの場合は生活費が一番重要で、病気になる場合は医療サービスが重要であることは事実でありますから、そういう意味では、それが必ずしも併存している、つまり、介護が必要で、医療が必要で、十分な生活費が必要でということにはならないわけでありまして、そういう点では、そういう状況になっても、そういう状況

になつても安心できるという保障が一つのバックグラウンドにあれば、その相互間の給付について何らかの関連性を持たせたいというの、そういう広い意味では一つの考え方であらう、私個人としてはそんなことも考えております。

○榊屋委員 今大臣がおっしゃった、まさに介護の部分であります、今の議論をもうちょっとしたいのであります。介護保険が非常に気になつておりまして、政府・与党さんではしっかり議論されておられるようですが、我々野党にはなかなか情報がないものですから、この席で何点か確認をさせていただきたいのです。

一点は、介護保険は法案としてこの国会に提出をされることは、その方向で考えになつていくのでしようか。その点をまず確認させていただきたいと思ひます。

それともう一点は、大臣、先ほど消費税率の話も出ましたが、介護保険というのは、国民の皆さんの立場からしますと、まさに、今出ている案は五百円とか六百元、あるいは施設まで入れると千八百円とか二千円という話がありますが、これは新たな国民の負担であるというふうに私は考えるべきだと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

その二点、お尋ねいたします。

○青岡務大臣 介護保険制度につきましては、従来から申し上げておりますように、せんだったの最終報告をいただきまして、今、試案をきょうの老健審にお示しをするという中で、この国会中に、その間にももちろん法案大綱として幾つかの審議会に正式に諮問をし、答申をいただくという手続がありますが、この国会中に法案として何と出したい、そういう基本的考え方については変わりはありません。

それから、公的介護保険が新たな負担であるという認識で間違いないかという御質問ですが、公的介護保険制度が生まれたときに、その保険料あるいはその保険運営にかかる費用というのは、従来にない費用という意味ではもちろん新たな負担

ということになるかもしれません。ただし、それによつて他のいろいろな分野でかかつている費用がどうなるかという問題は、制度の仕組みによつてはいろいろ関連してくることもあるわけです。例えば、従来、家庭ではなかなか見切れないというところで入院をしていただいたというか、しているお年寄りに、在宅サービスが充実してくれば在宅の中で介護ができるということになったときに、それが数字の上であられるか、あらわれな

いかは、これはなかなか難しいところですが、例え在宅の中で介護ができて、一部いわゆる社会的入院というものが減つてくる、そういう関連性もあるいは生み出すかもしれない。ここはなかなか、簡単にこの数字が一对一対応になるかどうかは別として、そういういろいろな関連性があると思つておりますので、制度として新たな負担であるということ、必ずしも社会的にすべての新たな負担になるということとは若干違ふのではないかと、また、そういうこともあわせて、より効率化できるような仕組みを考えていかなければならないのではないかと、このように考えております。

○榊屋委員 大臣の説明は私は理解できないことでもないのですが、私は、国民の皆さんには明確にやはり新たな負担という形で示すべきではないか、もちろん今大臣おっしゃったように、今の福祉制度、保健医療制度全体の中で合理化され、必ずしもそれが純粋に負担増にならないというところ、それは理解できるものであります、国民の皆さんには非常にわかりにくい議論ではないかという気がいたします。

いずれにしても、この国会に出す努力をされる、こういうことですね。わかりました。何か橋本総理は、きょうの新聞を見ますと、介護保険は大変新たな負担増という話もあるのではありませんか、それを確認させていただきたい。消費税率とあわせて、恐らく近い選挙でありましよう、こ

の衆議院選挙の中でも大きな争点にしたい。選挙のときに、ぜひお願いを申し上げたい。選挙のときこそ本当に、二十一世紀の福祉をどうするかという問題に国民に出していくべきであらう、私はこのように思っているわけでありましよう。お願いを申し上げます。

時間もなくなりまして、二点目の厚生年金基金のお話にさせていただきたいと思ひます。なせきょう年金基金の話が私が出すかといひますと、年金の一元化を私たちが今目指しているわけでありましよう、被用者年金の中で三割以上、恐らく四割に近い方をカバーしておりますこの厚生年金基金、特に報酬比例部分の代行給付があるわけでありましよう、今後の年金の一元化の中でやはりどうしても議論をしておかなければいけない部分だらうというふうに私は思ひます。

それで、実は大変気になる新聞記事がありまして、これは四月十九日の日経でございますが、ちよつと内容を御紹介しますと、厚生年金基金が国にかつて厚生年金の一部を支給するいわゆる代行給付の部分であります、全基金の一五％に相当する二百八十九基金が、支払い超過に陥つて、それが明らかになつた。これは、いろいろ読んでみますと、私ももちろんこの代行部分のいわゆる保険料免除部分、これが複数化をしたというところは存じておるわけでありましよう、今年度から三・二から三・八、こういう免除率になるといふことは何とておりますけれども、上限の三・八％を徴収してもなお代行給付の財源、原資が足りない、こういう基金が二百八十九に上つた、こういう報道が出ておりました。

これは基金制度を考えたときに将来大変大きな不安でありまして、この事態というものをまずちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○近藤(純)政府委員 先生御指摘のように、厚生年金基金の代行部分につきましては、基金加入員に係ります厚生年金本体の保険料のうち、代行費用に見合う部分の保険料につきましては国への納付が免除されるということで、いわゆる免除保険

料率ということで言われているわけでございます、この免除保険料を原資といたしまして基金が国にかつて代行部分を給付する、こういう仕組みになつておるわけでございます。

この免除保険料率は、これまで基金全体というところで、本体の厚生年金との関係で財政が均衡する、こういうことであつたわけでございます、したがひまして、免除保険料率そのものも全基金一律という形になつてきたわけでございます。先生にもお世話になりました平成六年の制度改正におきまして改正されまして、ことしの四月から実施になつたわけでございますけれども、これを各基金の代行費用に見合うように個別の基金ごとに定める、こういう形に今切りかわつたわけでございます。

ただ、一度に切りかわりますと、従来の免除保険料率から大幅にずれることも出てまいりますので、複数化はいたしまして、当分の間は上限と下限を設ける、こういうことになつてまいりまして、上限を三・八それから下限を三・二、こういう七段階に分けたわけでございます。

御指摘の新聞報道につきましては、基金の代行費用に見合う保険料率、いわゆる代行保険料率でございますけれども、それが免除保険料率を、上限を超えている基金というものが全部の一五％、先生御指摘の二百八十九基金ということでございます、一方で下限の、より少なくて済む基金もあるわけでございます、これが二百二十二基金、一・二％あるわけでございます、合計で政府管掌の厚生年金と均衡をする、こういう形になつておるわけでございます。

○榊屋委員 考えてみれば、今の局長の御説明のように、三・八％でも足りない、いわゆる利差損といひますか、そういう厚生年金基金もあれば、逆に最低の三・二％以下でどうも楽勝、こういう基金もある。これはまさに、ある意味では今回のJR、JT、NTTを何とか救済しなければいかぬというのと同じような問題が実は基金の世界でも既に進行しているのかな、こう思つておるわけ

あります。

それで、今局長が御説明になりましたように、将来的にはこれは完全個別化という方向でいくわけですね。もう本則はそうなっている。そういうふうな理解をしておるのではありませんが、どうなんでしょうか。

私はこの部分については余り詳しくないのでありますが、年金基金につきましては事前積立だ、完全に事前積立しているからこんな問題は起きないというふうな思っているわけでありますが、実態を聞いてみますと、特に先般の繊維業界の基金の話を聞きました、これは本当に、ある意味では陰でJ・Rと同じような問題が起きていたのかな、こう思ったりして大変心配をしているわけでありますが、どういう原因でこういう事態が生まれているのか、簡単に御説明いただきたいと思えます。

○近藤(純)政府委員 厚生年金基金は積立方式でございまして、基本的には、加入員が減少しなくても立ち行く形にはなっているわけでございます。ただ、平均寿命が伸びまして、給付の期間も長くなるわけでございます。それから、給付そのものもベースアップなんかがございますとふえる、こういう仕組みを導入している基金もあるわけでございます。今までなぜこういうのが破綻しなかったかということでございますけれども、これは運用環境が非常によかった。数年前までは非常に利益益があったということでございます。それが暗転をしたわけでございまして、逆に利益損が出る。こういう事態になりますと、本来積み立てた以上に給付が出るわけでございますので、それを挽回するだけの能力が加入員が減ったところにはもうなかった。こういうのが、このところ三カ所、基金が解散いたしておりますけれども、原因としては同じような理由でございます。

○榊原委員 今の説明は、一つは、平均寿命が伸びて、いわゆる受給期間が長くなったということ、基金が予定をしておった基礎率が大きく変

わってきたということですね。いみじくも今局長が言われた、僕は背筋に冷たいものが走ったわけでありまして、厚生年金基金も、かつては本当に余裕があったわけですね、利益益があった、そこで随分、厚生年金基金の設立が促進をされたということがあるのでしようが、ちょっと前のような気がしまして、一気に全部が利益益の状況からもうほとんどが利益損になるというような時代、それぐらい我が国の高齢化の進行が早いということなのかなというふうな理解をするわけであります。

それで、局長、積み立て不足の基金の状況というのは今どういうふうな状況になっておりますか、基金別にちょっと数字をお示しいただきたいと思うのです。

○近藤(純)政府委員 先生、高齢化が進んだと申しますよりは、経済状況が暗転したという方が今の基金の苦境では大きい、もう既に潜在的には確かにそういう要素もあったわけでございますけれども、それがバブルの崩壊、こういう形で顕在化したというのが認識としては正しかろうと思うわけでございます。

それから、現在、そういうことで代行部分を割るかその寸前、こういうふうな基金が百八基金でございます。内訳を申し上げますと、単独の基金で六基金、それから、連合と申しまして親と子が一緒につくるといのが十八、それから総合型、中小の会社が集まってつくる総合型というのが八十四基金、こういうことで、業種的に見ますと、繊維の関係が非常に多いわけでございます。あとはタクシーとか、そういう業界が非常に高齢化が進んでいる、こういう状況でございます。

この百八の基金につきましては、積み立て水準の回復義務を義務づけたわけでございまして、この計画をもう既にほとんどの基金がつくってきてまいっておりますが、七年度の状況というのはまだ必ずしも明らかでないわけでございますけれども、このところとは違う状況でございます。株価が幾分戻ってまいりましたし、それから、円

高の是正というのもございます、運用環境というのはいまよりはよくなっているわけでございまして、好転している模様であるわけでございまして、したがって、この百八の基金の中でもかなり好転しているというふうに見受けられるわけでございまして、まだまだ安心できるような状況には到底達していない、こういう状況でございます。

○榊原委員 先ほど、私の認識不足もあったかも知れませんが、一気に年金基金の世界が暗雲が垂れ込める、そういう状況ではないような御説明もありましたが、しかし、百八が既に積み立て不足の状況になっているわけでございまして、こういう積み立て不足となった基金はどういうふうな対応をしているのですかね。恐らく、代行部分の原資が足りないという状況になるわけですから、そうすると、差額は企業が負担をするということなのか、あるいは掛金を上げるか。あるいは、加算部分を減らして回すということ、これは僕は制度的にはできないのじゃないかと思うのですが、実際どういうふうな形になっているのか、御説明いただきたいと思います。

○近藤(純)政府委員 基金の仕組みは、代行部分というのがございまして、加算部分というのはそれに三割以上という形になってきているわけでございまして、先ほど申し上げましたのは、その三割を割り込みまして、さらに代行部分まで割りかぬるか、割っている、こういう非常に危機的な基金であるわけでございます。

したがって、こういう基金につきましては、大部分のところがまさに企業年金でございまして、上乗せの部分ほとんどが企業が掛金の形で負担されるということでございまして、企業が掛金を負担していく。ただ、先ほど申し上げました解散するところなどは、もう既にそういう体力もございませんで見通しがいい、こういうことで解散に至っているということでございます。ただ、全体の基金で申し上げますと、本体の政

府管掌の厚生年金に比べますと、基金の成熟度というのはいまだ低く、全体として見れば低いわけございまして、これから種々工夫を凝らし、なおかつ資産の運用というもので、規制緩和というのかなりされてきておりますので、その辺も踏まえて、工夫を凝らして運営について努力をすれば十分回復の余地があるのが大部分だ、こういうふうな考えております。

○榊原委員 全体として見れば大丈夫というお話もございましたが、しかし、今の説明では、厚生年金基金については標準報酬部分は代行しておるわけでありまして、それは掛金の運用ももちろん代行している、責任を持って代行をしている、あるいは給付も責任を持って、足りないときには基金でちゃんとしなさいと、こういうことですね。

そうすると、今の局長のお話のように、全体としてはいいのかもしれないが、基金全体の成熟度はまだいいというお話かもしれませんが、しかし、現実には厳しい基金があるわけでございまして、そういう基金は企業が負担をしているという今のお話でございます。

そうしますと、まさに企業にとりましては、本当に厳しい経済状況の中で、国際経済の中で、国際競争力等も非常に今大事な時期でありまして、そんなときに、ある意味では社員の福利厚生ということになるのだからと思うのですが、福利厚生が非常に増高して企業の競争力に影響を与える、こういうこともあるわけでございまして、私は本当に大変だろと思うわけであります。

それでもう一点、積立金の評価につきまして、これはお話を聞きますと、簿価方式から時価方式に変える。先ほどの、まさに株価等の状況によって大変な厳しい状況になっている。そういう意味では、恐らく含み損が相当あるのだから。株価が若干持ち直してきておりますから、今は状況としていいのかもしれないが、これは平成九年度から時価方式ということになると思うのですが、そうなった場合は、相当な含み損は償却をす

ということに多分なるのだらうと思います。

それで、これは厚生年金基金全体で相当の資産があるわけですが、どうなんでしょうか、九年です。ちよつとわからないかも知れませんが、これは整理するときの程度の数字になるのか。あるいは、私が一番心配しますのは、組合員の、加入者の掛金にはね返ってくるのではありませんか。将来安定のために平成九年に一度大きな整理をしないかぬというところは理解できるのであります。その辺は大丈夫なんでしょうか。

○近藤(純)政府委員 来年度から、九年度でございすけれども、九年度から時価方式に変えていく、こういう方針で、現在、考え方等につきまして私どもの内部で検討している、こういう段階でございす。したがって、近いうちにそういう方針を出したいと思っておりますけれども、やはり含み損、かなり運用環境が変わってきておりますので、かなり解消しつつあるというふうには伺っておりますけれども、どの程度回復しているかわかりません。恐らく、今のままで残るような形だろつと思ひますので、これは時間をかけて償却をしていく、こういう形になるかと思ひます。

それで、負担につきましては、これは企業年金でございすから、基本的には企業が御負担していただくという形になるかと思ひますのでございす。

○榊屋委員 何度聞いても、やはり厚生年金基金を持つ企業にとっては大変に厳しい時代が今続いている、こういうふうな思ひます。

そこで、私は、一番最初に申し上げましたように、この厚生年金基金につきましては、年金一元化のその表と裏の部分で、まさに裏の部分で、どうしてもここはやはり今後見直しをしていかなければいけない、今大変に厳しい状況になつていける、JRのようにどうにもならなくなつて手をつけるというのではもう間に合いませんし、やはりJRの反省にも立つて、早日早目に私たちは二十一世紀を見据えて取り組むべき改善はしなきゃ

らぬだらうというふうな思ひます。そういう意味では、個別化あるいは複数化という免除料率のそうした流れも私は理解ができるわけでありす。

それで、平成七年から厚生年金基金制度研究会を設置されて、厚生省におかれては経済界等のニーズも踏まえて積極的に検討されているというように伺つてゐるわけですが、議論のポイントを、簡単に結構です。ちよつとこの場で、今、恐らくこれは六月に報告書が出る、最終報告をまとめるという話も聞いております。その辺の作業日程と、おおよそどういふ方向で議論が進んでいるのか教えていただきたい、このように思ひます。

○近藤(純)政府委員 昨年の九月から、基金の関係者それから学識経験者にお集まりいただきまして、研究会を開催しているわけにございまして、現在、基金財政の安定化方策、これは予定利率というものが五・五%で固定しておりますので、これをどうするか、あるいは、ベースアップのものなんかは今まで財政の中に見込んでいなかったわけですけれども、それを見込むかどうかとか、そういう議論をいたしております。

それから、基金財政に関する関係者の責務とか、先生御指摘のような危なくなつておそれがある基金についてチェックをする。これはもう第三者、我々行政官も含めましてチェックをするシステムというのが必要なのではないか。それから、関係者の責務という形につきましても、やはりこれから規制の緩和とか、それから、非常に厳しい時代になるわけにございすので、そういう点を踏まえて関係者の責務を十分認識していただく必要がある。

それから、支払保証制度、これはセーフティネットワーク、ネットというところで、いろいろ危ない基金というの当然出てくるわけにございすので、そうしたときに受給権の確保、こういう必要があるわけにございすけれども、残念ながら、今の支払保証制度というのは非常に脆弱で

ございまして、二、三つぶれるとなくなる、資産がなくなつてしまふ、こういうふうな非常に零細な事業でございすので、こちら辺の拡充をする必要があるのではないかと。

こういうふうな議論をしていただいているわけにございまして、六月終わりに報告書をまとめていただきたいというふうに今お願いをしてい

るわけにございす。いづれにしましても、厚生年金基金制度創設から三十年を経過しているわけにございす。今、非常に順調に伸びてきたわけにございすけれども、これからは必ずしも右肩上がりではござい

ませんので、社会経済の実態に應じた柔軟な仕組みに、今までは余りにも剛構造ではなかったのか、こういうふうな反省もあるわけにございまして、委員の先生方も、基本的には基金が自主的に選択できる、なるべくそういう方向に持っていく、こういうふうにお考えだというふうな受けとめていられるわけにございまして、この検討結果を踏まえまして、年金審議会とか関係者の御意見を

お聞きしながら必要な制度改正、全面的な見直しという形に持っていくたい、こういうふうな考えでございす。○榊屋委員 その議論の中で、例えば一番最初に申し上げました厚生年金基金の日経の記事あたりで、いわゆる支払い超過の企業が、基金があると

いうことと、逆に、利益をまだ有している企業もある。どうなんでしょうか、一時的に、まあ代行部分もあるわけにございすから、利差損のところと利差益のところと調整なんという議論はあり

わけですけれども、これ以上すぐやるかどうかということについては、これからやはり財政再計算、こういう段階を踏んで、その段階でさらに検討していくべき課題かなということ、基金の研究会の中ではその点は今のところ出ておりません。

それから、予定利率の関係でございすけれども、現在、本体と同じ五・五%ということにございすけれども、やはり一定の幅の中で基金が自主的に選択できる余地というのを認めたらどうか、こういう御意見が委員の先生方の多くから出ております。

○榊屋委員 予定利率の五・五%水準の見直しについてはマスコミにも報道されておりました。ただ、私は、厚生年金基金の安定化あるいは本体との中立性あたりを考えると、この五・五%、簡単に動かしていいということではないのだらうと思ひますが、いづれにしても、厚生年金基金も公的年金の一翼を担っているという意味では、やはり加入者の方が将来設計がしやすい形、これだけはぜひ維持をしていただきたいというふうな思ひます。

それで、最後になりました。きょう大蔵にも来ていただいておりますが、同じく日経に、厚生年金基金の見直し検討については厚生省は研究会もつくり一生懸命取り組まれている、にもかかわらず、日経連等の要望にもかかわらず大蔵については全く改革は動く気配がない、こういう記事が、大蔵省が所管をしておりますが、資産運用は銀行局、税制問題は主税局、許認可は国税庁というように窓口が一本化していないということが取り組みに拍車がかからない理由ではないか、こんな記事が出ております。

それで、ぜひ大蔵におかれても、今の厚生省の六月という一つのめどがあるわけにございすから、ぜひ私は、規制緩和等必要な制度改正については御検討に着手していただきたい、このように思ひますが、大蔵、きょう来られて

おりますか。

○和田説明員 厚生省においては、厚生年金基金制度研究会で基金の見直しを検討されているように聞いております。適格退職年金の見直しにつきましては、今後、そのような状況等をも踏まえつつ、幅広い観点から勉強させていただきたいと思っております。

○榊原委員 よく私が昔、役人時代に書いた答弁の内容とよく似ているわけですが、六月です。それから、厚生省は最終報告書を六月というふうに出ておられるわけですから、どうか、ぜひ業界や日経連等のお話も聞きながらお取り組みをお願いしておきたいと思っております。

時間もございません。最後に、大臣、厚生年金基金は、私も今回勉強してみまして、まことに奥の深い、一般の人にはなかなか理解できない。本を二冊読みましたけれども、全く価値観がばらばらになりました。厚生年金基金というのは一元化に反するのだ、こういう評論もあったり、あるいはやはり一元化の大事な武器なんだ、こういう声があったり、なかなか、昨年のシンポジウムなんかを聞きまして、私は、年金の将来のために、ここはしっかり、J・Rのようになってはいけませんから、早目に御検討をお願いしたいと思うのであります。大臣のお考えをお聞きして、終わりたいと思います。

○菅内閣府大臣 今、いろいろ榊原委員の方から御指摘をいただいたお話を聞いておまして、私もこの年金基金が、従来、退職金にかわって雇用者にとって大変大きな老後の安心を維持する、確保する制度だというふうな認識をしていたわけですが、けれども、それがいろいろな問題を抱えているというところを改めて認識を新たにいたしました。

先ほど局長も言っておりましたように、あるいは委員も御指摘のありましたように、今、研究会で六月をめどに報告をいただく予定にしておりますので、そういう中で、いろいろな御指摘を十分踏まえた形で、もう一度この年金基金の制度のあり方について、必要であれば抜本的な改革も含め

て十分検討したい、このように考えております。

○榊原委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○和田委員長 鴨下一郎君。
大臣が答弁の中で、例えばネット所得スライドとか一号被保険者とか、非常にたどたどしく答弁書をお読みになっている部分がありまして、年金というのは本当にある意味で難しい。例えば言葉一つとっても、我々一般的にはわかりにくい言葉がたくさん出てまいります。

ところが、実際には二十歳の人からそれぞれ負担をしていただくというふうなこともありまして、この辺のことで、厚生省として、一般の国民にわかりやすく、年金とは一体どういうことで、皆さんはどういうふうにかかわっているのだというところで、例えば一号被保険者、二号被保険者、三号被保険者と言われても、普通の人は何のことだかちっともわからないというところで、言葉をもっと平たい言葉に変えていくとか、年金をどういうふうにかかわっていたか、この辺のところの運動は何かなさっていますか。

○近藤（純）政府委員 御指摘のとおり、非常に年金制度というのは複雑でございますし、それから、いろいろなことを正確にあらわすために、一号とか二号とか、こういう表現をいたしているわけでございます。確かに、ぱっと言われるとそういうふうな言葉が出てくる人が多いわけでございますけれども、意識して、かなり時間をいたして用意しているものにつきましては、そういうのはなるべくわかりやすいように心がけているつもりでございますけれども、それにしてもやはり年金制度というのは難しいな。私もかなり長く年金をやっておりますけれども、それでもよくわからないことがいっぱいあるわけでございます。そういう面では、年金制度というのは奥深いし、なかなか難しい制度だなと。

これが非常に難しくなっておりますのは、やはり既得権という形で長い歴史をそのまま背負って

きて、それを正確にあらわそうとすると非常に難しくなる、こういう面もあることを御理解願いたいと存じます。

○鴨下委員 それを理解できないから質問しているわけですが、例えば成熟度という言葉が、ありますね。成熟度という、我々一般的に考え方としては、成熟していくというのはいくことなんでしょうか、普通ですとこう考えますよ。

そうすると、成熟度が高くなったJ・R共済が今回厚生年金の方に入ってくるというふうな形になると、成熟度の高いところがという誤解を受けるような話でもあります。ですから、成熟度という言葉そのものも、例えばサッカーだと、サドンデスという言葉が使えなくなるとVゴールになったとかというのがありますけれども、国民がすっとうまく理解できる言葉に変えていくという作業というのはどうなんですか。

それはなぜかといいますと、例えば国民年金なんかでも、未加入と未納を含めて大変な数があるわけですね。現実には、若い人たちが、そのままほっておけば、最終的には無年金になったりなんかして本人たちが困る話にもなりかねないわけ、そういうことでは、厚生省がわかりやすい言葉で、あなたたち、こういうふうな年金というものは必要なんだということを、もともと本来でしたらやるべき、工夫するべきだ。こういうことでいって、非常に象徴的な言葉が私は成熟度という言葉なのかなというふうに思うのですけれども、局長、いかがですか。

○近藤（純）政府委員 成熟度といいますのは、かつては非常にいい言葉であったわけですが、何か、年金の成熟度を高めるために経過年金について優遇するとか、こういうふうなことで、成熟度が高い年金が出るというのは非常にいい意味で確かに使われてきたわけでございます。最近、そういう成熟度が高くなつてまいりますと、非常に、黄信号が出てくる、いずれは赤信号が出てくる、こういうことで、一種、時代が変わりますとこういうふうな受けとめられてきているわけでございます。

ます。

ただ、この言葉そのものもかなり熟度が高い言葉でございます。これを適当な言葉に言い換えて、それがまた非常に難しいわけでございます。しかし、できるだけ誤解を招く、こういうふうな面もございまして、しかし、できるだけ成熟度というのはこういうものである、こういうことをはっきりお示しした上でお話しをする、こういうことに心がけたいと思っております。

○鴨下委員 例えば一〇〇％超えたら過成熟とか過多成熟とか、何かそういうふうにして、ある意味で少し区別なさった方がいような気がいたします。

きょう、ちよつと質問の中で一つ、国民年金の未加入、未納者のパーセントはわかりますか。さっき青山委員の質問の中で総数は出ていましたけれども、パーセントをもしあれでしたら教えていただきたいのです。わかりますか。——それでは、後ほどで結構です。

今回、年金の一元化のお話の中で、例えば三共済を一元化していくわけですが、そのときに、全体の保険料率が最終的に厚生省は二〇二五年あたり二九・六％ぐらいになるというふうな設計をいたします。それに関して、前回の九四年の制度改正のときに、この一元化を織り込んで最終料率三〇％以下というのを考えているのですか、それとも、これからまたさらに考えないといけない状況なんですか。

○近藤（純）政府委員 先ほどの数字は調べまして、後ほど先生の方に御報告申し上げたいと思っております。

先ほどのお尋ねでございますが、一昨年の改正のときにはいろいろな施策を講じまして、最終保険料率を三〇％以内にとどめたい、こういうことで改正を行ったわけでございます。私どもが提案いたしましたおりました当時には二九・六％であったわけでございますけれども、衆議院の方の修正によりまして若干ふえまして、二九・八％というのが公式の数値でございます。

それで、今回の統合による厚生年金の負担でございませうけれども、平成九年から十三年までの五年間の平均でございませうけれども、毎年千二百七十二億円を負担していただくという見込みになっております。それで、そのころの厚生年金全体の標準報酬総額は約四百四十兆円でございまして、これで割り戻しますと〇・一％弱ということでございませう。

したがって、今直ちに保険料率を引き上げればその程度におさまるわけで、〇・一％弱増ということになるわけですが、これは、今直ちにというわけにもまいりませんので、平成十一年の財政再計算以降において、ほかの要素で増分というのがあるわけでございしますので、それとあわせて改正する、引き上げることになります。最終料率はどの程度要るかちょっとわかりませんが、合わせましても三〇は超えない、こういうふうに考えております。

○職下委員 先ほどの議論の中で、JRを含めて、苦しくなってきたら厚生年金に一本化していくというような話が流れとしてありますね。そうすると、例えば私学共済とか地共済とか、その辺のところも含めて、いずれ厳しくなってきたときにそれを厚生年金に一元化していくという話になったときに、二〇二五年の最終保険料率というのはどういふふうになるかということは今までもお考えになっていませんか。

○近藤(純)政府委員 他の四共済との関係につきましては、厚生年金との統合というのは具体的な課題になっているわけではございませんので、試算は行っておりません。

ただ、残りの四共済のシェアというのが二割弱ということでございますので、その加入者数の動向によりましては影響はあらうかとも思います。ただ、試算はしてありません。

○職下委員 前回の財政再計算のときに、至上命題として三〇％を超えないのだというふうな話がありました。そういう中で財政再計算であったはずなんです、そうすると、そこに今回の一元

化というのは織り込まないで計算していたということになりますか。

○近藤(純)政府委員 三〇％におさめるということとをお願いをいたしまして、先ほど申し上げましたように、当初の法案では二九・六％、これが修正で二九・八％ということでございます。統合の関係のものは織り込んでおりません。

○職下委員 JRを含めて、今回一元化される方は大変ありがたいわけですが、入ってこられる厚生年金の方にとってみれば、それは少しずつ負担がふえていくわけですね。今おっしゃっているように、百兆円からの積立金があるから――そうじゃないの。〇・一％しか寄与しないという話をしていますよね、保険料率に對して。

○近藤(純)政府委員 保険料の賦課対象になります標準報酬の総額が四百四十兆円と申し上げたわけでございます、それに比べますと保険料率が〇・九％程度になる、こういうことでございませう。(発言する者あり) 失礼いたしました。〇・九％でございます。

○職下委員 局長もだんだんお疲れになってきたようですね、こっちは入れかわり立ちかわりだからあれですけども。

それで、一番心配しているのは、我々が年金をこれから受けるときに、国民年金もそれから厚生年金も含めて、若い人たちの世代の中には、年金を自分が納めた分だけもらえるのだからというふうなことで非常に不安に思っているわけですね、それが意味で、さっきの話じゃないけれども、わかりにくい言葉を使う年金が、言ってみれば異邦人の言葉みたいに聞こえてきて、そういうところ加入するよりは自分で貯金した方がいいというふうな考える人たちがふえてきたら、これは大変なことになってくる。そのことをきょう私は申し上げたくて先ほどの質問をしているわけですね。

そうすると、例えば厚生年金は〇・一％、それから、国民年金に関して未加入、滞納の人たちも

たくさん出てきて、最終的に自分が納めた金が戻ってくるのかどうかというふうなことに關して、大臣、もしおっしゃっていただければ大変ありがたいですけれども、大丈夫なんだよというふうな試算について、ある程度裏づけをいただきたいと思うのですが。

○近藤(純)政府委員 その前に、先ほど御質問がありました未加入の率でございますが、未加入者が数が百九十三万人ということでございます、これは平成四年九月末の調査の数字でございますが、率にいたしますと九・八％、約一〇％でございます。

それから、納めた保険料が戻ってこないのではないかと、こういうことでございませう。

先生御承知のとおり、公的年金制度は世代間の扶養の制度でございます、単純に保険料と給付との関係で損得論というのは必ずしもなじまないとは考えておりますが、一定の前提を置きますと、単純に保険料と給付との関係、これを試算いたしますと、公的年金には事業主負担がある、それから国庫負担がある、こういうこともございまして、若い世代でも受給額は保険料を上回る見込みであるわけでございます。厚生年金につきましても、保険料に對します年金の受給額の比率を見ますと、平成六年に二十歳ということで計算しておりますが、この方で二・二倍、それからゼロ歳の方で一・九倍、こういうふうな数字が私どもの試算として計算をいたしております。

○職下委員 今おっしゃったのは、例えば企業が折半している部分は企業の負担というふうな考えでいるのですよね。そうすると、結局、給料としてもらっている部分の天引きなわけですから、企業の負担ということも個人の負担ということにして、それからさらに、例えば税金の控除分がありますけれども、それも加えた場合には、例えば年金の負担と給付分のバランスというのはどういうふうな感じになりますか。

○近藤(純)政府委員 考え方はいろいろあるかと思うわけでございますけれども、事業主負担と

いうのは公的な制度ということで負担をいただいているわけでございます。したがって、事業主負担を除いて本人負担分を考慮するのが妥当だと私も思っております。

それから、保険料控除というのとは公的な制度ということで控除の対象になっておりますので、当然控除して比較するのが妥当だと思っております。ただ、先生せっかくの御指摘でございますので試算をいたしているわけでございます、先ほどと同じ、平成六年で二十歳の者で〇・九倍、それから平成六年に生まれたゼロ歳の人で〇・八倍、こういう結果になっております。

○職下委員 多少計算に私の方が無理難題を吹っかけている部分はありますけれども、ただ、一〇〇％戻ってこないというふうなこともあるわけですね、その企業の負担分を入れてしまおうと。そうすると、ただでさえもそういうふうな年金の状況になっているところに、例えば今回の〇・九％の負担というのが二〇二五年のときにはもっと大きな負担になってくるのじゃないかというふうなことは私に思えるのでございませう、その辺のところは局長はどういふふうにお考えになっておりますか。

○近藤(純)政府委員 この統合によりまして影響をどう考えるかというのは、先ほど若干申し上げましたけれども、この分の保険料負担というのをいっしょに上げていくことによって変わってくるわけでございます。今すぐといたしますと、九年度に上げれば〇・〇九になるわけでございます、それを大分最後に上げるということになりますと〇・一％を超える、こういう感じにならうかと思ひます。〇・一％程度という感じではないだらうかなというふうな思っております。

○職下委員 いずれにしても、非常に厳しい状況が生まれつつあることは間違いないのだからと思ひますけれども、その中で、今公的年金で預かりしている金の運用の面について、この経済状況ですからだんだんと厳しくなってきたらどうしようと思ひます。

特に、例えば資金運用部に預託されて財投とし

て使われている部分と、それから、八六年からです。厚生省の外郭団体の年金福祉事業団が資金運用部資産の一部を借り入れて自主運用もしているということのようですね、この自主運用部分について、九〇年以降厳しい状況が出てきて一部には逆さやになっているようなところもあるということも伺っております。

例えばどういふふうなところで運用している、具体的な運用ですね、それから、逆さやになっていることはあるのかどうかということについてお答えいただきたいと思ひます。

○近藤(純)政府委員 今、正確な数値は持っておりませんが、自主運用事業は財源強化事業それから資金確保事業と両方やっているわけでございます。

この自主運用の関係におきましては、いわゆる五・三・三・二規制というのがございまして、五割以上は安全資産、三割が株式、外貨建て、二割が不動産へ、不動産は実際はやっておりませんが、けれども、そういうふうなことで運用いたしております。今の具体的な数値、ちょっと定かではございませんけれども、大体、株式に二割弱、外貨建てに一割強、そのほか七割から三分の二ぐらいが債券それから譲渡性預金、こういう形で運用されているわけでございます。

それで、六年度におきまして、非常に円高が進む、株価が急落する、こういうふうな事態が起きまして、平成六年におきましては二・六七の運用利率しかなかった、こういう状況でございまして、一方で、財政投融資の資金運用部の方から七年度の固定金利で借りてきているわけでございます。したがって、五・二％から五・四％ぐらいのコストがかかっておりまして、その差額が赤字になって出てきているということで、過去にも累積赤字がありましたので、六年度末の累積損というものが約七千億円となっているわけでございます。

一方、特別会計の方の厚生年金基金、それから厚生年金、国民年金の関係の預託というのは、ま

さに財政投融資の方に、資金運用部の方に預けをするということでございます。先ほどのコストとほぼ同じ運用収入を得ているわけでございます。六年度で五・三・三というものが特別会計の方に入っている、こういう状況でございます。

○鴨下委員 九四年の財政再計算のときには、その運用利回りというのは大体どのぐらいというふうなことを考えていましたか。

○近藤(純)政府委員 五・五％でございます。

○鴨下委員 そうすると、明らかにその辺のところでは計算とは違って現実には進んでいるわけですね。そうすると、最終利率にも影響してくるというふうには私は考えるのですけれども、その辺の資金の運用と最終利率との関係はどうでしょうか。

○近藤(純)政府委員 財政再計算におきます経済的要素として大きなものが三つございまして、一つは先ほどの運用利率、これは五・五％でございます。それから物価上昇率が二％。それから標準報酬、賃金の伸びでございますが、四％。こういうことで財政再計算を行っているわけでございます。

それで、この経済的要素が与える影響といたすのは、これは長期的に見ますと、賃金という指標報酬の伸びと予定利回りの相対関係になるわけでございます。四％と五・五％ですから大体一・五％の実質利回り、こういう形になるわけでございます。

先ほど申し上げましたように、実際に回っております金利といひますのは五・三・三、それから賃金の方は非常に落ち込んでいますので、この金利と一・五％前後だと思っております。この利差というのは、実質利回りは四％弱ということになっておりますので、現在の段階で、このままの推移というのは当然ないわけでございます。推計できないわけでございますけれども、一年だけ比較してみれば財政的に言えばプラス要素の方が大きい、こういう状況になっているわけでございます。

○鴨下委員 今までの経済状況等、これからは大分また違ってくるのだらうと思ひますので、その辺十分に考えながらやりませんと厳しい状況がさらに厳しくなるといふようなことだらうと思ひます。

今回の一元化に関して、JR共済が入るわけですが、けれども、そのときにJR共済が持参金として持っている国鉄清算事業団にさらに八千億の上乗せということについては、清算事業団の方はどういふふうなことを考えて、どう処理しようとしているのかということをお尋ねしたいと思います。

○金澤説明員 お答えを申し上げます。

国鉄清算事業団の債務につきましては、昭和六十二年度において当初約二十五兆五千億円でございましたものが、本年度首におきまして、ただいま委員御指摘のとおり、約二十七兆六千億円になっておるといふふうに私も見込んでおります。

今後、清算事業団に残ります土地あるいは株式などの売却の見込み額でございますが、これにつきましては、まず土地でございますが、昨年の四月、昨年度首におおむね四・四兆円と私も見込んでおりました。そして、七年度中に約四千二百五十億円の売却収入を上げましたので、現在残る土地が約三千五百ヘクタールでございますが、この土地の資産額について現在試算をしておりますところでございます。おおよね七月ごろまでには試算を終える予定でございます。

一方、株でございますが、現在、清算事業団はJRの七社合計で六百六十九万株の株を保有しております。これは額面で五万円の株式でございますので、総計約三千三百億円に相当いたします。

これらの土地と株を今後実際に売却する場合にどのような収入になるかということでございますが、これにつきましては、今後の地価の動向ある

いは株式市況などに影響されるものでございまして、なかなか現時点で具体的に申し上げるというところは難しいといふふうに考えております。

しかし、私どももいたしましては、今委員御指摘のとおり、最終的な国民負担の見通しを明確に申し上げることはできませんけれども、土地及びJR株式を早期かつ効果的に売却いたしまして国民負担をできるだけ軽減していきたい、このように考えておる次第でございます。

○鴨下委員 では、最終的にその八千億円が負担にならないといふことなんですか。清算事業団にとつて、八千億円という言ってみればこれからさらに過重な負担が加わるわけですが、その辺のことについてどういふふうにお考えになっているかという話です。

○金澤説明員 八千億円の事業団の移換金の負担についてどう処理するかというお尋ねでございますが、今回の鉄道共済の厚生年金への統合に当たり必要になります八千億円の移換金の負担につきましては、この法案の提出時、すなわち先般三月八日の閣議におきまして、清算事業団の既存の他の債務と同様の取り扱いをするという閣議決定を行っております。したがって、各年度における具体的な厚生年金への清算事業団の支払い額、そういったものを初めといたしまして具体的な支払い方法につきましては、今後、こうした閣議決定を踏まえて関係者間で調整を図っていききたいというふうに考えております。

○鴨下委員 そうすると、最終的には長期債務の中に加算されてトータルで考えられるということになるわけですね。

そうなりますと、例えば長期債務の中での八千億円の過重な負担なんですけれども、その債務の利払いと、それから、国鉄清算事業団に財投の資金というのはいくつういふふうに入っているのかというのを教えていただきたいのです。

○金澤説明員 今年度首におきまして国鉄清算事業団が抱えております長期債務の額は、先ほど委員御指摘のとおり、二十七兆六千億円でございま

指して検討がなされてまいりました。そして、今回の措置になったわけでありますが、その内容理由、そして主な論点、これをお伺いいたします。

年金の一元化の議論は十数年前の旧国鉄の年金財政の破綻がきっかけで、長年、懸案事項として議論されてまいりました。八四年の閣議で、九五年を目途に公的年金の一元化を完了させる方針で、これまでも昭和六十年に全国民共通の基礎年金の導入、そして六十一年は被用者年金の給付設計を厚生年金にそろえる、要は給付面の官民格差の是正、それで残された課題が被用者年金の一元化というものであったわけでありました。

一元化は、これまでもいろいろな議論が出てまいりましたが、一元化というのは八つの制度をできるだけまとめるか、あるいは分立したままでもいいけれども、制度間の財政調整をするシステムをつくって負担と給付の公平化を図る、こういうこととありますが、今回、J・R等の三共済を厚生年金に統合するということを中心に公的年金制度の再編成を行ったわけでありましたが、今回の公的年金制度の再編成の内容と、どうしてこのような措置にしたのかという理由、それから、これまでの審議の過程でもいろいろな論点が出てまいりましたが、検討過程での主な論点、これを明らかにしていただきたいと思います。

○菅内閣府大臣 この間の検討の過程でいろいろな論点などについてお尋ねでありますので、若干長くなるかもしれませんが、お答えをいたします。

公的年金制度の一元化については、昭和五十九年二月の閣議決定により政府の基本方針が示されたわけですが、その内容は、まず第一に、各制度共通の基礎年金を導入し、一階部分の長期安定と公平化を図ることであり、第二に、いわゆる二階部分については、特に給付と負担の両面にわたって制度間の調整を行うことであつたわけでありました。この昭和五十九年の閣議決定に基づき、まず昭和六十年改正において、全国民共通の基礎年金

が導入されるとともに、二階部分の給付設計が厚生年金に基本的にそろえられたわけでありました。

一方、J・R共済やJ・T共済などにおいては、産業構造の変化に伴う加入者の減少により、現役世代とO・B世代のバランスが崩れ、急速に財政が悪化して、小規模な年金制度が産業構造の変化に脆弱であるという問題が顕在化を遂げてまいりました。こうした問題に対応するため、平成二年四月から、当面の暫定的な支援措置として制度間調整事業が実施され、平成八年度まで各制度間の財政調整が行われてきたところであります。

しかし、J・R、J・T共済の年金支給が増加し、今までのような自助努力を続けることにも限界があつたことや、被用者年金制度の一元化のあり方について検討を進める必要もあることから、平成六年二月、公的年金制度の一元化に関する懇談会が設置され、関係者の合意形成に向けて取り組みが進められてまいりました。

この懇談会においては、まず、被用者年金各制度の財政状況には大きな差があるが、当面の年金制度の安定性を考える上では、財政的に厳しい状況にあるJ・R共済等のあり方をどうするかが重要ではないか。第二に、J・R共済等に対する支援に当たっては、支援費用の負担のあり方について検討すべきではないか。第三に、制度間の負担の格差の解消を図る上で、各制度が独立して運営してきた経緯等をどう尊重すべきなのか。第四に、各制度の成熟度の差に応じて漸進的に対応すべきではないか。第五に、移換すべき積立金の水準など制度統合のルールをどうするのかなどといった論点について議論が行われ、今回の三共済統合の基本的枠組み及び今後の一元化の進め方について提言がなされたところであります。

これを受けて、政府部内でも検討を重ね、本年三月、「公的年金制度の再編成の推進について」という形で閣議決定を行うとともに、今回の三共済統合の法案を提出したところであります。

以上、この間のいろいろな経緯、概略の姿を御

説明申し上げます。

○根本委員 一元化の理想は、理論的には全制度のいわば統合一元化ということであろうと思えます。ただ、各制度も長年にわたって分立してまいりましたし、それから、さまざまな歴史的な経緯もありまして、それぞれの財政運営の努力の違いもありますから、このようなことを考えれば、私は、今回の措置は公的年金一元化の第一段階、いわば漸進的な改革ということと評価しております。ただ、これからの、将来のさらなる再編一元化を進めるに当たりましては、制度運営に関する情報公開あるいは各制度の不断の点検、フォローが必要であります。

これから具体的方策をお聞きしたいわけでありませんが、今後、これからの公的年金の再編成を考えると、残る四つの制度もまとめて一元化する、あるいは官民の二本立てにする、あるいは現在の制度を分立させたまま恒久的な財政調整の仕組みをつくる、こんな再編の道筋がいろいろあるわけですが、これをきちんと確定してやる必要がある。

ただ、この前提として、制度運営に関する情報公開が不可欠でありますし、他の制度も将来も厚生年金に統合するとなれば、財政状態が良好のうちでないとなかなか国民的な理解は得られないだろうと思えます。さらに、過去の反省を踏まえて、各制度が放漫な運営をしないようなチェック、あるいは制度の安定や保険料負担、給付の水準が公平となるような措置も重要であります。先ほども出ておりましたけれども、情報公開、これを具体的にどのように行うのか。

それからもう一つ、数理部会に制度の安定性やあるいは公平性の確保に関して検証をさせる、こうしておりますが、数理部会に具体的にどのようない役割を期待するのか、あるいは今までの数理部会とどのように違うのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○菅内閣府大臣 御指摘のように、今後とも被用者年金制度の再編成をさらに着実に進めていくため

には、各制度の財政運営については、広く国民の皆様にも理解をいただく必要があります。このために、各制度が共通の基準に基づいて、制度運営の実績や将来の見通しについての情報をわかりやすい形で国民に提供していくべきだと考えております。

また、社会保障制度審議会年金数理部会におきましては、これは委員も御承知のとおり、一応その専門的、中立的立場ということで、厚生省のものからいわば自立、独立をされているわけですが、それでも、その数理部会におきまして、被用者年金各制度の安定性が将来にわたって確保されているかどうか、さらには、各制度間で費用負担の公平性が確保されているかどうか、こういったことについて財政再計算ごとに検証をしていただくことといたしている次第であります。

○根本委員 これからのさらなる公的年金の再編成あるいは一元化を進めるについては、数理部会の役割が大変重要なわけでありました。

新たな機能、役割を持たせたいということですが、私は、これをどのように担保するのか、これが問題だと思つたのです。数理部会は社会保障制度審議会の部会にすぎないわけで、他省庁の所管する制度まで踏み込むわけでありまして、例えば法令上できちんと位置づけをはっきりさせてあげる、具体的なこれを担保する措置が必要だと思ふべきけれども、これはどのように考えているのでしょうか。

○近藤（総）政府委員 先ほど大臣から申し上げましたとおり、被用者年金制度の再編成を進めるに当たりまして、制度運営に関する検証というものを総理府に設置されております社会保障制度審議会の年金数理部会にお願いするというところで、法制上の措置というものも当然考えられるわけですが、各制度を所管しております大臣も全部もちらん入った閣議という形の決定で決めておりますので、その趣旨に従ひまして各制度の協力が得られるというふうに思っておりますし、私ども、一

番大きな厚生年金制度を所管しておりますので全面的に御協力申し上げたい、こういうふうに考えております。

(鈴木俊)委員長代理退席、委員長着席

○根本委員 閣議決定という形で担保してあるというお話であります、これからの公的年金の一元化、再編成、これは数理部会が非常に大きな役割を持っておられると思いますので、的確な運営ができるようにこれからも努力していただきたいと思っています。

次に、公的年金再編成のきっかけになったJR共済、この統合後の具体的な給付水準、そして保険料率等の考え方、これについて伺いたいと思います。

今回のJR共済等の厚生年金への統合に当たっては、やはり国民の理解を得る、これが必要だと思えます。これについては、JR共済が破綻した原因がどういふところにあったのか、その原因と責任、あるいはどのような自助努力を行ったのか、この辺をきちんと明らかにしておく必要があると思えます。

JR共済の破綻の原因であります、大きく、国鉄民営化に伴う加入員の大幅減少、それと他の年金制度に比べて高い年金を出してきたという運営上の問題点、こんな指摘がなされております。運営上の問題点としては、保険料率を余り上げない運営をしながら、例えば退職時等に特別昇給をさせる。ただ、これは一方では退職を促すための合理化努力の一環という面もあるわけであり、運営上に問題点がある、こんな指摘があります。

それからもう一つは、旧国鉄の責めに帰さない構造的な要因。これは私は一つあると思います、第一点は、自動車等の発達による鉄道輸送の衰退による人員合理化、これは経営努力を超える産業構造の変化だと思えます、もう一点、旧国鉄が終戦時に旧満州あるいは朝鮮から引き揚げた鉄道職員を多数抱え込んで、その世代が退職年齢を迎えた。これも旧国鉄の責めに帰さないいわば

社会政策的な就業構造上の要因だった、こんなふうに思うわけであり、

それから、財政破綻のこれまでの対応。制度間での調整を受けてきたわけであり、自助努力として、負担面で、高い保険料を負担してきた。給付面では、運営上の問題点と指摘された退職時特別昇給等の是正、あるいは職域年金部分を不支給とする、あるいは標準報酬の再評価の繰り延べ措置というふうな相当の自助努力をしてきております。

この結果、給付面でどういう水準になっているかと申しますと、平成六年三月末の数字で、鉄道年金平均加入三十八・二年で二百二十三万円、厚生年金加入三十一・二年で二百二十六万円となっております。年金額階層別割合で見ますと、例えば年収二百四十万円以上でどういう分布になっているかと申しますと、鉄道年金は四五・七％、厚生年金は四五・八％、これを三百万円以上で見ると、鉄道年金は一・八％、厚生年金が一・四％、こういう年金階層別分布になっております。

以上申し上げたようなJR共済破綻の原因あるいは自助努力、これらを踏まえて今回の措置となつたわけであり、JR共済部分について、統合後の具体的な給付水準、保険料率の内容、それから、どうしてこういう措置にしたのか、この背景となる考え方、これをお伺いしたいと思います。

○松川説明員 鉄道共済の給付についてのお尋ねでございますが、鉄道共済につきましては、他制度から財政支援を受ける前提として、先ほど来御指摘がございしますように、各種の給付面の自助努力を実施してきております、それらを大別いたしますと、まず第一に、鉄道共済の給付水準を公的年金制度としての共通部分であります厚生年金水準に合わせるために行っているもの、具体的に、従来型の旧法年金、昭和六十一年三月以前に裁定を受けた年金は通年方式になっておりますが、それを百十分の百に減額する制限、あるいは

職域年金部分の不支給措置、それから、先ほどありましたように、退職時特異分のカット等という措置でございます。

第二番目としましては、支援を受ける側として最大限の自助努力を実施するとの観点から、厚生年金水準を下回る水準に給付をさらに抑制するための措置でございます、これは具体的には標準報酬の再評価を繰り延べしているものでございします。

厚生年金への統合後はどうなるかということでございますが、統合後は、給付面の公平確保という一元化の趣旨から見まして、鉄道共済の受給者につきましては厚生年金水準の給付を確保すべきであると考えられますので、厚生年金より下回っている部分の措置、具体的には、標準報酬の再評価の繰り延べ措置については統合時に解除することと予定しておりますけれども、職域部分等のように、鉄道共済の給付水準を厚生年金水準まで引き下げるための措置につきましては、引き続き実施することになっております。

○根本委員 今回の決着は責任の所在が不透明なまま国民の負担がまたふえる、こんな批判もあるわけであり、私は次のように考えております。

今回の改革によりまして、年金制度全体の仕組み、これが一定のルールが確立した。まず、基礎年金の一階部分、これは国民の協力ということであり、それから、いわゆるナショナル・ニーム部分、それから二階建ての部分の被用者年金の部分、これはいわば社会保障的な年金部分として制度間の財政調整によって被用者全員の協力でやります。これは被用者・ニーム。それで、職域相当部分の三階建て部分、これはそれぞれのグループの自助努力でやります。こういう統一的な枠組みができたのだと思うのです。

これをJR共済の年金に当てはめてみますと、自助努力としては、制度上、運営上の問題点、これは是正しまして、さらに厚生年金水準を上回る三階建て部分の職域年金相当部分、これについて

は、実は従業員の皆さんに責任はないし、まじめに働いてきた人々にとってはこれは得べき利益の喪失になるわけですが、他の厚生年金基金と同じように、これを支える財政基盤が失われておりますからこれは支給しない、こんな整理だろうと思うのです。

それから、被用者の二階建て年金部分、これは全被用者の協力を受ける分野でありますから、厚生年金を含め他制度からの財政的な調整を受ける。これは別の見方からいいますと、旧国鉄の責めに帰さない産業構造の変化等に対応するものとして支援する、こういう見方もできるのではないだろうか、こう思っております。

さらに、この他制度からの財政支援について言えば、公的年金というのは世代間の扶養、世代と世代の助け合いですから、これはある方の試算であります、JRの従業員は今二十万人弱いる、OBの世代は受給者、これは今四十三万人おられます。四十三万人のOBの皆さんが、例えば二人子供がいるとして一人働いている、こう仮定しますと、四十三万人の子供が勤めていて仮に二十万人がJRに勤めていたとしても、二十三人は厚生年金等の他の分野で働いているわけですから、これを考えますと、例えば一定の試算だと、このJRの子供に相当する皆さんの保険料は一千六百億円になる。厚生年金は今千二百億円の負担でありますから、要はJRのお子さんがほかの産業に勤めていて親を支えるということと考えれば、いわば立体的に考えればこれはやむを得ない支援で、私もある意味で合理的だろう、こんなふうに思っております。

次に、JR、JT、NTTの三公社を統合したわけであり、ただ一点違うのは、NTTについて職域部分に相当する厚生年金基金を検討する、こうされております。

一元化懸でも、旧公共企業体共済の厚生年金への統合に当たって、「現に支給されている職域年金部分については企業年金化を図る。」そんな提言が出されております。私は、最初、これはJR

等も含むものだと思っておりましたら、要は「現に支給されている職域年金部分」ということでNTTを指す。なかなか役人の皆さんはいろいろな文章を書かれるのだなと感心いたしました。このNTTの職域部分についての厚生年金基金の考え方、内容について伺いたいと思います。

○近藤純政府委員 NTTの共済が厚生年金に統合をされますので、共済の厚生年金水準の部分につきましては厚生年金に移るわけでございますが、職域相当部分につきましては企業年金化という事になっておりますが、実際は厚生年金基金を設立されるということで労使合意されているようにございまして、具体的な中身につきましては、現在、労使で協議中というふうにお聞きしております。

したがいまして、現在、NTT共済が行っております給付で一般の厚生年金基金に認められていない遺族・障害年金、これも職域部分でございますので、これにつきましてNTT厚生年金基金が給付を行える余地を特例措置で残しております。これをどう活用されるかどうかというのは労使で協議をされる、こういうふうに向っております。

○根本委員 今の答弁にありますように、NTTの厚生年金基金、これについてはこれまでの給付水準を考慮する、あるいは、これを制度の継続性の観点から障害年金あるいは遺族年金についても給付ができるという仕組みにする、こういうことですね。この点においては、実はこの法案上、年金法の制度上は、JTやJR、これも職域相当部分は制度的にはつくり得るのだけれども、現実問題として他制度からの財政支援も受けているので理解が得られないだろう、ですから、自助努力に相当するものとして職域年金相当部分は給付しない、NTTに限っては、他の厚生年金基金と異なっており、遺族年金も給付できる、この部分が他の厚生年金基金と違う、こういうことですね。

○近藤純政府委員 そのとおりでございます。JT、JRについても、法令上は制限はありません。ただ、現に職域年金はもうございせんので、今のところ、当面の間はそれだけの力がないのではないか、こういうふうに見込んでおります。

○根本委員 次に、公務員年金制度について考え方を伺いたいと思います。

今後の再編成の将来展望、理想的には全制度の統合・一元化ということだろうと思いますが、さまざまな経緯もありますから、特にこれから、そういった観点からいえば、公務員の共済制度をどう考えるか、これが一つの論点になると思うのです。特に、今質問しましたように、NTTの部分、これが他の厚生年金と異なっており、遺族年金、職域年金も給付できる、こういう形にしましたから、公務員の共済制度について見ますと、民間との差は三階建て部分だけありますから、単純な話ではありませんが、NTTと同じような対応をすれば、支給の面で、枠組みという考え方は、これは現行制度と同様の給付が可能になるわけでありまして、ただ、公務員制度でありますから、残るのは恩給以来の歴史のある公務員制度の一環としての共済年金をどう考えるか、こういうことなんだらうと思えます。

ただ、一方で、国家公務員共済は既に財政難が始まっておりまして、定年制によって新規採用が抑制される、一方で、地方公務員は福祉行政等の新規需要によって職員が増加している、こんな現状もあります。それから、公務員制度を外国の例で見ますと、独立の制度としているフランス、ドイツ、あるいは独立の制度だったけれども一般制度への統合を進めているアメリカ、あるいは単一制度の上乗せ的な職域年金としているイギリス、スウェーデン、カナダ、諸外国でもこんな形になっているわけでありまして、これからの公務員の共済制度、どう取り組んでいくか、どう考えるのか、これについて伺いたいと思います。

○松川説明員 国家公務員共済にとりましての今後の一元化の取り組みでございますが、先ほど来述べさせていただいておりますように、本年三月に閣議決定で基本方針が示されております。漸進的再編成ということでございまして、公務員のグループにつきましても、具体的には国家公務員共済、地方公務員共済ともに、公務員に対して適用される年金制度として、公務員制度の一環としての意義を有しておりますことから、まず、それぞれの成熟化の状況等に応じて、財政計算時に将来の財政見通し等について分析を行った上、公務員制度としてのあり方も踏まえながら、まず両制度において財政安定化の措置を検討することとしておりまして、今後、国共済としてもこの基本方針に沿いまして着実に検討を進めてまいりたいと考えております。

○根本委員 公務員制度については、年金制度という観点で公務員共済で整理するのか、あるいは公務員制度の仕組みの一環という考え方をとるのか、この辺は非常に難しい部分であります。今後、年金制度の再編成・一元化を進める中で、これは十分検討する必要があると思っております。最後に、大臣に御決意を伺いたいと思っておりますが、今回のJR共済の破綻、これを放置しておけば、OBの皆さんも大変だし、あるいは公的年金制度全体の信頼が揺らぐ。解決を急がなければならぬ大きな政策課題であったわけでありまして、今回の措置によりまして日本の公的年金制度に一定のルールが確定されまして、制度全体に対する安心、信頼感が高まりまして、これは非常に大きな意味を有すると私は思っております。

年金制度で一番大事なものは、まじめに働いていた人たちが老後にはばかを見ない、安心して期待していた年金が受給できる、これが大事でありまして、その意味では、年金制度を長期的により安定したものにするのが重要でありまして、これからは統一した枠組みづくり、そして不断のフォロー、点検、これが必要だと思っておりますが、今後の長期的に安定した年金制度の確立について大臣

の決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○菅野大臣 これまで根本委員が党の中でもこの問題に大変詳しく取り組まれて、今回の法案の趣旨などについて基本的に御賛同をいただきながらいろいろ御質問いただいたことを、まず感謝を申し上げます。

今お話のありましたとおり、本当にまじめに働いている人が年をとったときに安心できる状況をつくるためには、年金制度を安定的に運営しなければいけないわけですが、少子化が非常に進んでいる、さらには、出生率が従来の予想よりも非常に低い水準で推移しているという問題、また同時に、高齢者の皆さん自身、まだまだ、六十五歳あるいはそれ以上を現役で働けるような方が大変多くなっている、こういうことを考えますと、一つには、六十五歳までは十分働けるということを実現する、六十五歳現役社会というものに向かって切りかえていく必要があるのではないかと。

このためには、年金制度において、雇用と年金の連携を図りつつ、年金制度自身も雇用促進的な仕組みに改めることとし、平成六年改正において、老齢厚生年金の支給開始年齢の見直しや在職老齢年金の改善などの改正を行ってきたところであります。

また、産業構造の変化や制度の成熟化の進展などに対応し、国民の合意を得ながら必要な制度改革を行い、公的年金制度の安定化、公平化を図ってまいりたい、このように考えております。

これからの高齢化社会で、先ほど来のいろいろな議論の中でも大変難しい面もありますけれども、何とかいろいろな工夫を重ねて、安心して公的年金制度を維持発展させるために全力を尽くしたい、このように考えております。

○根本委員 ありがとうございます。

○和田委員長 緒方克陽君。

○緒方委員 社会民主党の緒方でございますが、厚生年金法の一部を改正する法律案につきまして

質問をさせていただきます。

今回の改正は、被用者年金制度の再編成の第一歩となる大変大きな法改正でありまして、J・T、J・R、N・Tの共済組合の給付事業を厚生年金に統合するもので、それぞれ、お話をいたしましたように、さまざまな経過があったわけでございます。

その間、J・R共済は、国、地方の共済あるいは私学共済、厚生年金などの皆さんの大変な御支援あるいは御協力をいただいたことは十分承知をしておりますわけでございますけれども、大変な自助努力を強いられましたJ・Rの年金受給者の率直な願いを代弁する気持ちで質問をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。三十分の時間しかありませんので、端的に御質問いたしますから、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、厚生大臣にお尋ねをいたしますけれども、今回のJ・R共済等の厚生年金への統合に当たって、年金問題担当大臣であり、J・R共済などを受け入れる厚生年金保険の所管大臣である厚生大臣の感想をお伺いしたいと思います。

○菅野大臣 大変長い経緯の中で、今回、ある意味では一つの大きな段階を踏めるという意味で、関係者の御苦勞にも感謝を申し上げたいと思います。

特定の産業や業種、職種のみを対象とした年金制度では、産業構造の変化により、現役加入者が著しく減少し、一般の制度の保険料水準では財政運営が極めて困難になるということが生じるわけでありまして。特に鉄道共済につきましては、先ほど来お話もありましたように、モータリゼーションの進行による鉄道事業の斜陽化によって、かなり以前から運営が極めて困難な状況になり、他制度から財政支援を受けてきたところであります。が、そういった状況を踏まえて、この問題の解決は長年の懸案であったというふうに理解いたしております。

今回の統合措置は、この長年の懸案解決のための一つの区切りとなるものであり、また今後の被用者年金制度の再編成を進める上で重要な意義を

持つものと考えております。そういった意味では、一つの大きな山を越すと同時に、さらにこれから進んでいく方向性も基本的にこの制度統合の中に盛り込まれている、このように感じているところであります。

○緒方委員 先ほどからそれぞれお話があつておりますように、鉄道共済年金が赤字となりまして、財政調整等の他組合あるいは厚生年金などとの御協力と自助努力の結果で何とかこまごまとり着いたということでございますが、その主たる原因は、それぞれお話をいたしましたように、旧国鉄職員数の補充がなされなかったことであつたのではないかと。特徴的には、国鉄分割・民営化の際に、J・R移行の際に、三十五万人の職員が、いわゆる共済組合員が一挙に二十万人になったということ、その際の年金に対する配慮が政府としてなされていなかったのではないかとということについては、どうお考えでしょうか。

○松川説明員 現在、鉄道共済年金は、他の年金制度から財政支援を受けることで毎年の給付を維持するという極めて厳しい財政状況にございますが、その主たる原因につきましては、先ほど来議論がございまして、モータリゼーションの進行に伴う産業構造の変化によりまして、旧国鉄時代に雇用を縮小せざるを得なかった。その結果、鉄道共済といたしましても成熟度が非常に高くなつたことによるものと考えております。

国鉄の民営化につきましても、このような産業構造の変化という大きな流れの中で行われたものと考えておりまして、組合員数の減少も民営化前から進行していたものでございまして、民営化自体が鉄道共済の財政悪化の直接的な原因であるとは考えておりません。

いずれにいたしましても、鉄道共済の問題は、単一の職域に構成されていることから産業構造の変化等の影響に対して極めて脆弱であるということ、したがって、このような問題は、根本的には、やはり公的年金制度の一元化によって財政単位、財政基盤を拡大していくことにより解決して

いくべきという考え方から、公的年金制度全体の再編成についての検討の中で対処していくこととされていくところでございます。

○緒方委員 同じような論点ですけれども、過去の赤字の原因究明についてはそれぞれお話がございましたけれども、私としては、こういうふうに至つた原因は政府の責任もあるというふうなふうに思つてございまして。その結果が給付の削減あるいは保険料の引き上げ、そして年金の制度間調整による援助に重点が置かれまして、特に年金の削減については悪例を残したのではないかとというふうな思ふわけです。

例えば特別昇給がカットをされたわけですが、先ほどもある委員からお話がありましたように、これは退職者勧奨という意味でなされた制度でございます。これを受け入れて五十五歳で退職した者が、これに伴う年金を言うならば取り上げられたということになるわけでございます。これは通常であれば労働法上の代替の措置があつても当然ではないかというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○松川説明員 この鉄道共済の退職時の特昇分のカットの措置につきましては、鉄道共済の自助努力の一環として行つていたものでございます。退職時の特昇そのものは、委員の御指摘のような事情で行われたところは十分承知いたしております。ところでございまして、退職時に特別昇給をさせ、その結果、最終俸給を引き上げることによって年金額をかき上げをするということ自体は、年金制度のあり方といたしましては本来予定していたものではない運用でありまして、また、それに伴う保険料も支払われていなかったことから、是正することが適当ではないかという指摘が当時からあつたわけでございます。

他方、当時の財政状況といたしましては、鉄道共済側の自助努力がなされなければ、制度間調整による他の公的年金制度からの支援が得られないような状況にございまして、その結果、支払い自体がストップしてしまいかねないような事情に

あつたことから、従前の自助努力に加えて、さらに追加的な自助努力をして実施されたものでございまして、やむを得ない措置としてとられたものと認識いたしております。

○緒方委員 そこで次に、旧法者、つまり、一九八六年の三月以前の支給は百十分の百で支給されているわけでありまして、統合前当時の数字が明らかにされなかったわけでありまして、国家公務員共済より平均一〇%高いということで減額をさせられたという経緯があるわけでありまして。その後、特別昇給制度の削減とかあるいは数項目の自助努力がなされたわけでありまして、その結果、当時でも、結果的には、国家公務員共済よりもはるかに低額になつていくのではないかと。この点についてはいかがでしょうか。

○松川説明員 いわゆる自助努力の一環として退職年金相当部分の不支給等の措置が講じられておるわけでございますが、この趣旨は、先ほど来申し上げておりますように、まず厚生年金相当水準まで給付水準をそろえるという観点から職域年金相当部分を不支給とする、さらに、昭和六十一年の四月前に裁定された年金についても、同様の趣旨から百十分の百に減額しているものでございます。

それに加えまして、制度間調整事業が実施され、財政支援をする対象が厚生年金を初めとして被用者年金全制度に拡大するに当たって、さらに追加的な努力が求められた結果、報酬比例部分につきまして再評価の繰り延べ措置が行われたわけでございます。その結果、報酬比例部分の繰り延べ分相当分だけさらに低くなったということでございます。

そういったことからいたしますと、個々に給付水準を比較するのは難しいところがございますけれども、総体として見ますと、標準報酬の再評価が繰り延べられた分だけ給付水準が低くなつていくものと認識しているところでございます。

○緒方委員 次に、現在の鉄道年金は、総じて再評価の繰り延べ分だけ厚生年金よりも低いという

ふうな説明があつておりましたけれども、公表されている数字では、昨今ようやく加入月数というのが明らかにされたわけでございまして、計算基礎の平均標準報酬月額が明らかにされていないわけでございます。換算して同条件として比較する方法はとれないのか。これがなくて、単なる数字の羅列で、何か高いんだあるいは低いんだということでは議論が具体的に納得ができないという意見があるわけでございまして、どのような根拠をもってされたのかということについてお尋ねをいたします。

○松川説明員 給付の算定方式自体が昭和六十一年四月を境にいたしまして大きく変わっております。昭和六十一年四月以降はいわゆる厚生年金と算定方式をそろえておりますので、昭和六十一年四月以降の方々については、ちょうどびつたりと再評価の繰り延べ分だけ低くなっている状況であることは容易におわかりいただけるかと思えます。

問題は、昭和六十一年四月前に裁定された年金でございますが、これは現在、通年方式による年金額を百十分の百に減額する措置になっているものでございまして、具体的にその水準を比較する場合には、通年方式に用いられております最終俸給月額と厚生年金方式に用いられております平均標準報酬月額との間に定まった関係がないことや、今御指摘がありましたように、受給権者によりまして加入期間、その基礎となつていてる俸給自体が異なることから、なかなか難しい面がございします。

ただ、経緯的に申し上げますと、この百十分の百のカットの前の時代に、おおむね一割程度スライド停止をするということが国家公務員グループ内で財政調整をスタートしたときに合意されたわけでございます。その当時の前提認識といたしましては、厚生年金水準よりもおおむね一割程度高いという認識が存在していたところでございます。

なお、今委員御指摘の問題は、現実の直近の

データで見て、加入期間に比して一割以上に低くなっているんじゃないかという御疑問であらうかと思ひますが、なかなか難しい面があるわけですが、表面は低くなっていることの要因といたしましては、鉄道共済の場合にはいわゆる繰り上げ減額年金制度を利用される方が極めて多く、こうした方々につきましては若いときにやめるというところで平均加入期間が短い、それから賃金水準も低いということに加えて、さらに減額されるということ、トリプルで年金額が低くなつていくということもございしますので、そういった結果になつていくものではないかと推察している次第でございます。

いずれにしても、そういった要素を一応勘案いたしますと、おおむね現在の状態は、総体といたしまして繰り延べ分だけが厚生年金水準よりも低くなつていくのではないかと、こういうふうな認識している次第でございます。

○緒方委員 次に、鉄道退職者にとりましては、年金が八十年の歴史を今終えようとしているわけでございます。

最近の状況では、先ほども述べましたように、さまざまな自助努力がされているわけでありまして、また、制度間調整ということで、同時に大変な御迷惑と御支援を各組合から受けているということについては承知をしているわけでありまして、しかし、退職者の皆さんの強い願望としては、みずからは一生懸命戦後働いてきたという中で、どうして百十分の百の問題が解決をしないのかというところについては、何とか解決をしてみたいという強い願望があるわけでございますが、この辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○松川説明員 今回の措置をまとめられるまでの過程におきまして、鉄道共済の退職者の方々から、現実の問題として既裁定年金について百十分の百に減額されている、これについても何とかしてほしいという強い要望は受けとめているところでございます。

ただ、御案内のように、この措置は、鉄道共済

が他の年金制度からいわば財政支援を受けて、何とか少なくとも厚生年金水準に近いところまでの給付は維持しようという観点から、自助努力の一環といたしまして実施しているところのものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、百十分の百に減額しているというのは、いわば鉄道共済の年金を公的年金制度として各制度に共通する厚生年金水準までの給付にそろえるという観点で実施されたものでございます。

さらにまた、今回の統合に伴う過去期間の費用負担の枠組みにおきまして、実質的に厚生年金に相当水準の給付を維持するに当たりまして、かなり多くの支援を他の年金制度の関係者から受けなければならないような状況にございます。そういった状況の中で厚生年金水準を超える部分について給付を復活するというものでは、なかなか支援側の理解が現実問題として得られなかったという事情がございします。

そういったことでございますので、かねてからの要望ではございますけれども、引き続き百十分の百に減額したままの状態を枠組みを考えさせていただきます。また、制度間調整ということで、引き続き、退職者の方々にはそういった状況も含めまして十分理解していただけるように、PRその他で工夫をさせていただきたいと思ひます。

○緒方委員 次に、現在JRの共済年金を既に受給している方々の間では、今回の厚生年金への統合に際しまして、これまで以上に厳しい抑制措置が講じられ、現在受給している年金額がさらに減少をしたり、スライドが停止されるのではないかと、いろいろな不安があるわけでございます。そういう不安があるわけでございます。

そこで、今回の統合に際して四点について御質問をいたしますので、お答えをいただきたいと思ひます。

まずその第一点は、統合前の既裁定年金と統合後の新規裁定年金との扱いはどのようなものになるのかということでございます。

二つ目に、新規裁定年金については、鉄道共済

の組合員期間と厚生年金の被保険者期間は全く同等に取り扱われるのかどうかということでございます。

そして三つ目に、既裁定年金のスライドは厚生年金と全く同様に実施されるのかどうかということですね。

四番目に、現在既に鉄道共済年金を受給しながら厚生年金の職場で働いている場合の在職老齢年金の所得制限等既裁定年金の取り扱いについては、今後とも変更はないのかどうかということで大変いろいろな心配がありますので、以上四点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○近藤（純）政府委員 まず第一点の統合前の既裁定年金と統合後の新規裁定年金の扱いでございますけれども、既裁定年金につきましては既に受給権が確定いたしておりますので、統合後も従来どおり支給することにはいたしております。また、新規裁定年金につきましては、もう厚生年金そのものというところでございしますので、厚生年金の方式により裁定をさせていただきますことにいたしております。

第二点でございますが、新規裁定年金につきましては、鉄道共済の組合員期間と厚生年金の被保険者期間につきましては、同じ扱いにすることにいたしております。

それから第三点でございますが、既裁定年金のスライドは、厚生年金と同じように実施することにしております。

それから、第四点の既裁定年金の取り扱いにつきましては従来どおりでございます。変更はございません。

○緒方委員 続きまして、中小企業に働く人たちの年金の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどもいろいろ議論がされておりましたが、政府は、我が国の年金制度は三階建てになっているというふうに規定しております。三階としては、一階は基礎年金の部分、二階は所得年金の部分、そして三階は企業年金ということを指してい

るといふことになっておりますが、これは公務員や大企業の従業員が年金制度を言うのであって、いわゆる三階部分の企業年金は、独自の力で企業年金基金制度をつくれぬ企業であり、中小零細企業にとっては、社会保険庁が支援策を講じて、事務費などは国庫で補助しながら、異業種の域を超えた中小零細企業全体の年金制度をつくる必要があるのではないかというふうに思うわけでございます。

そこで四つお尋ねしますが、まず第一点は、政府は我が国の年金制度は三階建てとなっているというふうになつていくわけですが、この点については明確にそうですか。

○近藤(純)政府委員 我が国の年金制度は、基礎年金というふうな形で全国民が加入する第一階部分というものがございまして、その上に被用者年金の報酬比例部分の年金が乗るわけでございまして、これにつきましては民間サラリーマンとか公務員等が加入しているわけでございまして、二階部分相当と俗に呼んでいるわけでございまして、さらにその上に厚生年金基金、これはもちろん代行部分も含みますけれども、厚生年金基金、それから共済年金の職域相当部分、こういったものがあるわけでございまして、被用者年金へのさらに上乗せという形で、俗に三階部分というふうな呼ばれているわけでございまして、

○緒方委員 公務員や大企業の従業員は三階建て年金と言えども、企業年金制度のない中小零細企業の従業員は、実際は二階建てということになるわけでございまして、

そこでお尋ねしますが、中小零細企業の従業員にも企業年金制度を適用させるには、企業独自ではその力がないということ、何らかの解決をする方法を考えるべきではないかと思ひますが、その点についてお尋ねいたします。

○近藤(純)政府委員 民間サラリーマンの厚生年金に加入されている方につきましては、三階部分の年金制度であります企業年金ということ、厚生年金基金というのがあるわけでございまして、

も、単独で厚生年金基金を設立するのが困難な中小企業につきましては、総合型という形で大勢の企業が集まって基金をつくる、こういうことが可能になっているわけでございまして、

現在、全国に千八百八十五基金があるわけですが、その中で総合型の基金は六百四十七基金ございまして、全体の三四・三%、約三分の一でございますが、加入員が六百四十八万人でございまして、基金の加入員の総数が全体で二百二十八万人でございまして、この五二・六%は総合型の基金に加入している、こういうふうな状況になつていくわけでございまして、必ずしも中小企業の方が基金をつくれぬという状況にはないわけでございます。

○緒方委員 今の答弁ではそのようなお話がありましたけれども、日本の産業は中小企業で成り立っている。しかもその中の労働者数というのは大変な数字でございまして、今言われた数字はその一部分ではないかという事です。きょうここに数字を持ってきておりませんので、引き続きこのことについては次回委員会議論をしていきたいと思ひます。

そこで、最後に大臣にお尋ねいたしますが、中小零細企業の従業員を含めて政府の言うように三階建て制度にするためには、力のない中小企業については事務費等の補助を行いながら、さらに、先ほども言いましたように、業種を超えた形での企業年金制度をつくるために積極的な支援策をやるべきではないかというふうに思ひますが、厚生大臣の決意、お考えをお伺いしたいと思ひます。

○菅内閣府大臣 中小企業あるいは零細企業に働く従業員にとつても三階建ての年金制度のサービスを受けられるようにする、そういう考え方は私も大変重要だと思ひます。そういう考え方は私の年金に上乗せする三階部分の企業年金は、それぞれの企業における労使の合意に基づき、それぞれの状況に適した内容のものが設立されることが基本であるわけであります。

御指摘の中小企業の従業員の方々に対しては、先ほど年金局長の方からも答弁申し上げましたとおり、従来から総合型基金という形態での設立を進めているところであり、中には異業種であっても、地域型という形で基金の創設が認められているところでもあります。

御指摘の事務費につきましては、もともと基金というものは、先ほど申し上げたように、それぞれの企業の労使の合意で設立するというものを原則としておりますので、原則として事務費も基金の自己負担でお願いせざるを得ないというのが現在の状態であるわけであります。

しかし、総合型基金というのはいま中小企業にとつては重要なものでありますので、他の形でいろいろフォローすべきことがあれば考えたいと思ひております。

(委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席)

○緒方委員 時間が来ましたので質問を終わりますが、鉄道共済の給付を受けている人たちの切実な思いや、あるいは中小企業の人たちのそういう願いについてぜひしっかり受けとめていただきたいと思いますようにお願いいたしますので、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○鈴木(俊)委員長代理 荒井聰君。○荒井(聰)委員 審議で大変大臣もお疲れでしょう。もう少しだと思ひますので、お願いを申し上げます。

我が国の経済社会は、時代とともに衰退する産業がある一方で、常に成長産業の出現といったものに支えられながら発展してきたこと、とうとうと思ひます。個々の産業分野ごとに見れば盛衰というものがあつたわけですが、社会全体としては、戦後五十年、順調な発展を遂げてきたわけでは、

これを年金制度に即して見ますと、民間サラリーマンを対象とした厚生年金という大きな制度の中では、リストラなどによって現役の被保険者数が減少する産業がある一方で、余剰労働力を

新たに吸収して被保険者数が増大する成長産業があり、全体としては制度の安定が図られてきたということが言えるのだらうと思ひます。

今回厚生年金に統合されるJR共済やJT共済のように特定の職域や産業を単位とした年金制度は、たゆまぬリストラ等によって企業体として人員の合理化をすればするほど年金の財政規模、財政単位が小さくなつてしまつて、やがて財政的に破綻するという宿命を持っているわけでありまして、

先般厚生省からいただいた資料によれば、現在財政的に優良な年金制度と言へるのは、加入員が増加してきた私学共済や地共済であつて、逆に財政的に苦しい制度は、構造改革や合理化が進んでいる国共済や農林共済であり、これらの制度は、今後の行革や構造改革の進行によって第二、第三のJR共済になることが明白ではないかというふうに思ひます。

このように、特定の職域や産業を単位とした年金制度は、企業や産業の構造改革や合理化の影響を直接的に受けるため、現在のような状況は、むしろ産業社会全体の構造改革を阻害する要因になりかねないという側面があるのではないかと思ひます。

年金制度を産業の構造改革に対して中立的な制度としていくためには、財政単位の拡大に向けて絶え間ない改革といったようなことを進めていくべきであるというふうに思ひますけれども、この問題について大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○菅内閣府大臣 今まさに御指摘のとおり、特定の職域ですとかあるいは産業ですとかを単位とした年金制度に由来からいろいろ分立をしていただければ、こうした中では、その産業や職域が大きく変化をして衰退するような場合には、その影響を直接的に受けることになるわけであります。そういう意味では、御指摘のとおり、公的年金制度の財政単位を拡大して、いろいろな産業、いろいろな職域の皆さんが混在するような構造

造にすることによって、産業構造の変化に対して柔軟にといえますか、あるいは中立的にといえますか、対応できるようなものにしていく必要があると思っております。

このため、従来より、基礎年金制度の導入や制度間調整事業の実施、今般の三共済統合など、公的年金制度の財政単位の拡大に努めてきたところであります。その意味で今回の法律も出させていだいたわけでありますが、今後とも、財政単位の拡大を基本として、公的年金制度のさらなる再編成を着実に進めてまいりたいと考えております。

○荒井(聴)委員 さて、少し具体的な議論をしたいと思うのですが、特に運輸省に聞きたいのです。

今回の統合に当たっては、JR共済などから積立金が厚生年金に移換されることになっておりますが、不足する約一兆円の債務は国鉄清算事業団とJR各社が分担されることになるというふうに承知しております。

そこでまず、JR各社の負担についてはどうなっているのか。特に、JR各社の中でも経営状態の思わしくないと言われている三島、つまり北海道JR、九州JR、四国JRのいわゆる三島会社と貨物会社の経営状況はどうなっているのか。そして、今後これら三島会社の経営改善のためにどのような対応策を講じていくのか。

先般、たしかこの三島の運賃改定をしたところでありましたが、残念ながら北海道JRについては、運賃改定してもなお経営状態が黒字体質にならないという状況もあるわけです。このあたりを運輸省としてはどうお考えなのか、聞かせていただきたいと思います。

○宿利説明員 まず御質問の第一点目、JR各社等が負担をいたします移換金の関係でございますけれども、各社ごとの支払い額や具体的な支払い方法などにつきましては、今後関係者間で調整を図ってまいることになっております。

また、JR各社は、現在でも鉄道共済年金の給

付費用につきまして、七社合計で毎年度二百二十億円の特別負担を行っておりますが、今回の移換金の負担につきましても、その負担により各社の経営に与える影響について十分留意をいたしまして、今後の調整を図ってまいりたいと考えております。

お尋ねの第二点目のJR北海道、四国、九州、貨物会社の経営の状況でございますが、昭和六十二年四月に国鉄改革によりまして会社が発足して以降今日まで、JR北海道、四国、九州の三社につきましては、各地域のニーズに対応いたしました輸送サービスの改善や経営の効率化に積極的に努めておりますし、またJR貨物につきましても、荷主のニーズに適合しました貨物輸送サービスの提供でありまして、経営の効率化を図ってきたことによりまして、改革以後、基本的には順調に営業収益を伸ばして経常利益を確保してまいりました。

しかしながら、先生御指摘のように、JR北海道、四国、九州の三社につきましては、昨今の低金利の状況あるいは景気の低迷によりまして輸送量の減少などによりまして、各社とも経営状況が悪化をいたしまして、平成六年度にはJR四国とJR九州が初めて五億円の経常損失を計上いたしました。

また平成七年度には、JR北海道も含めました三社につきまして経常損失が見込まれ、さらに今年度、平成八年度につきましては、その赤字が一層拡大する見通しとなりましたので、本年の一月十日からでございますけれども、JR発足後、実質的には初めてでございますが、国鉄時代末期の昭和六十一年九月の運賃改定以来九年ぶりの運賃改定を初めて行ったということでございます。

この結果、平成七年度の決算の見込みでございますけれども、JR九州は七億円の経常黒字が見込まれるような状況になっております。一方、JR北海道とJR四国につきましては、当初の赤字見込みよりも圧縮されておりますけれども、JR北海道につきまして十四億円、JR四国につきま

して七億円の赤字が見込まれておるといふふうに聞いております。

また、平成八年度でございますけれども、先生おっしゃいましたように、JR北海道につきましてはなお三十七億円の経常損失が見込まれておりますが、JR四国とJR九州の二社につきましては、それぞれ二億円、十八億円の経常利益が得られて、赤字が解消するものと見込まれております。

また、JR貨物につきましては、景気の低迷あるいは自然災害の影響などによりまして、平成五年度に三十八億円の赤字、平成六年度に八十二億円の赤字を計上し、平成七年度決算におきましても八十九億円の経常赤字が見込まれておると聞いております。それで、平成八年度につきましては、JR貨物におきまして、コンテナ輸送の拡大や一層の経営合理化などに努めることによりまして、事業計画では二億円の経常利益を見込んでおるといふことでございます。

それから、お尋ねの第三点目でありましてけれども、これら各社の経営改善のためにどのような対応策を講じていくのかという点でございます。

各社とも、昭和六十二年四月の国鉄改革におきまして、経営の自主性が確保され、責任が明確になるように株式会社として発足をいたしておりました。その際に、特に厳しい経営環境が見込まれておりましたJR北海道、四国、九州の三社につきましては、国鉄の長期債務を継承させないということに加えて、三社合計で約一兆二千八百億円の経営安定基金を設けるといった特別の措置を講じております。

また、JR貨物につきましても、JR旅客会社に支払いをします線路使用料につきまして、仮に貨物輸送がなければその発生が回避されると認められる経費、これはアポイントコストと呼んでおりますけれども、このコストにその支払いを限定するといったような特別の措置を講じて会社を発足させたところでございます。

このような国鉄改革の趣旨にかんがみますと、

昨今の大変厳しい経営状況の中ではありますが、JR北海道、四国、九州の三社につきましては、今後なお一層各地域のニーズに対応した輸送サービスの改善を積極的に推進していただくことにより、またJR貨物につきましては、荷主のニーズに適合した質の高い輸送サービスの提供によりまして一層増収を確保していただき、また、あわせて不断の経営合理化により経費の削減を図るなど徹底した経営努力を尽くしていただきたい、このように思っております。

運輸省といたしましても、これら各社の経営努力を見守りつつ、国鉄改革の最終目標でありますJR各社の完全民営化の実現を目指し幅広く勉強してまいりたい、このように考えております。

○荒井(聴)委員 大変御丁寧な御説明でありがと

うございます。

国鉄改革というのは、この数年間、我が国政府が行った大きな改革で私は大変成功した事例だと思っております。しかし、残念ながら、当時予想していなかったような低経済成長に入ってしまったということで、当初の予定の手法が余りうまく機能していないといったような点が三島に集中しているんじゃないかというふうに思っています。経営改善のために、当初の考え方とどこが実際狂ってきたのかということをよく運輸省は検討していただきたいと思っております。

また、鉄道貨物や鉄道という公共交通というのは、環境改善という意味でも大変大きなメリットがあるというふうに、鉄道の持っている意味というものを国民にももう少し知らせていただけるように努力をしていただきたいと思います。

さて、今回の三共済の統合は、年金制度の長期的な安定を図るという観点から行われるものと評価いたしますが、今後の高齢化に伴い、年金を初め医療、介護などにかかわる国民の負担はますます増大することが予想されております。

社会保障全体として安定的な運営が図られるようにしていくという観点から今後とも不可欠であり、これらの制度は国民生活に安心と安定を

与えるものであり、その役割は今後とも変わらざる大切なものがあります。一方において、先ほども指摘いたしましたけれども、右肩上がりの経済成長というものを想定していたと思うのですけれども、そういうものがなかなか困難な状況になってきているという状況の中で、従来のように国民に税や保険料負担を際限なく負わせるというわけには当然いかないう状況になってまいります。

そこで、社会保障制度を確実な、安定なものにしていく上では、国民の負担のレベルも経済の体力に見合った水準である必要があると思うのですが、大臣は国民負担率のあり方、限界についてどのようにお考えなのか。きょうも日経新聞にちよっと出ておりましたけれども、国民負担率のあり方について大臣の御見解を承りたいと思います。

○菅内閣府大臣 御指摘のとおり、一方で、高齢化の進展に伴いまして、社会保障に要する費用が増大していくことはなかなか避けたいものだと思っております。同時に、今日の経済の状況は、これまでのようなまことに右肩上がり期待することはなかなか難しく、経済の活力を今後損なわないように運営していくためには、国民に過重な負担を課することがないように考慮しつつ、必要な給付を実現していかなければならないという大変難しい選択になってくると思っております。

国民負担率につきましては、行革審の答申においても、高齢化のピークにおいて五〇％以下をめぐりにその上昇を抑制する、そういうふうになされているところでありまして、厚生省においても、また私自身も、この五〇％以下というものを一つのめどとして制度の合理化、制度の運用の効率化などに努めて、まさに福祉構造の改革をする中で安心できる高齢化社会を実現しつつ、しかも負担を五〇％以下にしていこうという、難しい選択ではありますけれども、その目標に向けて全力を挙げていきたい、このように考えております。

(鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席)

○荒井(聰)委員 現在、与党福祉プロジェクトでは、介護保険問題を非常に熱心に議論をしております。厚生省と与党の福祉プロジェクトとの間でも、介護保険問題に関する基本的な枠組みについては、大方了解が付きそうな状況に今あります。ぜひとも医療、年金、そして福祉の、その福祉問題でも大きな問題であります介護保険問題について、菅内閣府大臣初め厚生省の熱心な議論、検討、そして努力というものをお願い申し上げます。

ところで、外国で勤務するサラリーマンが現在大変ふえております。このような外国で勤務する者について、年金制度の適用において、我が国の年金制度と現地の国の制度との二重適用になるといふような問題がたびたび指摘されておりました。現在、我が国とドイツとの間で、この年金の通算協定といったようなことが熱心に行われているといふことを聞いてございます。

一番勤務地の多いアメリカなどでも早急にこの協定の交渉を始めることを希望いたしますが、つい最近ドイツへ行つて、介護保険問題を中心にドイツの社会福祉問題を熱心に調査していただきました同僚の金田議員に以降関連質問をお譲りいたしますので、どうぞよろしくお願いします。

どうもありがとうございます。

○和田委員長 この際、金田誠一君から関連質疑の申し出があります。荒井君の持ち時間の範囲内でこれを許します。金田誠一君。

○金田(誠)委員 金田誠一でございます。

私は、社会保険料の徴収システムについてというテーマで御見解を伺いたいと思うわけでございます。

社会保険料、特に給料から天引きできない国民年金あるいは国民健康保険、こういうものの徴収システムは、我が国の場合非常にまだ不備な点が多い、こう思っているところでございます。その証拠といたしまして、今焦点になっております介護保険の導入に当たりましては、市町村長の皆様から、国保の二の舞になるのではないかと、こういう心配の声が上がっているわけでございますし、

国民年金については年金の空洞化ということが大きな問題になっておるわけでございます。

こうしたテーマを持ちながら、先般、連休を利用させていただきまして、ドイツの状況を視察させていただいた次第でございます。現地の大使館に厚生省の方から派遣をされている職員の方がいらっしゃるしまして、いろいろアレレンジしていただきました。また、ちょうどそのときに日本とドイツの年金の通算に関する協議がなされていたようでございまして、大変御苦労さまであったと思うわけでございます。

ドイツに出向しまして、社会保険料の未納についてどうなっているのかという質問をいたしました。ドイツは、国民負担率のうちでも、税よりも保険の方が高いというお国柄のようでございます。ビスマルクが初めて社会保険というものを編み出したということで、保険のウェイトが非常に高い。したがって、その徴収システム等についても、かなりきちんとしたものになっているようにございます。

例えば、自営業者の場合、営業をするためには何か証明書のようなものを交付していただくようでございますが、毎年毎年交付をしてもうらに当たっては、税の納入の証明、そして社会保険の納入の証明書が要するというこのようでございます。

それらを含めましていろいろ勉強をしてみたいと思いましたが、今の例もそうですけれども、そのまま日本に適用できない部分も結構ございます。しかし、現状の日本の社会保険料の徴収システムを考えた場合に、このまま放置しておいてはならないという気がしてなりません。それで、素人ながら、例えばこういう方法が考えられるのではないかと、時間を幾つか考えてみました。これについて、時間もございませんで全部一括申し上げますので、順次御見解をいただければと思いま

す。

まず、国民年金の被保険者になる、あるいは国保の被保険者になる。徴収するのは市町村長でございますけれども、その市町村長に、自分のところに転入してきた住民あるいは住んでいる住民の中でだれが一体該当するのかという情報が伝わらないシステムでございます。したがって、収納率が下がる、空洞化が進むのも無理からぬことと思うわけでございます。

ここに、例えば厚生年金から国民年金に異動するといふような場合に、厚生年金の被保険者から市町村長にあてて通知義務を負わせて、通知を受け取った市町村長が当該本人を国民年金に加入をさせて年金保険料を徴収する、その通知を厚生年金の方に通知した時点で厚生年金の方から被保険者資格を喪失させるというシステムでもつくらなければ、これはどうしようもないのではないかと。これと同じように、国保についても同じような仕組みをつくらなければならないのではないかと。この国保、国民年金と被用者年金、被用者保険の間の異動に当たって、通知義務ということをもつては制度化する必要があると思っておりますが一点でございます。

もう一点は、これは特に国保の方に言えることかと思ひますが、年金からの天引き制度。これは今介護保険導入に伴って議論されていることでございますけれども、介護保険の導入にかかわらず、国保については早急に天引きに手をつけることができないのではないだろうか。あるいは国民年金については雇用保険の給付などからの天引き、こういう天引き制度というものを、そのほかにも例えば労災の給付とかからもできるのかも知れませんが、いずれにしても、検討をする必要があるのではないかと、この二点目です。

そして三目目としては、これは特に国保の場合ですけれども、現状では保険料を納入しなくても被保険者資格を有する。そして、病気になるまで保険給付の必要を生じた場合に申請すれば、保険証が交付されて直ちに保険給付が受けられる。例

えて言うならば、火事に遭ってから火災保険に入りに行くようなもの、事故を起こしてから自動車保険に入るようなものでございまして、もはやこれは保険の体をなしておられない。こういう状況であれば保険料を払う方が不思議なくらいでございまして、にもかかわらず八割、九割の方は払っていただいているというのは、日本は非常にモラルが高いんだと思うわけでございまして、このモラルの高い方々、正直者がばかを見るということであってはならないと思うわけでございまして、ドイツに行つて聞きましたら、二カ月滞納をしますと自動的に資格喪失をします。資格を喪失したらどうなるのですかと云つたら、自己負担です、自己負担で払い切れなくなつたら生活保護の適用をするしかありません、しかし、生保の適用については自分の財産を使い果たすという条件が必要だということです。御説明でございました。

厚生省サイドで検討できるものについては、私はこの三点ほどあるのではないかと、こう素人ながら思っているわけでございまして、これらについてぜひ御見解を賜りたい。そして、まだほかにもいい方法があるんだというようなことでもあれば、教えていただければと思います。

○横田政府委員 被用者年金との連携による国民年金の未納者対策でございますけれども、私も、九年一月一日から、各公的年金制度に共通する基礎年金番号の導入を目指して準備しておりますが、これが実現されますと、社会保険事務所の方から被保険者としての年金の資格を失った情報につきまして各市町村に提供することになります。市町村といつたしましては、ど

の人が国年の対象になるか把握できるようになりますので、御意見の趣旨を踏まえた効率的な適用対策なり納付対策が可能になるというふうに考えております。

るよう協力をお願いしているところでござい

す。さらに、私もいたしましては、市町村の窓口におきまして、国民年金と国民健康保険との間の被保険者資格の定期的な突合あるいは窓口の一本化、届出書の一体化等を指導いたしております。こういったことを通じて未加入者、未納者対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○岡光政府委員 まず、国保の保険料につきましては年金から天引きしたかどうかという御提案でございますが、先生よく御存じのとおり、現在の国保の収納状況を見ますと、実は都市部の滞納が比較的に多いわけでございまして、特にその都市部での滞納者は年齢の若い層でございまして、年齢階級別に見ますと、むしろお年寄りほど納めている率が高つております。

そういう国保の実態でございますので、年齢の若い層につきましてはむしろ年金の対象にはなつておりませんから、今おっしゃつた話は直ちにはこの若年層には当てはまらないのだと思ひますが、高齢者につきましてはまさに研究課題だと思つております。たまたま御指摘ありましたように、介護保険につきまして今そういった趣旨の検討をしておりますので、そういったことの動向を見ながら、国民健康保険においてその点についてどういう対応ができるか、検討させていただきたいと思つております。

それから、未納者があつた場合に、ドイツでは相当シビアな対応をしているけれども国保はどうだという御指摘でございます。

もう先生よく御存じのとおり、現在やっておりますことは、特別の事情がないにもかかわらず保険料を滞納しているいわゆる悪質滞納者、こういうグループを想定いたしまして、いろいろ窓口で指導をしてもなお対応してもらえない場合には、保険証を返していただきまして、その資格期間、有効期間が短い保険証をお渡しするとか、あるいは、どうしても協力をいただけないような場合には、

は、保険証を返していただきまして、それにかわりまして被保険者資格証明書というものを出すことになっております。この場合には現物給付は受けれませんが、いわゆる償還払いの扱いにする、そして、現金を下さいとお見えになった場合には、保険料をちゃんと納めてください、それとの見合いで現金払いをする、こんな仕組みにしていくわけでございまして、こういった制度が既にあるわけでございまして。

こういったものをうまく動かしながら、かつ、御指摘がありましたようないろいろな収納対策を今も講じておりますが、こういったものを充実することによってとりあえず対応させることが私どもとるべき方法ではないだろうか。

資格を喪失させるということにつきましては非常な議論のあるところでございまして、国民健康保険がいわゆる皆保険体制の基礎になつていて、このことにはなかなか難しいのではないだろうか。その前に保険料収納対策をいろいろ講じて対応するというのが、まず対応する手順ではないだろうか。なかなかというふうに考えておるところでござい

ます。

○金田(誠)委員 現状が徴収の現場でいかに深刻な事態にあるかということをお聞きしたいと思ひます。現状を大胆に改革するという発想にぜひ立っていただきたいと思うわけでございまして。旧来、護送船団方式といひますか、ぬるま湯といひますか、あるいは談合社会といひますか、住専の問題もそうございまして、日本の本体的な体質といひものが社会全体にしみ渡つてきた。そこからいかに脱皮を図るかというのが今の大きな課題ではないのでしょうか。

保険ですから、皆保険であつても保険であつて、保険料納入と保険金給付というのはリンクしなければ、もはや保険でない。これは当たり前のことですが、そのぐらいの国民合意がでなければ、これから財政の厳しい状況等についてどうやって乗り越えるのか、ひとつお考えをいただ

たいもの、こう思うわけでござい

ます。なお、きょうは大蔵省にもおいでいただいております。前段、年金番号ができれば通知はされるというお話もございましたけれども、通知をしたところで払わなければそれまでというのが現状の制度でございまして。国保もやはりでございます。資格を喪失させるということがない限りは、払つていただけない可能性がまだまだある。そのため

に各市町村は膨大な社会保険料の徴収コストをかけているわけでございまして。もしこれをきちんとしたルールに乗せれば、数万人あるいは数十万人単位で人員も削減できるのではないだろうか。この予感もしております。

その一つの方法として、例えば自営業者の方々、給料から天引きされて年末調整をされない方々は確定申告をされるはずでございまして。その際に社会保険料の領収書を添付していただく。領収書を添付されなければ各種控除等についても認めないとか、領収書添付がなければその時点で税と一括して社会保険料も徴収するということができないのであれば、社会的公正を期することはできないのではないかと。

社会保険料というのは税と同等だ。まさに今介護保険などを仕組むということは、これはもう本来、税で今までやってきたものを保険に振りかえ

るわけですから、やはりそういうシステムもあわせ考へるべきだと思つたのです。これは行政改革にもつながる、財政再建にもつながる、大蔵としても無関心ではいられないはずだと私は思ひますので、主税局のお考えを伺いたしたいと思います。

○木村説明員 お答え申し上げます。

委員の御質問でございまして、国民年金や国民健康保険の保険料が確実に納められるということ

その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合には、その支払った金額を、社会保険料控除として、その居住者のその年分の総所得金額等から控除することになっているわけでございます。

この社会保険料についてでございますが、国民年金、国民健康保険は強制徴収の制度となっております。基本的に加入者には必ずその保険料の納付を求めるものであることでございますので、確定申告に当たりましてその額を証明する書類を確定申告書に添付することを義務づけるといふことは今しておりませんし、税制の立場から申し上げますと、その必要性はないものと考えております。

○金田(誠)委員 大蔵の立場からすれば関係のないこととおっしゃられるのは、非常に残念なことでございます。

今深刻な財政危機にある、税負担をこれ以上求めるのは非常に困難である、したがって社会保険方式でという形の中で、このようなざるのよう徴収システムを具体的に考えていこう、検討の俎上にのせていこうということさえ御答弁では何うことができませんでした。残念でございますが時間がございません。またの機会に質問させていただきますことにしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○和田委員長 岩佐委員さん。

○岩佐委員 日本鉄道共済が破綻した原因は、政府と国鉄の人員政策にあったと思います。戦中は四十五万人ぐらいたった人数が、戦後は失業対策もあり、六十一万人になりました。その後、十万人の首切りがあり、一九七五年ごろまでの二十五年間というのは四十五万人体制でした。その後、急激な人減らしが行われ、現在二十万人となっております。

国鉄の分割・民営化を含め、まさに国策として行われてきたものであり、国、JR当局に大きな

原因があるというふうに思いますけれども、その点どうでしょうか、大臣の考えを伺いたいと思います。

○菅内閣府大臣 今、岩佐委員が言われるように、JR共済の財政状況が大変厳しくなったのにはいろいろ原因があると思います。基本的には、モータリゼーションの進行によりまして、鉄道事業の斜陽化という産業構造の変化によって余剰人員が発生し、合理化を進めた結果、給付を支える現役の組合員数が著しく減少したことによって急激に悪化したものである、このように考えております。

このような産業構造の変化による影響は、種々の産業分野にあり得ることでありまして、その場合に特定の運営主体に責任を帰すことができるかどうか、私は帰すことは必ずしも適当ではないと思っております。

例えば、ある分野の産業は、民間の場合であれば、その産業が若干衰退する場合に別の分野へほとんど進出していくといったような形で対応することもあるでしょうし、あるいは、いち早くある種の転換を図っていくということもあるでしょうから、必ずしもそれをすべて運営主体の責任に帰すというのは適当ではないのではないかと。例えば、繊維産業や石炭鉱業も鉄道事業と同様に産業構造の変化による影響を強く受け、被保険者数が著しく減少しているわけですが、年金制度の運営に当たっては、事業主に特別な責任を求めるのではなく、同じ厚生年金グループの中で全産業が公平に支え合っているわけでありまして。

したがって、鉄道事業の斜陽化という産業構造の変化による影響について、国やJR各社に運営主体として全面的に責任を求めるというのは、それだけで求めるというのは必ずしも適当ではなくて、今回のようにいろいろな組み合わせの中で公的年金制度全体の問題として対応する、そしてまたいろいろな形で自助努力も当然のことながらお願いする、そういうことで今回の仕組みをつくり、法案を提出したわけでありまして。

○岩佐委員 ところが、今回の改正案では、国鉄清算事業団とJR各社の支出額が、現行の制度間調整法に比べても千二百三十億円から八百七十六億円へと大幅に減額をされます。一方、各被用者年金からの支援額、これは六百六十億円から千八百億円へと二・五倍となります。つまり、労働者に負担を転嫁することになるわけです。ですから、国やJR当局の責任をあいまいにして、こうした労働者に負担を課し、これらの負担を軽くする、そういうものであってはならないというふうな思っているわけです。その点どうでしょうか。

○松川説明員 委員の御指摘は、今回の統合に伴う支援措置と現在の制度間調整事業における支援の枠組みについての比較をした上での御尋ねでございます。

今回の統合に伴う過去期間、統合前期間に係る給付費に關します費用負担の枠組みにつきまして、御案内のとおり、物価スライド、賃金再評価といったような世代間扶養で賄える部分につきましては被用者年金全制度で支え合う一方、そうでない部分、独立制度として運営していた期間に給付が確定していた部分については積立金を移換させるというものでございまして、これらはすべて関係者間で大変長期間にわたって議論を積み重ねられた結果、いわば一つのコンセンサスとして取りまとめられたものでございます。そうではございますが、結果として、単純に現行制度間調整事業と比べました場合、委員御指摘のような差があることは事実でございます。

これにつきましては、まず第一に、基本的な考え方といたしまして、現行の制度間調整事業では、一時的な支援措置、一元化までのつなぎの措置としての支援措置を講ずるに当たりまして、鉄道共済自身が最大限、目いっぱい自助努力を行うべきであるという前提、考え方でございまして、これに對しまして、今回の枠組みでは、一定の合理的かつ公平なルールに従って、みんな、全サラリーマンで鉄道共済を長期的かつ安定的に支え合っていくというものでございます。そう

いったことから基本的な考え方が異なっているという面がございます。

その次に、第二といたしまして、そうしたことから、現行の制度間調整事業では、本来現役被保険者が将来退職したときに備えて積み立てておくべき部分、今回の枠組みでは給付確定部分に相当するわけでありまして、その部分の保険料まで過去の給付に充てる、まずは優先的に保険料を全部充てるといふことで、本来積み立てておくべき部分も食いつぶしていったということに對しまして、今回では、そうした部分が別途引当金を留保されておることがございます。

それから三番目は、先ほど御指摘がございましたように、特別負担といわれる積立金の移換の充当部分の差でございます。これにつきましては、現行の清算事業団等の特別負担は、いわば民営化前の過去の保険料徴収が足りなかった、その不足分の精算として負担しているものでございまして、その性格上、八年度で終了するものでございまして、したがって、そうしたものがなくなるといったことから差が出てくるわけでございます。

そのほかの要因といたしまして、この数年の鉄道共済の給付費の傾向自体が、職員構成の関係上、新規の退職者が余り発生していないというような要因もございまして、さらには、今回の統合の枠組みに伴いまして標準報酬の再評価の繰り延べは解除するというような要因もございまして、そういった要因にも留意する必要があるかと思っております。

いずれにいたしまして、そういったような基本的な考え方、特別負担の差によるものでございまして、国及びJR各社の責任を転嫁したという指摘は当たらないのではないかと考えている次第でございます。

○岩佐委員 今回、日本鉄道共済を厚生年金に統合するに当たって、国鉄清算事業団とJR各社は積立金の不足部分についてだけ支出をするということになっているわけです。今説明があったようなぐあいです。

この積立金の算定ルールというのは、結局は持参金を少なくする、そういう算出方法を用いたとしたかと思えないですね。実際に積立金で賄われるのは年金給付費用の二三%にしかすぎません。現役労働者に多くの負担を負わせた上、四割以上を他の保険からの支援に頼ることになるわけです。年金は当然物価スライドを伴うものであって、この分についてもJR各社などが負担をするのは当然だというのは、これは一つの理屈の立つ考え方であるというふうに思います。

また、大量の人減らし、合理化によって鉄道共済は財政破綻をしている。この結果、高い保険料、低い給付、そういうことで非常に労働者が大変な思いをしてきているわけですから、国やJR当局がそれなりの負担をしていくのは当たり前のことではないかというふうに思うわけです。

鉄道共済は最も高い保険料で最も低い給付と言われています。厚生年金に比べて年間七万円も高い保険料に現在なっていて、それも次の再計算のときにまだ厚生年金と同じにはなりません。

給付についても、先ほど来議論がされているように、十年余りで十項目の給付削減があつて、鉄道共済組合の調査でも、平均年金額が、三十六年二ヵ月加入の方で鉄道年金は二百二十万円、厚生年金の場合三十八年八ヵ月で二百二十二万円、国家公務員共済では三十三年七ヵ月加入して二百三十六万円というふうになっていますから、これはもう鉄道共済の皆さんが非常に低いというのは一目瞭然です。再評価分凍結を解除して三・四%引き上げて、給付額というのは厚生年金と同じにはならないわけです。政府、厚生省がよく言う負担と給付の公平、そういう考え方も、この実情というのは反するといふふうに思います。その点についてどうですか。

○松川説明員 鉄道共済の年金給付についてのお尋ねでございます。

御指摘のような、いわば財政支援を受ける前提としての自助努力の結果、鉄道共済の年金給付については、厚生年金よりも下回る水準に下げてき

ているわけでございます。

委員の御指摘のあった数字につきましては、給付の算定方式が昭和六十一年四月を境にしまして大きく異なっております。昭和六十一年四月以降は、いわば給付の算定方式が厚生年金にそえられておりますので、この部分につきましては、職域年金相当部分が支給されないということと、あわせて標準報酬の再評価の繰り延べが行われていないということとをございまして、結果として再評価の繰り延べ分だけ厚生年金を下回るということは容易にうかがえるかと思いますが、大半の部分はいわゆる昭和六十一年三月以前に裁定をされた年金でございます。

これは給付の算定方式が、いろいろありました。が整理された結果、現在はいわば通年方式の百分の百に減額された姿となっております。ございします。通年方式は最終俸給を基礎とするものでございします。他方、厚生年金の方は平均標準報酬を基礎とするものでございまして、最終俸給と平均標準報酬との間に一定の関係を見出すのはなかなか難しいわけでございます。個々にも加入期間も違ひます。また、賃金の実際の履歴というものは追うことも難しいので、なかなか比較をすることは難しいわけでありまして、

これまで申し上げてきたことに対してやや低くなっている要因として考えられます。要因といたしましては、鉄道共済の場合は、若い年齢のときに繰り上げて年金を支給するという制度が以前適用されておりました。こうした年金の受給者が非常に他の制度に比べて多いということとをございします。繰り上げ請求の方の年金額につきましては、御案内のように、平均賃金も低い、平均加入期間も短い、それから、繰り上げますので早期支給の分だけ減額される、十年繰り上げれば四〇%カットされるということでもございします。そういったような要素を勘案しますと、マクロ的にはございしますけれども、厚生年金水準との対比で言いますと、おおむね標準報酬の再評価の繰り延べ分だけ現在下回っているものではないかという

ふうに判断している次第でございます。

○岩佐委員 現に保険料は高くて給付は低いということが非常に大きな問題になっているわけですから、その点については、これはもう議論の余地のないところだといふふうに思います。

先ほど申し上げた、年金について積立金の部分だけ見るといふことはなくて、当然物価スライドを伴う、そういう計算がされなければいけないというふうに思います。JR各社などがこの分について持つというのは当然ではないかというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○近藤(純)政府委員 積立金をどれだけ移換するかということにつきましては、これはさまざま意見があるかと思うわけでございます。先生御指摘のような意見もあるかと存するわけでございます。

ただ、先ほど来話がございしますように、JR共済といふのは、産業構造の変化によります被保険者数の著しい減少、こういうものに伴って制度の中だけで世代間扶養というものができなくなつた、こういうふうなことであるわけでございます。まして、こうした産業構造の変化による影響につきましては、特定の制度、特定の事業者だけに全面的に負担を求めるといふのは必ずしも好ましく

ない。ただ、保険料を納付していた時点で確定した部分につきましては、これは当然移換していただくにいたしまして、世代間扶養に見られるようなところについてまで全面的に負担を求めるとは好ましくないと、他の残りまして被用者年金制度全体で支えるのが公平だ、こういう判断のもとに今回法案を提出させていただいたわけでございます。

○岩佐委員 鉄道共済については、昭和六十一年四月以降職域年金部分を支給しないということになっていきますけれども、当時の衆参両院の附帯決議では、「年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討する」といふふうに言っているわけですが。

NTT共済については厚生年金基金が設立をすることになっていきますので、職域年金部分は確保できるのですけれども、鉄道及びJTについては引き続きできないといふことになるわけですね。将来的にも基金はつくらないといふことなんでしょうか。

○近藤(純)政府委員 JR、JTの各社によります厚生年金基金の設立につきましては、法的な制限は今回も設けておりません。ただ、JR共済それからJT共済ともに財政状況が極めて悪いわけございまして、現に職域年金部分は支給されていらないわけございまして、統合後におきまして当面は現実問題として基金をつくるのは難しいのではないかな、こういう見通しを持っているわけでございます。

○岩佐委員 そういう説明になると、援助を受けている間は未来永劫できないよという話になりかねないわけですが、そうなるのと附帯決議の趣旨に反すると思ふのです。

現在、積立金は約三千四百億円あります。そのうち、独自給付部分引き当てとして三百億円確保をして、そして六十歳前給付等を支払うといふふうになっていきます。この部分に五百億円程度加えれば職域部分の給付ができる、そういう説明もあるわけですが、その点どうでしょうか。

○松川説明員 委員の御指摘は、現在、いわゆる恩給期間の部分の費用を除いたところのベースで、鉄道共済の関係が大ざっぱなところで年間約五千億円程度給付費があるといふこととをございまして、いわば職域年金部分は全体の給付の一割程度といふこととをございします。そういふことからすると五百億円程度あれば賄えるのではないかと、このこととをございしますが、これは毎年度五百億円というところでございします。少なくとも一兆円程度の追加的な引き当てが必要になる可能性がございします。

○岩佐委員 その点について、毎年ということですが、これは検討していくことができる、そういう問題ではないかというふうに思うのです。

ね。まるっきり検討できないという話ではないというふうに思います。

国とかあるいはJR当局がこれを支出して職域年金部分を支給していく、前向きにきちんと検討していく、あるいは厚生年金基金を設立するということなどを、全くだめだということではなくて、考えていく必要があるというふうに思うので、すけれども、再度確認をしたいと思えます。

○松川説明員 委員の御指摘の前に、企業年金の話に入ります前に、まず、いわば公的年金のあり方として職域年金部分の復活ができないかということでもございますけれども、職域年金部分につきましても、従来、鉄道共済が他の制度から財政支援を受けることによってようやく毎年の給付を維持しているという状況にありまして、いわば財政支援を受ける前提として、自助努力として職域年金部分を支給しない措置を講じてきたわけでございます。そうした経緯もござります。

今後の枠組みにおきましても、相当長期間にわたります他の制度から財政支援、実質的な支援を受ける形で給付を維持するというところでございまして、その考え方は、少なくとも公的年金として共通する厚生年金相当部分の給付の維持をみんな支え合うことでやろうということでございます。

そうした中であって、職域年金部分を支給できるぐらいなら、支援部分ではなくて自助努力でやるべきだという考え方にむしろ逆行しかねないわけでございますので、そういった事情からいたしまして、現実の問題として、職域年金部分を復活するということについてはコンセンサスが得られなかったわけでございます。

こうした事情からいたしますと、先ほど年金局の方から御答弁申し上げましたように、制度といたしましては企業年金の設定を否定しているものではございませんが、現実問題としてはなかなか難しい状況にあるということをお願いしているわけでございます。

○岩佐委員 私は、JRとか国が負担をするという点について、もっと真剣に現場で働く人たちがいるいは年金受給者の立場に立って考えるべきであるということであろうと、今の説明ではなかなか納得がいかない。やはりもっと努力をすべきであるというふうに思います。

時間も限られてきていますので、女性の年金権について大臣にお考えをいただきたいということですが、二つばかり提案させていただきましますので、お答えをいただきたいと思えます。

社会保障制度審議会の九五年勧告で、「現在の社会保障制度には、妻を夫の被扶養者と位置づけるような、従来の女性の役割を反映した仕組みが残されているが、このような仕組みについても真に男女平等の視点に立って見直していかなければならない。」と言っているわけです。年金でもまだ未解決の問題が残っています。

離婚した女性は、死亡した被保険者との間にたとえ長い婚姻期間があっても遺族年金を受給できない。男性が再婚していれば、いわゆる後妻が遺族年金を受給する。仮に長い婚姻生活があっても先妻には受給権がないということになります。男性中心社会の、男性中心の年金制度の不合理さのあらわれだということに考えます。

フランスのように婚姻期間によって遺族年金を支給する、そういうことを検討すべきだと思えます。すけれども、その点についていかがでしょうか。

○近藤(純)政府委員 日本の年金制度は、先生御承知のとおり、老齢とか障害とか死亡とか、こういう保険事故が発生した時点で権利関係を確定する、こういう基本原則に立っているわけでございます。その時点で生活実態に着目いたしまして、それに応じた給付をするという建前になつてはいるわけでございます。

は、生計を維持されていた方の生活を保障する、こういうことで遺族年金が出てくるわけでございます。すので、こうした遺族年金の基本的な考え方に触れるのではないのかなというのが一点でございます。

それから、民法上、離婚した妻に対して法定の遺産相続がまだ認められていないような法体系の国でございますので、こういったことが今すぐなじむのかな、こういうふうな感じがいたしているわけでございます。

そういうことで、この問題につきましては、さらに慎重な検討が必要だということに思っております。

○岩佐委員 もう一つの問題ですけれども、勧告が指摘をしているように、「賃金格差など社会の実態が社会保障の給付水準に反映される」ということも、両性の平等という原則から問題となりまします。賃金水準の格差のほか、勤務年数の男女格差があります。育児、老人や病人の世話、介護、家事などが女性の就業を困難にしています。

一つの職業で男の人と同じようにずっと数十年間働き続ける女性というのは、本当に数少ないのではないのでしょうか。大体職業を幾つもかえる。そのたびにやめて、ブランクになるわけですね。そういう女性が多いわけです。女性の就業の継続を困難にしているそういういろいろな問題があつて、これが年金についても大変大きな妨げになっているわけです。

この女性の就業の継続を困難にしている大きな原因として、やはり育児があると思うのです。子供が生まれるとやめなければいけないというのがあります。一年間とか二年間とかということですが、かなりの方がやめられるわけですね。フランスでは、一児の育児について二年の被保険者期間というのを加算しているということです。

○近藤(純)政府委員 御承知のとおり、日本の年金制度では、育てた子の数に応じて年金を加

算する、こういうふうな措置はないわけでございます。まして、新しい形の制度が入ってくるということでございますので、年金制度と育児期間の関係をどのように考えていくか、にわかに判断しがたいわけでございますけれども、関係者の御意見、いろいろあるかと思うわけでございます。

こういった意見を十分聞きながら、いろいろな方々の御意見を聞きながら議論をしていく必要があるということでございます。今直ちにだめだとかいいとかいうことは言えないのでございまして、けれども、せっかくの御意見でございますので参考させていただきまして、検討してみたいと思っております。

○岩佐委員 女性の年金権については、やはり女性が目立ってひとり暮らししているというところが非常に重要です。現実には賃金差別とか就業上のいろいろな障害というのがあるわけですから、早急にこうした具体的な問題について、フランスでは現にやれているわけですから、日本でも検討して実行に移していく、そういう手だてをとってほしいというふうに思うのでございまして、菅大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○菅国務大臣 今、女性の年金権あるいは配偶者の年金権という問題で幾つか御指摘がありまして、確かに、おっしゃる趣旨の中で、何となく何らかの措置が必要なのかなと思う面もないわけではないのです。

特に私が感じましたのは、これは他の委員の御質問にもお答えしたのですが、育児期間の年金の問題は、育児休業などとも関連して、今非常に子供の出生率下がっているという問題に対しても、かなり深刻に何らかの対応を考えなければいけないと思っております。そういった面から、あるいは今フランスの例を挙げられましたが、そういうことについても、そういう観点から場合によっては検討に値するのではないか、うか、そんなふうにお聞きをいたしております。

○若佐委員 終わります。

○和田委員長 土肥隆一君。

○土肥委員 皆さん、お疲れでございます。あと十五分おつき合ください。

まず、午後の委員の質問の中で、一元化について何か私よく理解できなかったもので、早速例の一元化懇を讀んでみましたら、そこに被用者年金制度の統一の枠組みを形成するというのが一元化の目的だ、こう書いてありますね。したがって、まずは第一段階として旧三公社共済を厚生年金に統合する、その次は公務員グループだ、その次は農林共済、私学共済だ、こういうふうな一元化懇ではまとめてありますが、その後はどうするのですか。それは一元化じゃないのですか。お答えいただきたいと思ひます。

○近藤(純)政府委員 一元化懇の議論では一本化という議論も出ました。きょうの日経連の参考人からそういうふうな話が出たと思ひますけれども、日経連の委員の先生からは統合一本化をすべきである、こういうふうな御意見も出ました。ただ、現実問題として、過去の経緯もあるというところで、それも尊重しながらやっていかなければいかぬということ、まだ最終的な目標という形では明らかになっていなかったわけですが、もちろん一本化というのが否定されているわけではございませんけれども、基本となる考え方は年金制度の長期的な安定ということと特に負担の公平だ、こういうことでございますので、必ずしも一本化が最終目標という形で決まったわけではございません。

○土肥委員 これは国語の問題なのか、私が理解が悪いのか、一元化と一本化とは違うのですか。そうですか。それでは、厚生省が年金問題で一元化と言ふときには、いつも一本化じゃないと言ひながら聞いておかなければいけない。

そうすると、今のところそれをどうするかというところは全く見通しは立っていない、結論は出ていない、そういうふうな理解していいのですか。

○近藤(純)政府委員 手法の具体的な検討の方向は出ておりますけれども、最終目標が決まったというわけではございません。一本化というのは一元化の一つの対応である、こういうふうな考えでおります。

○土肥委員 改めて国語力のなさを私、痛感しております。

ちょっと追加して近藤局長に聞きたいのですが、この一元化懇を見ておられますと、情報の公開というのを改めて第三項目に挙げまして、しきりに情報公開、検証、こう言っておりますが、共済制度の中で何か情報を隠しているところがあるのですか。何でもこんな情報公開を強調するのか、ちょっとお聞かせください。

○近藤(純)政府委員 全般的に国民の御理解を願うために情報公開が必要だというのは、もちろん一般論であるわけでございますが、それも大きな要素であるわけでございますが、一元化懇でそれにプラスアルファの要因として申し上げますと、きょうの参考人の意見でも出ておりましたけれども、共済年金の三階部分と二階部分というのは実は透明でないというところで、ぜひこれについては透明な形で情報公開してほしい、こういう要請があったことは事実でございます。

一般的に年金制度というのは重要なものでございまして、国民の御理解を得なければいかぬ。非常に難しい制度でございますけれども、これはわかりやすい形でやはり情報を提供して御理解を得なければいかぬ、こういうのはまさに隠れようもない事実でございます。

○土肥委員 それではこれは三階部分だけの話ですね。大蔵省どうですか、ついでに。

○松川説明員 全体については厚生省の方からお答えがあったとおりに思ひますが、共済年金の三階部分の情報公開につきましましては、懇談会の議論の中で透明性をもっと高めるようにという指摘があったことは事実でございます。

ただ、これは資料を何も公開していないという

ことではございませんで、実は給付の算定方式は、いろいろ経緯がございまして、厚生年金とは非常に大きく異なっていました。それを現在はそのようになってきたわけでありまして、何分過去のそういう経緯があるものですから、単純に比較するのが非常に難しい。ですから、午前中の議論もありませんように、一般国民にもわかりやすいような形で情報公開するよう工夫をすべきではないか、こういう趣旨ではないかというふうな受けとめている次第でございます。

○土肥委員 しつこいようですけれども、二階部分には何か隠していることはないわけですね。情報もきちり公開されているわけですね。

○近藤(純)政府委員 十分かどうかという議論はあると思いますが、故意に隠しているというところはございません。

○土肥委員 また後でゆっくりお話し合いをしたというふうな思ひます。

JR共済がいよいよ厚生年金に統合されるというわけですが、一兆円の支度金を持っていられるというところでございます。運輸省、来ておられますね。それで、それを八対二で分けて、清算事業団から八割持つていく、八千億持つていくというわけですか。

どうでしょうか、清算事業団はまだ株も売っておりませんし、土地がなかなか売れない。平成九年には全部これを処分しなければならぬということになってくるんじゃないでしょうか。そういういわば借金だらけの清算事業団がどうして八千億も持てるんだらうかな、これは素人の、その辺の家庭の奥さんでも考えることではないかと思うのです。要するに、最終的には税金で見るとすから、いわば税金を投入しているようなものですね。JRを厚生年金にくっつけるために、言ってみれば、八千億のうち幾らか知りませんけれども、それは税金で面倒見るといふことと理解していいのでしょうか。

○金澤説明員 お答え申し上げます。今回の厚生年金保険法の一部改正法案に基づき

まして、鉄道共済年金が厚生年金保険に統合されます。その際に、今委員御指摘のとおり、清算事業団は六十二年四月の民営化以前の旧国鉄という事業主の地位を承継した次第でございますから、その観点から、今お話しのとおり、六十二年三月以前の雇用主としての負担としての約八千億という、粗い試算でございますが、それだけの負担が求められることになる見込みでございます。

それでは、その負担は可能なのかという御指摘でございます。この委員会における質疑でも明らかにされておりますとおり、清算事業団の長期債務は、既に六十三年一月の閣議決定において、土地、株の資産売却収入の自主財源を充ててもなお残る債務については、最終的に国において処理をするということが決められておるわけでございまして、今回の年金についても、この三月の閣議決定において、最終的に国において処理をするという閣議決定と同様の取り扱いをするということが確認されておるわけでございます。

その閣議決定に基づいて清算事業団がどのような形でこの移換金債務を負担するかということについては、私ども、この趣旨を踏まえて、今後適切に対処していくというふうにお答え申し上げます。

(委員長退席、鈴木(俊)委員長代理着席)

○土肥委員 別に清算事業団にお金が残っているわけではないでしょう。ですから、またどこからか借り入れてきて払うのですか。どうですか。どういうふうな事実上は支払いをするのですか。

○金澤説明員 今お答え申し上げたとおり、土地、株の売却は今後の問題でございます。今後、こういった自己資産の処分による収入を確保することによってできるだけ多くの返済をいたしまして、最終的な国民負担の額の縮小に努めていきたいというのが私どもの現在の気持ちでございます。

○土肥委員 要するに税金を使うということだろう。そう言わざるを得ません。ですから、余り大げらにこれと言つと住専絡みみたいな議論に

なりかねませんので、やはりその辺は情報公開をして、最終的に幾ら債務が残るのか、今から株を売り出したり土地を売ったりして、それが平成九年度に間に合うのかどうかということも含めて、またお聞きしなければならぬというふうに思います。

さて、厚生年金が旧三公社を抱えたという状況ですが、私ども、年金がなくなるのではないかとというような議論が時々あるのですけれども、厚生省の方で保険料と給付の倍率というのを出しておられます。

今七十歳の方は、自分の掛けた保険料の十八・三倍をもらうという大変恵まれた方でございます。ゼロ歳で一・九倍しかならない。それでも二倍近くあるから幸せでございます。これがずっとさかのぼりまして、平成三十七年、これは二〇二五年、厚生省はいつも目標の見通し数値をここに持ってくるわけですが、このときには何倍になっているのでしょうか。そして、もし保険料を全部貯金して復利の利回りですと、四十年間動めた総額と比較してどっちが有利なのか、計算してくれましたか。計算できていますか。それをちょっとお答えいただきたいと思えます。

(鈴木(後)委員長代理退席、委員長着席)
○近藤(純)政府委員 平成三十七年に二十歳という理解でよろしいでしょうか。

平成三十七年に二十歳の方ということですから、平成十七年、これから九年ほど後に生まれる方でございますけれども、この方が二十歳で、それから四十年間加入される、こういうことでございます。平成六年にゼロ歳の数字が一・九倍というところでございますけれども、もう既に平成六年にゼロ歳の方も、二九・八というかなり最終料率に近い段階で厚生年金に加入されるわけでございます。

もちろん、平成三十七年に二十歳になられる方も、もう既に最終保険料率になって定常状態になってから入るということで、その保険料の差というのとはわすかでございますまして、ここに出して

る数字でゼロ歳の保険料の元利合計が三千四十万円となっておりまして、二十万円ふえて三千六十万円になるだけでございます。給付は今のペースでやってございまして、五千八百十万円ということと同じでございますので、率といたしますれば一・九倍ということで、微妙に数字は違いますが、一・九倍ということでは変わらないというところでございます。

それから、この方が二十歳から五十九歳までの四十年間に払い込む保険料の運用利回り、これを五・五%で計算いたしますと、六十歳時点で、これは名目額でございまして、約四億四千万円になるわけでございます。一方、給付は同じ時点で名目額で八億三千万円ということになるわけでございまして、どちらが有利ということとは言えないような数字でございます。

○土肥委員 どうも御苦労さまでした。ありがとうございます。まあ倍率が一・九を維持するということは大変結構だと思えます。

最後に、今回の財政再計算は合計特殊出生率が一・五〇で計算されておりますが、二〇二五年、先ほど申しました平成三十七年では一・八〇、こうなっております。結局、年金というのは分母がどれだけ大きいかということで、充実度といえましょうか、成熟度と逆の意味で非成熟度が出てくるわけでありますけれども、そのいわば算定根拠になっている合計特殊出生率が一・八というの、一体どういう根拠になっているのでしょうか。

そして、最近聞きますと、スウェーデンを初めヨーロッパ諸国は出生率が非常に回復が早いわけでございますが、一・八まで日本は来るのかどうか、その辺の根拠についてお述べいただきたい。そして最後に、大臣は、日本の合計特殊出生率を高めるには一体何が最大のキーポイントか、お答えいただけますでしょうか。

○亀田政府委員 合計特殊出生率の問題でございますけれども、一般論といたしまして、出生率低下の原因には、女子の未婚率の上昇あるいは夫婦

の出生児数の減少などが考えられるわけでございます。近年における状況でございますけれども、夫婦の出生児数の方は二を少し超えている、こういう状態でございます。余り変化をしてないわけでございます。

したがって、最近の出生率の低下は主として女子の未婚率の上昇、これによるものと考えられております。すなわち、若い世代におきましては未婚率が上昇中でございます。その世代の多くはまだ結婚しておらず、したがって子供も産んでいないのに対して、一方、一つ前の世代の多くは既に子供を産み終えている。こういう意味で全体として出生の時期が移行期、過渡期にある、こういうふうな考えられておるわけでございます。

こういうことから、平成四年に先生御指摘の人口問題研究所が推計をいたしましたけれども、その将来推計人口におきましては、申し上げました若い世代が一部生涯未婚、こういうことにつながる可能性もございまして、いずれその大多数が結婚をいたしまして、まあ晩婚ということになりますけれども子供を産むことになる、こういうような考え方のもとに、結果といたしまして合計特殊出生率は将来的には御指摘の一・八になるだろう、こういう推計をしておるところでございます。

○青島務大臣 私、出生率の低下というのは、年金においては長期的に見たときに大変重要な問題だと考えておりまして、先ほども別の委員の方のお話のときに申し上げたのですが、この連休中に八丈島に行きましたら、八丈町では三人目の子供から生まれたときに五十万円、あるいは四人目は七十万円、五人目は百万円、六人目は三百万円と特別な手当を出しているんですね。それでも一万人の町で年間一千万程度で賄える。それを一万倍にすると一億人ですから、もし効果があるのならこれも一つの検討材料かなとも本心に思ったわけです。

また同時に、女性の社会参加ということが一つ

の流れです。やはり女性が働きながら子供を産んで育てられるという環境をもっときちっとつくるべきであろう。こういったことで出生率の回復については相当に力を入れなきゃいけないのではないかと、このように考えております。

○土肥委員 ありがとうございます。

○和田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十六分散会

平成八年五月二十三日印刷

平成八年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局